

平成 24 年度第 2 回  
横浜市次世代育成支援行動計画推進協議会

日時：平成 25 年 3 月 26 日（火）

午前 10 時 30 分から 12 時

場所：松村ビル本館地下 マツ・ムラホール

< 次 第 >

- 1 開会
- 2 こども青少年局長あいさつ
- 3 新委員の紹介
- 4 議題・報告
  - (1) 平成 25 年度予算について
  - (2) 子ども・子育て関連 3 法について
  - (3) 「横浜市子ども・子育て会議（仮称）」について
- 5 その他
- 6 閉会

〔資料〕

-----  
委員名簿・事務局職員名簿

- |        |                        |
|--------|------------------------|
| 資料 1   | 平成 25 年度 こども青少年局予算概要   |
| 資料 2   | 子ども・子育て関連 3 法について      |
| 資料 3   | 「横浜市子ども・子育て会議（仮称）」について |
| 参考資料 1 | 平成 25 年度 健康福祉局予算概要（抜粋） |
| 参考資料 2 | 平成 25 年度 教育委員会予算概要     |



横浜市次世代育成支援行動計画推進協議会 第4期委員名簿

(敬称略・50音順)

<第4期：平成23年4月1日～平成25年3月31日>

会長：◎ 副会長：○

|    | 所 属 ・ 役 職 等  | 委 員       |
|----|--|-----------|
| 1  | 浦和大学こども学部 教授                                       | ○ 伊志嶺 美津子 |
| 2  | 特定非営利活動法人 ユースポート横濱 理事長                             | 岩永 牧人     |
| 3  | (株)K2インターナショナルジャパン<br>湘南・横浜若者サポートステーション 統括コーディネーター | 岩本 真実     |
| 4  | 公益財団法人よこはまユース 業務執行理事兼総務部長                          | 大槻 繁美     |
| 5  | 神奈川新聞社 編集局文化部記者                                    | 柏尾 安希子    |
| 6  | 横浜商工会議所 女性会会長                                      | 河原 隆子     |
| 7  | 横浜弁護士会 弁護士(横浜市児童福祉審議会児童部会委員)                       | 小坏 淳子     |
| 8  | 横浜市青少年指導員連絡協議会 金沢区会長                               | 小林 利彦     |
| 9  | 社団法人横浜市医師会 常任理事                                    | 白井 尚      |
| 10 | 帝京大学大学院教授(大学院教職研究科長)                               | ◎ 高橋 勝    |
| 11 | 横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会長                                 | 伊達 直利     |
| 12 | 横浜障害児を守る連絡協議会 副会長                                  | 土山 由巳     |
| 13 | NPO法人横浜にプレイパークを創ろうネットワーク 理事長                       | 橋本 ミチ子    |
| 14 | つづきMYプラザ(都筑多文化・青少年交流プラザ) 館長                        | 林田 育美     |
| 15 | 一般社団法人横浜青年会議所 副理事長                                 | 半田 浩久     |
| 16 | 横浜市私立保育園園長会 副会長<br>おおつな保育園 園長                      | 菱川 広昭     |
| 17 | 市民公募委員   | 藤村 メイ子    |
| 18 | よこはま一人子育てフォーラム 世話人代表                               | 松岡 美子     |
| 19 | 市民公募委員   | 松本 卓也     |
| 20 | 横浜市立大学准教授  | 三輪 律江     |
| 21 | 横浜地域連合 副議長   | 柳井 健一     |
| 22 | 横浜市主任児童委員連絡会 代表                                    | 梁田 理恵子    |
| 23 | 慶應義塾大学病院 小児科教室専任講師                                 | 渡辺 久子     |
| 24 | 社団法人横浜市幼稚園協会 常任理事<br>学校法人渡邊学園 理事長                  | 渡邊 英則     |
| 25 | 横浜市PTA連絡協議会 副会長                                    | 渡辺 祐子     |

平成25年3月6日現在

横浜市次世代育成支援行動計画推進協議会 事務局名簿

こども青少年局

| 区分 | 所 属                    | 氏 名       |
|----|------------------------|-----------|
| 理事 | こども青少年局緊急保育対策室長        | 鈴木 猛 史    |
| 部長 | こども青少年局副局長(総務部長)       | 小 池 恭 一   |
|    | こども青少年局医務担当部長          | 辻 本 愛 子   |
|    | 青少年部長                  | 鈴木 寿 一    |
|    | 緊急保育対策部長               | 三 上 章 彦   |
|    | 子育て支援部長                | 田 中 博 章   |
|    | こども福祉保健部長              | 本 吉 究     |
|    | 児童虐待・DV対策担当部長          | 板 坂 健 治   |
|    | 中央児童相談所長(児童相談所統括担当部長兼) | 勝 澤 昭     |
| 課長 | 総務課長                   | 大 貫 義 幸   |
|    | 青少年育成課長                | 日 比 野 政 芳 |
|    | 青少年相談センター所長            | 守 田 洋     |
|    | 放課後児童育成課長              | 池 田 一 彦   |
|    | 緊急保育対策課長               | 伊 東 裕 子   |
|    | 保育所整備課長                | 落 合 明 正   |
|    | 子育て支援課長                | 春 原 隆 之   |
|    | 子育て支援課幼・保・小連携担当課長      | 原 南 実 子   |
|    | 保育運営課長                 | 吉 川 直 友   |
|    | 保育運営課保育運営担当課長          | 本 間 睦     |
|    | 保育運営課保育運営担当課長          | 小 澤 覚     |
|    | こども家庭課長                | 岡 ノ 谷 雅 之 |
|    | こども家庭課児童虐待・DV対策担当課長    | 鈴木 裕 子    |
|    | こども家庭課児童施設担当課長         | 中 川 一 人   |
|    | こども家庭課親子保健担当課長         | 近 藤 政 代   |
|    | 中央児童相談所副所長             | 松 永 勉     |
|    | 障害児福祉保健課長              | 桑 折 良 一   |

関係局

| 区分     | 所 属                  | 氏 名     |
|--------|----------------------|---------|
| 企画担当課長 | 健康福祉局 企画課長           | 佐 藤 広 毅 |
|        | 教育委員会事務局 教育政策推進室担当課長 | 樫 原 哲 哉 |

事務担当

|     |                |         |
|-----|----------------|---------|
| 事務局 | 企画調整課長         | 井 尻 靖   |
|     | 企画調整課 担当課長     | 福 嶋 誠 也 |
|     | 企画調整課 企画調整係長   | 池 上 省 吾 |
|     | 企画調整課 企画調整担当係長 | 関 弥 生 子 |
|     | 企画調整課 担当係長     | 許 田 重 治 |

平成 25 年 度

# 予 算 概 要

こ ども 青 少 年 局

【目 次】

頁

|  |    |
|--|----|
| 平成25年度こども青少年局予算案について   | 1  |
| 平成25年度こども青少年局予算案総括表  | 3  |
| 1 子ども・子育て関連3法施行準備事業<br>○子ども・子育て関連3法施行準備事業<新規>  | 4  |
| 2 次世代育成支援行動計画の推進<br>○次世代育成支援行動計画の推進<br>○ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発<br>○子どもの事故予防啓発推進事業  | 5  |
| 3 妊娠から産後までの途切れのない支援の充実<br>○妊婦健康診査事業<br>○こんにちは赤ちゃん訪問事業<拡充><br>○母子保健指導事業<br>○乳幼児健康診査事業<拡充><br>○先天性代謝異常症等検査事業<br>○歯科健康診査事業<br>○育児支援事業<拡充><br>○子ども・家庭支援相談事業<br>○不妊相談・治療費助成事業<br>○産後母子ケアモデル事業<新規> | 6  |
| 4 地域における子育て支援の充実<br>○地域子育て支援拠点事業<拡充><br>○親と子のつどいの広場事業<拡充><br>○私立幼稚園はまっ子広場事業<拡充><br>○保育所地域子育て支援事業<拡充><br>○子育て支援者事業<拡充><br>○横浜子育てサポートシステム事業<拡充><br>○乳幼児一時預かり事業<拡充><br>○子育て家庭応援事業               | 7  |
| 5 保育所整備事業等<br>○保育所整備<拡充><br>○老朽改築<br>○横浜保育室整備費助成<br>○民間保育所耐震対策事業<拡充>   | 9  |
| 6 保育運営事業<br>○保育所運営<拡充><br>○長時間保育事業<拡充><br>○保育事業向上支援費<br>特定保育向上支援費<拡充><br>○障害児保育<br>○通園利便性の向上<br>○保育の質の向上・保育士確保策<拡充><br>○保育コンシェルジュの設置<br>○市立保育所民間移管事業<br>○保育料納付促進事業<br>○給食食材放射線測定事業           | 10 |
| 7 多様な保育ニーズへの対応<br>○一時保育<拡充><br>○休日保育<拡充><br>○病児・病後児保育<拡充><br>○24時間型緊急一時保育  | 11 |
| 8 横浜保育室助成・家庭保育事業等<br>○横浜保育室助成事業<拡充><br>○家庭的保育の運営<拡充><br>○認可外保育施設指導監督・助成事業<br>○事業所内保育施設助成事業<拡充>   | 12 |
| 9 幼児教育事業<br>○私立幼稚園就園奨励補助事業<br>○私立幼稚園預かり保育補助事業<拡充><br>○私立幼稚園補助事業<br>○私立幼稚園等特別支援教育費補助事業<br>○私立幼稚園施設整備費補助事業<br>○幼児教育研修・交流等事業<拡充>  | 13 |
| 10 放課後の居場所づくり<br>○放課後児童育成事業<拡充><br>○プレイパーク支援事業   | 14 |

|     |  |   |
|-----|--|---|
| 1 1 | すべての子ども・若者の健全育成の推進   | 15  |
|     | ○青少年を育む地域の環境づくり<拡充><br>○青少年育成に携わる団体等の支援  | ○青少年関係施設の運営等<br>○横浜市子ども・若者支援協議会の運営  |
| 1 2 | 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実   | 16  |
|     | ○青少年相談センターにおける<br>相談・支援事業<br>○地域ユースプラザ事業<br>○若者サポートステーション事業<拡充>                          | ○若者サポートステーション機能強化事業<新規><br>○よこはま型若者自立塾<br>○寄り添い型学習等支援事業<拡充>   |
| 1 3 | 地域療育センター関係事業   | 17  |
|     | ○地域療育センター運営事業<拡充><br>○地域療育センター学校支援事業<拡充>   | ○地域療育センター<br>発達障害児通所支援事業<拡充>  |
| 1 4 | 学齢障害児への支援  | 18  |
|     | ○障害児居場所づくり事業   | ○学齢後期障害児支援事業<拡充>  |
| 1 5 | 在宅障害児及び施設利用児童への支援  | 19  |
|     | ○メディカルショートステイシステム事業<拡充><br>○医療環境整備事業<br>○障害児通所支援事業<拡充>                                   | ○障害児入所支援事業等<br>○民間障害児施設運営費助成事業  |
| 1 6 | 障害児施設の整備   | 20  |
|     | ○重症心身障害児施設の整備<br>○横浜市なしの木学園の再整備  | ○白根学園児童寮の再整備  |
| 1 7 | 児童虐待防止への取組の充実  | 21  |
|     | ○児童相談所の運営と機能強化<拡充><br>○北部児童相談所一時保護所の整備<br>○家庭訪問の充実<拡充><br>○子ども・家庭支援相談事業の充実<br>○母子保健事業の充実 | ○保育所での見守り強化<br>○養育家庭支援機能の強化<拡充><br>○児童虐待防止啓発地域連携事業<拡充><br>○施設等退所後児童に対するアフターケア事業<拡充><br>○産後母子ケアモデル事業<新規> |
| 1 8 | 児童養護施設等における家庭的支援の充実  | 23  |
|     | ○児童福祉施設の整備<拡充><br>○里親推進事業<拡充><br>○ファミリーホーム事業<拡充><br>○自立援助ホーム事業<拡充>                       | ○養育家庭支援機能の強化<拡充><br>○施設等退所後児童に対するアフターケア事業<拡充><br>○児童措置費等<br>○児童養護向上支援事業                                 |
| 1 9 | ひとり親家庭等の自立支援   | 24  |
| 2 0 | DV被害者等対策事業   | 24  |
|     | ○DV被害者等に対する地域での生活に向けた<br>支援の充実<拡充><br>○母子生活支援施設緊急一時保護事業<拡充>                              | ○女性緊急一時保護施設補助事業<br>○加害者更生プログラムへの運営費補助<新規>   |
| 2 1 | 児童手当   | 25  |
| 2 2 | 児童扶養手当等  | 26  |
|     | ○児童扶養手当  | ○特別乗車券の交付   |
| 2 3 | 母子寡婦福祉資金貸付事業（母子寡婦福祉資金会計）   | 26  |

## ○ 平成25年度こども青少年局予算（案）について

平成25年度は、「横浜市中期4か年計画」の最終年です。こども青少年局では、基本政策の一つ「子育て安心社会の実現」のため、安心して子育てできる社会を実現し、子どもたちの明るい未来をつくるため、計画の達成に取り組めます。あわせて、「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画（5か年計画）」の4年目として、子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備を図るため、事業の着実な推進を図ります。また、子ども・子育てに関連する新法の施行を控え、新制度への対応準備が必要です。

そこで、こども青少年局の平成25年度予算（案）では、特に以下の4点を重視して予算を計上しました。

### I 子ども・子育て関連3法施行準備事業

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が公布され、平成27年4月の施行が想定されています。新制度は、子育て家庭をはじめ、国、地方自治体、事業者等を含めた、子どもを取り巻く仕組みが大きく変わる制度改革であるため、法の施行に向けた準備作業を本格化します。

## 分野別

### 子ども・子育て関連3法施行準備事業

#### 1 子ども・子育て関連3法施行準備事業（P4）

- ・子ども・子育て関連3法施行準備事業【新規】

### 子育て環境の整備

#### 3 妊娠から産後までの途切れのない支援の充実（P6）

- ・妊婦健康診査事業
- ・乳幼児健康診査事業【拡充】
- ・産後母子ケアモデル事業【新規】

#### 4 地域における子育て支援の充実（P7～8）

- ・地域子育て支援拠点事業【拡充】
- ・親と子のつどいの広場事業【拡充】
- ・乳幼児一時預かり事業【拡充】

#### 5 保育所整備事業等（P9）

- ・保育所整備【拡充】、老朽改築
- ・横浜保育室整備費助成
- ・民間保育所耐震対策事業【拡充】

#### 6 保育運営事業（P10）

- ・長時間保育事業【拡充】
- ・保育事業向上支援費・特定保育向上支援費【拡充】
- ・保育の質の向上・保育士確保策【拡充】

#### 7 多様な保育ニーズへの対応（P11）

- ・一時保育【拡充】
- ・休日保育【拡充】
- ・病児・病後児保育【拡充】

#### 8 横浜保育室助成・家庭保育事業等（P12）

- ・横浜保育室助成事業【拡充】
- ・家庭的保育の運営【拡充】
- ・事業所内保育施設助成事業【拡充】

#### 9 幼児教育事業（P13）

- ・私立幼稚園就園奨励補助事業
- ・私立幼稚園預かり保育補助事業【拡充】
- ・幼児教育研修・交流等事業【拡充】

### 放課後の居場所づくり

#### 10 放課後の居場所づくり（P14）

- ・放課後キッズクラブ事業【拡充】
- ・はまっ子ふれあいスクール事業【拡充】
- ・放課後児童健全育成事業【拡充】

### 青少年育成施策の推進

#### 11 すべての子ども・若者の健全育成の推進（P15）

- ・青少年を育む地域の環境づくり【拡充】
- ・青少年関係施設の運営等
- ・横浜市子ども・若者支援協議会の運営

#### 12 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実（P16）

- ・地域ユースプラザ事業
- ・若者林・トースト・ジョブ事業【拡充】・機能強化事業【新規】
- ・寄り添い型学習等支援事業【拡充】

妊娠期

乳児期

幼児期

ライフ  
ステージ別

学齢期

青少年期



## II 保育所待機児童解消の継続

平成 24 年 4 月 1 日現在の保育所待機児童数は、対前年比で約 82%減少し、179 人となりました。平成 25 年 4 月の待機児童解消を目指していますが、入所申込者数の増加傾向は続いていますので、25 年 4 月以降の解消継続に向け、引き続き、ソフトとハード両面からの取組を継続します。

## III 児童虐待防止への取組の充実

平成 23 年度の新規虐待把握件数は 820 件と、16 年度に次いで過去 2 番目に多い件数となっています。また、24 年度に入ってから死亡等重篤事例が発生しています。このため、引き続き、23 年に取りまとめた 8 つの対策を着実に推進するとともに、「平成 24 年度児童虐待対策連携強化プロジェクト」で報告された、区と児童相談所において「双方が支援のパートナーとなり、それぞれの役割を活かした協働」を進め、児童虐待対策をより一層充実させます。

## IV 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実

ひきこもりや経済的困窮など支援を必要とする若者のため、「横浜市子ども・若者支援協議会」の意見を踏まえて、困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実に取り組みます。

## 2 次世代育成支援行動計画の推進（P5）

・次世代育成支援行動計画の推進 ・ワーク・ライフバランスの普及・啓発 ・子どもの事故予防啓発推進事業

児童の健全育成のための経済的支援

21 児童手当（P25）

22 児童扶養手当等（P26）

23 母子寡婦福祉資金貸付事業（P26）

### 障害児とその家庭への生活支援の充実

#### 13 地域療育センター関係事業（P17）

- ・運営事業【拡充】
- ・学校支援事業【拡充】
- ・発達障害児通所支援事業【拡充】

#### 14 学齢障害児への支援（P18）

- ・障害児居場所づくり事業
- ・学齢後期障害児支援事業【拡充】

#### 15 在宅障害児及び施設利用児童への支援（P19）

- ・ケア・イカサートサービス事業【拡充】
- ・障害児通所支援事業【拡充】
- ・障害児入所支援事業等

#### 16 障害児施設の整備（P20）

- ・重症心身障害児施設の整備
- ・横浜市なしの木学園の再整備
- ・白根学園児童寮の再整備

### 児童虐待防止への取組の充実

#### 17 児童虐待防止への取組の充実（P21～22）

- ・児童相談所の運営と機能強化【拡充】
- ・北部児童相談所一時保護所の整備
- ・家庭訪問の充実【拡充】
- ・保育所での見守り強化
- ・児童虐待防止啓発地域連携事業【拡充】

#### 18 児童養護施設等における家庭的支援の充実（P23）

- ・児童福祉施設の整備【拡充】
- ・里親推進事業【拡充】
- ・ファミリーホーム事業【拡充】
- ・自立援助ホーム事業【拡充】
- ・養育家庭支援機能の強化【拡充】
- ・児童措置費等
- ・施設等退所後児童に対するアフターケア事業【拡充】
- ・児童養護向上支援事業

### ひとり親家庭等の自立支援への対応の強化

#### 19 ひとり親家庭等の自立支援（P24）

- ・高等技能訓練促進費
- ・母子家庭等就業・自立支援セカ事業
- ・在宅就業支援事業

#### 20 DV被害者等対策事業（P24）

- ・DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実【拡充】
- ・母子生活支援施設緊急一時保護事業【拡充】
- ・加害者更生プログラムへの運営費補助【新規】

## 平成25年度 ことども青少年局予算案総括表

(単位：千円)

| (一般会計)     |             |             |             |             |  |
|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--|
| 項 目        | 本年度         | 前年度         | 差 引         | 前年度比<br>(%) | 備 考  |
| ことども青少年費   | 213,236,558 | 209,753,800 | 3,482,758   | 1.7         |  |
| 青少年費       | 19,932,432  | 19,966,738  | △ 34,306    | △ 0.2       | ことども青少年総務費、青少年育成費  |
| 子育て支援費     | 102,645,091 | 96,791,567  | 5,853,524   | 6.0         | 地域子育て支援費、保育所運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所整備費                    |
| ことども福祉保健費  | 90,659,035  | 92,995,495  | △ 2,336,460 | △ 2.5       | 児童措置費、ことども家庭福祉費、親子保健費、ことども手当費、児童福祉施設運営費、児童相談所費、児童福祉施設整備費 |
| 諸支出金       | 654,190     | 646,999     | 7,191       | 1.1         |  |
| 特別会計繰出金    | 654,190     | 646,999     | 7,191       | 1.1         | 母子寡婦福祉資金、水道、自動車及び高速鉄道事業会計繰出金                             |
| 一般会計計      | 213,890,748 | 210,400,799 | 3,489,949   | 1.7         | ※児童手当等に関する事業費を除くと前年度比4.3%増                               |
| (特別会計)     |             |             |             |             |  |
| 母子寡婦福祉資金会計 | 680,879     | 608,420     | 72,459      | 11.9        | 母子寡婦福祉資金貸付金、事務費、公債費、一般会計繰出金                              |
| 特別会計計      | 680,879     | 608,420     | 72,459      | 11.9        |  |

【凡例】

当ページ以降の下線は新規・拡充した部分を示しています。

|                                    |                           |   |   |
|------------------------------------|---------------------------|---|---|
| 1                                  | 子ども・子育て<br>関連3法施行<br>準備事業 | 事業内容<br>平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が公布され、27年4月の施行が想定されていることから、施行に向けた準備として、25年度は、地方版子ども・子育て会議の設置・運営、ニーズ及び事業者実態の調査、電算システム開発、横浜保育室及び放課後児童クラブ移行支援などを行います。   |   |
| 本 年 度                              |                           | 千円  | <b>子ども・子育て関連3法施行準備事業&lt;新規&gt;</b>  |
|                                    |                           | 427,000   | <b>1 地方版子ども・子育て会議の設置・運営</b> 2,587千円<br>子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画の策定等に関する調査審議を行うため、地方版子ども・子育て会議を設置・運営します。   |
| 前 年 度                              |                           | 0   |   |
| 差 引                                |                           | 427,000   | <b>2 ニーズ調査</b> 20,000千円<br>市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、子育て家庭の状況や意向等を把握する必要があるため、国の基本指針に基づきニーズ調査を実施します。   |
| 本年度の<br>財源内訳                       | 国                         | 8,333   | <b>3 事業者実態調査</b> 49,200千円<br>市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、保育所等が新制度に円滑に移行が図れるよう、幼稚園の保育料実態調査や保育所、放課後児童クラブ等の運営状況調査など、経営実態調査を行います。<br>また、横浜保育室等の新制度への移行を図るための施設実態調査を行います。 |
|                                    | 県                         | 139,000   |   |
|                                    | その他                       | —   |   |
|                                    | 市 費                       | 279,667   |   |
| <b>4 電算システムの開発</b> 180,000千円       |                           | 利用者負担額や保育の必要度の認定、給付費の審査・支払い及び給付の対象となる施設、事業者の管理等を行うための電算システムの開発（調査・設計・プログラム）に着手します。  |   |
| <b>5 横浜保育室認可移行のための支援</b> 112,500千円 |                           | 低年齢児対象の認可保育所への移行を目指す横浜保育室について、移転整備により認可保育所の基準を満たすよう、施設整備費を助成し、横浜保育室の法定施設への移行を支援します（5か所）。  |   |
| <b>6 放課後児童クラブ移行のための支援</b> 47,000千円 |                           | 対象児童の拡大や設備運営基準などの新たな基準にスムーズに対応できるよう、現行の国ガイドラインを満たしていない放課後児童クラブへの分割・耐震化移転を促進します。<br>(1) 分割開設準備金<br>面積基準を満たしていないクラブの分割促進について補助します。（15か所）<br>(2) 移転費用補助<br>老朽化により耐震上危険性のある施設の移転費用を補助します。（10か所）<br>(3) 市民協働による新たな中間的な支援組織モデル事業<br>労務、雇用関係に関する保護者や運営委員会の負担軽減を目指し、クラブの運営支援を図るモデル事業を実施します。 |   |
| <b>7 新制度の説明・周知等</b> 15,713千円       |                           | 保育所、幼稚園、横浜保育室、放課後児童クラブなどが、3法のもとでの新たな制度への円滑な移行を行えるよう、事業者等に対して、制度や移行手続き等の説明や周知を図るとともに、利用者等に対しても制度の周知等を行います。   |   |

|   |                |              |   |
|---|----------------|--------------|---|
| 2   | 次世代育成支援行動計画の推進 |              | <b>事業内容</b><br>「かがやけ横浜こども青少年プラン」（後期計画：平成22年度～26年度）の着実な推進を図ります。また、子育て期に、やりがいや充実感を感じて働きながら、子育てや生活を楽しむことができる「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた取組の推進や、子どもの事故予防に関する普及啓発など、子どもを大切にする機運を醸成するための普及・啓発等を行います。 |
|   | 本年度            | 千円<br>10,098 |   |
|   | 前年度            | 15,904       |   |
|   | 差引             | △ 5,806      |   |
| 本年度の財源内訳  | 国              | —            | <b>1 次世代育成支援行動計画の推進 1,358千円</b><br>市民・事業者等からなる次世代育成支援行動計画推進協議会において、行動計画（後期計画）の進捗状況について検証・協議を行います。   |
|   | 県              | —            |   |
|   | その他            | 1,000        |   |
|   | 市費             | 9,098        |   |
| <b>2 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 6,790千円</b><br>社会全体で子育てに取り組む機運を醸成し、働きやすく子育てにやさしい職場環境づくりを促進・支援するため、企業向け研修の開催やパンフレットの発行を行います。<br>また、ホームページによる父親向けの育児支援の情報発信や、地域子育て支援拠点などと連携した父親向け育児講座などを行うほか、祖父母世代を対象にした孫育て講座を開催します。<br>(1)企業向け普及・啓発<br>(2)市民向け普及・啓発<br>(3)ワーク・ライフ・バランス推進実行委員会の運営 |                |              |   |
| <b>3 子どもの事故予防啓発推進事業 1,950千円</b><br>子どもの事故予防に対する意識を高めるため、リーフレットの作成やホームページによる情報発信を行います。<br>また、低年齢児の反応やバランス感覚などの能力向上を目的とした、保育園訪問運動指導のモデル実施を拡充します。<br>(1)リーフレット作成・配布及びホームページによる情報発信<br>(2)保育園における訪問運動指導<br>(3)子どもの事故予防対策検討会の運営  |                |              |   |

|  |                     |                 |  |
|--|---------------------|-----------------|--|
| 3  | 妊娠から産後までの途切れない支援の充実 |                 | <b>1 妊婦健康診査事業</b> <span style="float:right">2,494,440千円</span><br>妊婦健診について、母子健康手帳交付時に受診勧奨するとともに、その費用を補助します。<br>(延べ人数：387,436人)   |
|  | 本年度                 | 千円<br>4,647,134 | <b>2 こんには赤ちゃん訪問事業&lt;拡充&gt;</b> <span style="float:right">81,270千円</span><br>生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に、地域の訪問員が区役所と連携しながら訪問します。25年度からは家庭を訪問する際に、お祝いの気持ちを込めて記念品を持参します。<br>(訪問見込件数：23,000件)  |
|  | 前年度                 | 4,628,551       | <b>3 母子保健指導事業</b> <span style="float:right">83,996千円</span><br>母子健康手帳の交付や母親(両親)教室の開催、母子訪問指導員による新生児訪問等を行います。<br>(訪問見込件数：12,500件)  |
|  | 差引                  | 18,583          | <b>4 乳幼児健康診査事業&lt;拡充&gt;</b> <span style="float:right">805,934千円</span><br>(1) 区福祉保健センターで4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、また医療機関で12か月児までに3回乳幼児健康診査を実施します。3歳児尿検査を外部委託します。<br>(2) 未受診者対策の強化<br>乳幼児健診等の実施状況を「母子保健システム」で確認し、迅速な相談支援を行うとともに、未受診者への受診勧奨を強化します。              |
| 本年度の財源内訳   | 国                   | 454,919         | <b>5 先天性代謝異常症等検査事業</b> <span style="float:right">75,439千円</span><br>発見や治療が遅れると、発達遅滞などの障害や命に関わるような症状になることがあるため、先天性代謝異常症等の疾患について、より多く早期に発見できるようタンデムマス法を導入しています。  |
|  | 県                   | 890,334         |  |
|  | その他                 | 6,295           |  |
|  | 市費                  | 3,295,586       |  |
|  |                     |                 | <b>6 歯科健康診査事業</b> <span style="float:right">148,738千円</span><br>乳幼児に対し、区福祉保健センターで歯科健診・保健指導を行うほか、妊産婦・未就学児に対し歯科相談・保健指導を行います。また、24年10月から市内の協力歯科医療機関において妊婦歯科健診を実施し、妊娠期の歯科疾患の予防、早期発見、早期治療につなげ母体と胎児の健康増進を図っています。併せてこれにより、かかりつけ歯科医の定着を図ります。<br>(受診予定件数：10,500件) |
| <b>7 育児支援事業(旧:養育支援事業)&lt;拡充&gt;</b> <span style="float:right">133,751千円</span>   |                     |                 |  |
| (1) 育児支援家庭訪問事業<br>区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員(看護職嘱託員)が、子育てに対して不安や孤立感を抱える妊婦及び養育者等の家庭を訪問し、相談や育児支援を行います。(延べ利用見込数：3,500回)                                      |                     |                 |  |
| (2) ファミリーサポートクラス<br>区福祉保健センターで、育児不安や不適切養育が疑われる養育者に対しグループミーティングを行います。   |                     |                 |  |
| (3) 産前産後ケア事業<br>体調不良等により子どもの養育に支障があり、育児や家事の負担の軽減を図る必要がある妊産婦(養育者)に対し、ヘルパーを派遣します。なお、25年度から利用期間を妊娠中及び産後8週までから、妊娠中及び産後5か月未満に拡大します。<br>(延べ利用見込数：5,500回) |                     |                 |  |
| <b>8 子ども・家庭支援相談事業</b> <span style="float:right">65,803千円</span>  |                     |                 |  |
| 区福祉保健センターで0歳から思春期までの子どもと養育者を対象に相談を行います。発達障害や不適切養育等の相談により専門的に対応できるよう心理嘱託員を9区に配置します。   |                     |                 |  |
| <b>9 不妊相談・治療費助成事業</b> <span style="float:right">752,433千円</span>   |                     |                 |  |
| (1) 不妊相談<br>不妊・不育等で悩む方に対し、区福祉保健センター職員や専門医等が個別相談を行います。  |                     |                 |  |
| (2) 特定不妊治療費の助成<br>体外受精及び顕微授精の不妊治療を受けている法律上の夫婦に対し、費用の一部を助成します。(1回あたり限度額15万円、初年度3回/年、2年目以降2回/年、通算5年度、合計10回まで)<br>(助成見込件数：4,960件)                     |                     |                 |  |
| <b>10 産後母子ケアモデル事業&lt;新規&gt;</b> <span style="float:right">5,330千円</span>   |                     |                 |  |
| 産後の心身ともに不安定になりやすい時期に、産科医療機関や助産所を活用し、母子で利用できる母子デイケアやショートステイをモデル実施することをおして、育児支援を充実させ児童虐待の未然防止を図ります。  |                     |                 |  |

|          |                       |   |  |
|----------|-----------------------|---|--|
| 4        | <b>地域における子育て支援の充実</b> | <p><b>事業内容</b></p> <p>子育ての負担感や不安感を軽減するため、地域の子育て支援の総合的な拠点として各区に1か所設置している地域子育て支援拠点の運営をはじめ、子育ての先輩や幼稚園、保育所、空き店舗など地域の資源を活用した交流、相談の場の充実を図り、地域ぐるみの子育て支援を実施します。</p>   |  |
| 本 年 度    | 千円<br>1,648,127       | <p><b>1 地域子育て支援拠点事業&lt;拡充&gt; 806,243千円</b></p> <p>(1) 実施内容</p> <p>ア 子育て家庭のための事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親子の居場所の提供</li> <li>・子育て関連情報の一元化と情報提供</li> <li>・子育て相談の実施</li> </ul> <p>イ 子育て支援者のための事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援ネットワークの形成</li> <li>・子育て支援に関わる人材育成</li> </ul> <p>ウ 地域の中での子どもの預かり合いの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜子育てサポートシステム区支部事務局</li> </ul> <p>(2) 実施か所数 18か所(全区)</p> <p>(3) 運営方法</p> <p>子育て関連事業に取り組んでいるNPO法人、社会福祉法人等に委託して実施</p> |  |
| 前 年 度    | 1,513,262             |   |  |
| 差 引      | 134,865               |   |  |
| 本年度の財源内訳 |                       |   |  |
| 国        | 499,706               | <p>(4) <u>横浜子育てサポートシステム区支部事務局機能の追加</u></p> <p>区支部事務局機能を地域子育て支援拠点事業の一部として位置づけ、移管を進めます。<br/><u>平成25年度移管区(3区)：保土ヶ谷区、戸塚区、泉区</u></p> <p>(既実施区(10区)：鶴見区、神奈川区、中区、南区、港南区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区)</p> <p>(5) <u>出張ひろばのモデル実施</u></p> <p>地域子育て支援の場が少ない地域において、「出張ひろば」をモデル実施します。<br/><u>(5区)</u></p>   |  |
| 県        | 1,000                 |   |  |
| その他      | 11,108                |   |  |
| 市 費      | 1,136,313             |   |  |
|          |                       | <p><b>2 親と子のつどいの広場事業&lt;拡充&gt; 273,674千円</b></p> <p>(1) 実施内容<br/>親子の交流の場の提供、子育て相談の実施、地域の子育て関連情報の提供</p> <p>(2) 実施場所<br/>商店街の空き店舗、マンション、アパート等</p> <p>(3) 助成数<br/><u>48か所(前年度見込 42か所)</u></p> <p>(4) 一時預かり事業<br/>実施内容：広場のスペースを活用した一時預かりの実施<br/>助成数：17か所(前年度見込 17か所)<br/>定員：51人(前年度見込 51人)</p>  |  |
|          |                       | <p><b>3 私立幼稚園はまっ子広場事業&lt;拡充&gt; 25,657千円</b></p> <p>(1) 実施内容<br/>施設の地域開放、子育て相談、育児講座、園児との交流保育等の実施</p> <p>(2) 助成数<br/><u>29か所(前年度見込 24か所)</u><br/>常設園：25か所(前年度見込 20か所)<br/>非常設園：4か所(前年度見込 4か所)</p>  |  |

#### 4 保育所地域子育て支援事業<拡充>

205,067千円

(1) 実施内容

施設の地域開放、子育て相談、育児講座、園児との交流保育等の実施

(2) 実施か所数

市立育児支援センター園：24か所（前年度見込 24か所）

保育所子育てひろば私立常設園：22か所（前年度見込 9か所）

その他の保育所：217か所（前年度見込 217か所）

#### 5 子育て支援者事業<拡充>

75,366千円

(1) 実施内容

- ・市民利用施設等において養育者の交流を支援し、子育て情報の提供や育児相談
- ・地域からの要請に応じ、養育者同士の仲間づくり、子育てグループ活動の支援
- ・豊富な経験を持つ子育て支援者から選任した助言者が、経験の浅い子育て支援者の育成や子育て支援者間相互のスキルアップを実施

(2) 子育て支援者会場数 176会場（前年度見込 174会場）

(3) 助言者数 18人（前年度見込 18人）

#### 6 横浜子育てサポートシステム事業<拡充>

30,972千円

(1) 実施内容

利用会員や提供会員として登録した市民が、地域の中で子どもを預け、預かります。

(2) 会員数（平成24年10月31日現在）

利用会員(5,862人)・・・市内在住で生後57日以上小学校6年生までの児童がいる方

提供会員(1,422人)・・・市内在住で健康で、子育て支援に理解と熱意のある20歳以上の方  
両方会員(603人)・・・利用会員かつ提供会員の方

(3) 区支部事務局機能の強化

順次、区支部事務局を地域子育て支援拠点に移管し、区支部事務局機能強化の拡充を進めます。

#### 7 乳幼児一時預かり事業 <拡充>

220,066千円

(1) 実施内容

育児に対する負担感や不安の軽減と、短時間の就労をされている方の保育ニーズを満たすため、認可外保育施設で一時預かり事業を実施します。

(2) 実施か所数、定員

通常型：7か所（前年度見込 5か所）、105人（前年度見込 75人）

延長型：11か所（前年度見込 10か所）、165人（前年度見込 150人）

#### 8 子育て家庭応援事業

11,082千円

子育てを地域社会全体であたたかく見守り、応援する新たな文化を創り上げるため、小学生以下の子どもがいる家庭の方や妊娠中の方が、ステッカーが掲示された協賛店・施設で、ちょっとした心配りや、設備・備品の利用、割引・優待など、子育てを応援するサービスを受けられる事業（愛称「ハマハグ」）を実施します。

協賛店・施設数 3,865店舗・施設（平成25年1月1日現在）

|                 |                 |                 |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| 5               | 保 整 備 育 事 業 所 等 |                 |
| 本 年 度           |                 | 千円<br>2,561,677 |
| 前 年 度           |                 | 4,671,795       |
| 差 引             |                 | △ 2,110,118     |
| 本 年 度 の 財 源 内 訳 | 国               | —               |
|                 | 県               | 1,664,993       |
|                 | その他             | 10              |
|                 | 市 費             | 896,674         |

**1 保育所整備<拡充>** 1,926,126千円

待機児童解消を継続していくため、必要な保育所及び認定こども園の新設等により20か所（定員増計1,470人）の整備を行います。

平成26年4月開所に向けて、市有地の活用による整備のほか、法人が所有・賃借する用地における新設整備や民間ビルの改修等による内装整備など多様な手法で保育所整備を進めます。

また、蓄電池導入費用を新たに補助することにより保育所におけるエコ活動の一層の促進を図り、エコ保育所の認証を進めます。

**2 老朽改築** 465,801千円

民間保育所老朽化に伴う改築は、24年度に着手した3か所（定員増計55人）を引続き進めるほか、25、26年度の2か年事業として新規に3か所着手します。

**3 横浜保育室整備費助成** 43,750千円

横浜保育室の整備にかかる費用を助成します。

また、一定の要件を満たすものについては、整備期間中における賃借料の補助を行います。

- ・新設及び20人以上増員…5か所
- ・10人～19人の増員…1か所

**4 民間保育所耐震対策事業<拡充>** 126,000千円

耐震補強工事等に必要な費用を補助することにより民間保育所の耐震対策を進めます。

- ・設計・耐震工事…7か所

【定員数の推移（人）】

| 年 度   | 21     | 22     | 23     | 24     | 25              |
|-------|--------|--------|--------|--------|-----------------|
| 保育所定員 | 36,871 | 38,295 | 40,007 | 43,607 | —               |
| 定員増   | 1,424  | 1,712  | 3,600  | 5,272  | <3,836> <1,525> |

※「保育所定員」数は、各年度4月1日現在

※「定員増」数について、21～23年度は決算値、24年度は決算見込値

※「定員増」数の< >内は、予算値

【25年度整備予定】

| 整備内容        | 整備手法       | 建設予定区 | 箇所数    | 定員増（人）     | 開所予定  |
|-------------|------------|-------|--------|------------|-------|
| 新 設         | 市有地等貸付     | 港南区   | 1      | 90         | 26年4月 |
|             | 法人所有地      | —     | 8      | 660        | 26年4月 |
|             | 民間ビルの改修等   | —     | 8      | 440        | 26年4月 |
|             | 認定こども園     | —     | 1      | 60         | 26年4月 |
|             | 自主財源整備     | —     | —      | 150        | 26年4月 |
|             | 小 計        |       | 18 (0) | 1,400 (0)  |       |
| 増 築、<br>分 園 | 法人所有地      | —     | 2      | 70         | 26年4月 |
|             | 小 計        |       | 2 (0)  | 70 (0)     |       |
| 老 朽<br>改 築  | 24年度からの継続分 | 鶴見区ほか | 3      | 55         | 26年4月 |
|             | 新規着手分      | —     | 0 (3)  | 0 (30)     | 27年4月 |
|             | 小 計        |       | 3 (3)  | 55 (30)    |       |
| 合 計         |            |       | 23 (3) | 1,525 (30) |       |

※（ ）内の数字は、27年4月開所予定のもので外数



| 6  | 保 育 運 営 |       | 事業内容<br>保育に欠ける乳児、幼児を保育することを目的とした市立保育所及び民間保育所の運営を行います。  |        |        |        |        |       |      |      |       |       |       |   |       |       |
|--|---------|-------|--|--------|--------|--------|--------|-------|------|------|-------|-------|-------|---|-------|-------|
|  |         |       | 1 保育所運営<拡充> <span style="float:right">74,353,010千円</span>  |        |        |        |        |       |      |      |       |       |       |   |       |       |
|  |         |       | <table border="1"> <thead> <tr> <th>内訳</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市立保育所</td> <td>94か所</td> <td>90か所</td> </tr> <tr> <td>民間保育所</td> <td>417か所</td> <td>491か所</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>511か所</td> <td>581か所</td> </tr> </tbody> </table> |        | 内訳     | 平成24年度 | 平成25年度 | 市立保育所 | 94か所 | 90か所 | 民間保育所 | 417か所 | 491か所 | 計 | 511か所 | 581か所 |
|  |         |       | 内訳   | 平成24年度 | 平成25年度 |        |        |       |      |      |       |       |       |   |       |       |
| 市立保育所  | 94か所    | 90か所  |  |        |        |        |        |       |      |      |       |       |       |   |       |       |
| 民間保育所  | 417か所   | 491か所 |  |        |        |        |        |       |      |      |       |       |       |   |       |       |
| 計  | 511か所   | 581か所 |  |        |        |        |        |       |      |      |       |       |       |   |       |       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所見込児童数 月平均 約50,100人</li> <li>・児童虐待対応保育士の確保【22ページ参照】</li> </ul>  |         |       |  |        |        |        |        |       |      |      |       |       |       |   |       |       |
| 本年度  |         | 千円    | 74,646,625   |        |        |        |        |       |      |      |       |       |       |   |       |       |
| 前年度  |         |       | 66,401,107   |        |        |        |        |       |      |      |       |       |       |   |       |       |
| 差 引  |         |       | 8,245,518  |        |        |        |        |       |      |      |       |       |       |   |       |       |
| 本年度の財源内訳   | 国・県     |       | 12,441,602   |        |        |        |        |       |      |      |       |       |       |   |       |       |
|  | 負担金     |       | 16,346,409   |        |        |        |        |       |      |      |       |       |       |   |       |       |
|  | 諸収入     |       | 6,826,976  |        |        |        |        |       |      |      |       |       |       |   |       |       |
|  | 市 費     |       | 39,031,638   |        |        |        |        |       |      |      |       |       |       |   |       |       |
| 3 保育事業向上支援費・特定保育向上支援費(1の再掲)<拡充>  |         |       | 10,401,457千円   |        |        |        |        |       |      |      |       |       |       |   |       |       |
| 民間保育所を運営するために必要な職員雇用費等の経費や定員拡充した場合の助成金である「保育事業向上支援費」と、障害児保育、乳児保育等に対して保育士や看護師を加配する経費である「特定保育向上支援費」として事業費等を助成します。  |         |       |  |        |        |        |        |       |      |      |       |       |       |   |       |       |
| 4 障害児保育(1の再掲)  |         |       | 1,590,634千円  |        |        |        |        |       |      |      |       |       |       |   |       |       |
| 市立保育所及び民間保育所において、全園で障害児の受け入れを促進します。  |         |       |  |        |        |        |        |       |      |      |       |       |       |   |       |       |
| 5 通園利便性の向上   |         |       | 58,264千円   |        |        |        |        |       |      |      |       |       |       |   |       |       |
| 駅前等の利便性の高い場所に設置した送迎保育ステーションにおいて、朝・夕の保育を実施するとともに、日中は周辺の保育所にバスによる送迎を行います。<br>また、通園バスの購入等に対する助成を行います。   |         |       |  |        |        |        |        |       |      |      |       |       |       |   |       |       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・送迎保育ステーションの運営 3か所(前年度 5か所)</li> <li>・通園バス購入助成 1か所(前年度 1か所)</li> </ul>  |         |       |  |        |        |        |        |       |      |      |       |       |       |   |       |       |
| 6 保育の質の向上・保育士確保策<拡充>   |         |       | 63,388千円   |        |        |        |        |       |      |      |       |       |       |   |       |       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所職員研修事業の参加定員を約1万人(約1,200人増)に拡大し、中堅保育士研修や小児医療研修など6講座を新たに実施します。</li> <li>・<u>条例に基づく第三者評価の義務化に伴い、第三者評価受審料の助成を新たに行います。</u></li> <li>・「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」の推進を図るため、民間保育所と連携し、各種検討会を開催します。</li> <li>・私立保育園長会やハローワークと連携し、就職説明会を開催するほか、就労支援講座を開催し、保育士の確保に努めます。</li> </ul> |         |       |  |        |        |        |        |       |      |      |       |       |       |   |       |       |
| 7 保育コンシェルジュの設置   |         |       | 71,571千円   |        |        |        |        |       |      |      |       |       |       |   |       |       |
| 保育サービスに関する相談を専門とした保育コンシェルジュを各区に配置し、保護者のニーズと必要な保育サービスを適切に結びつけ、待機児童の解消と子育て家庭へのサービス向上を図ります。   |         |       |  |        |        |        |        |       |      |      |       |       |       |   |       |       |
| 8 市立保育所民間移管事業  |         |       | 49,811千円   |        |        |        |        |       |      |      |       |       |       |   |       |       |
| 26年度移管予定園2園の引継ぎ・共同保育、27年度移管予定園2園の移管先法人選考等を実施するとともに、既移管園へのアフターフォローを実施します。   |         |       |  |        |        |        |        |       |      |      |       |       |       |   |       |       |
| 9 保育料納付促進事業  |         |       | 18,470千円   |        |        |        |        |       |      |      |       |       |       |   |       |       |
| 保育料納付指導員による電話催告などに加え、保育料電話納付案内センターから初期滞納者への納付案内を行うことで、早期の未納解消に努めます。  |         |       |  |        |        |        |        |       |      |      |       |       |       |   |       |       |
| 10 給食食材放射線測定事業   |         |       | 32,111千円   |        |        |        |        |       |      |      |       |       |       |   |       |       |
| 市立保育所、民間保育所及び横浜保育室において、児童が喫食する前に、給食食材の放射性物質測定を引き続き実施します。   |         |       |  |        |        |        |        |       |      |      |       |       |       |   |       |       |

|          |              |                 |
|----------|--------------|-----------------|
| 7        | 多様な保育ニーズへの対応 |                 |
| 本年度      |              | 千円<br>1,204,887 |
| 前年度      |              | 1,108,400       |
| 差引       |              | 96,487          |
| 本年度の財源内訳 | 国            | 222,214         |
|          | 負担金          | 43,556          |
|          | 諸収入          | 8,194           |
|          | 市費           | 930,923         |

### 事業内容

多様な保育ニーズに対応するため、一時保育、休日保育、病児保育等を推進します。

#### 1 一時保育<拡充>

812,223千円

就業形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため、一時保育を実施します。

| 内訳    | 平成24年度見込 | 平成25年度 |
|-------|----------|--------|
| 市立保育所 | 44か所     | 51か所   |
| 民間保育所 | 257か所    | 279か所  |
| 計     | 301か所    | 330か所  |

#### 2 休日保育<拡充>

47,263千円

日曜、祝日等の保育ニーズに対応するため、休日保育を実施します。

| 内訳    | 平成24年度見込 | 平成25年度 |
|-------|----------|--------|
| 市立保育所 | 1か所      | 1か所    |
| 民間保育所 | 8か所      | 15か所   |
| 計     | 9か所      | 16か所   |

#### 3 病児・病後児保育<拡充>

306,432千円

病気または病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な児童の保育に対応するため、病児・病後児保育を実施します。

| 項目   | 病児保育                                | 病後児保育                                   |
|------|-------------------------------------|---|
| 実施か所 | 19か所（前年度見込 16か所）                    | 4か所（前年度 4か所）                            |
| 実施場所 | 医療機関に併設<br>または近隣の保育スペース             | 保育所に併設                                  |
| 対象者  | 他の児童との集団保育が困難な病気の生後6か月～小学校第3学年までの児童 | 病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な生後6か月～小学校第3学年までの児童 |

#### 4 24時間型緊急一時保育

38,969千円

保護者の病気や就労等で緊急に児童を預ける必要が生じた場合に、24時間いつでも受入可能な一時保育を実施します。

- ・実施か所 2か所（前年度 2か所）

|   |                 |                 |   |
|---|-----------------|-----------------|---|
| 8   | 横浜保育室助成・家庭保育事業等 |                 | 事業内容<br>横浜保育室などの認可外保育施設の支援及び家庭的保育の運営を行い、保育サービスの充実を図るとともに、適切な保育環境が確保されるよう指導・監督を行います。   |
|   | 本年度             | 千円<br>8,668,813 | <b>1 横浜保育室助成事業&lt;拡充&gt;</b> <b>7,698,677千円</b><br>本市独自の基準を満たす認可外保育施設のうち、地域状況等を踏まえて認定した横浜保育室に助成し、3歳未満の待機児童の解消と保護者負担の軽減を図ります。<br>(1) <u>施設数</u> 158か所 (前年度見込 152か所)<br>(2) <u>定員数</u> 5,283人 (前年度見込 5,177人)<br>(3) 主な助成内容<br>ア 基本助成費(児童1人あたり月額) 80,000円～81,500円 (平均 80,600円)<br>※ 保育士配置等が、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を満たした場合に、月額4,700円を加算<br>イ 保育士確保のための助成<br>保育士試験等で施設職員が休暇を取る場合の代替アルバイト経費を助成<br>ウ 乳児保育、一時保育、障害児保育、3歳児助成、家賃助成費など<br>(4) 保育料 58,100円 (月額上限)<br>一定の所得以下の利用者について、保育料を所得に応じて最大50,000円軽減します。<br>・保育料軽減助成額 10,000円～50,000円<br>(軽減後保育料上限 8,100円～48,100円) |
|   | 前年度             | 7,856,689       |   |
|   | 差引              | 812,124         |   |
| 本年度の財源内訳  |                 |                 |   |
|   | 国               | 299,213         |   |
|   | 県               | 899,441         |   |
|   | 諸収入             | 128             |   |
|   | 市費              | 7,470,031       |   |
| <b>2 家庭的保育の運営&lt;拡充&gt;</b> <b>931,576千円</b><br>保護者の就労・疾病等により日中の保育に欠ける3歳未満の児童を保育する家庭保育福祉員に助成します。<br>また、複数の福祉員が共同で保育を実施する共同型、NPO法人等の事業者に助成して実施するNPO型の家庭的保育を実施します。  |                 |                 |   |
| (1) 家庭保育事業 <b>343,537千円</b><br>ア <u>家庭保育福祉員数</u> 60人 (前年度見込 58人)<br>イ <u>定員数</u> 234人 (前年度見込 228人) ※福祉員1人あたり定員 3人または5人<br>ウ 主な助成内容<br>基本保育費、補助員雇用費、児童処遇費、時間外保育費、設備開設助成費など<br>※ <u>補助員雇用費について、児童4人及び5人の場合の助成時間の上限を1か月あたり220時間に拡充(前年度189時間)</u> |                 |                 |   |
| (2) NPO等を活用した家庭的保育事業 <b>588,039千円</b><br>ア <u>実施か所</u> 39か所 (前年度見込 36か所)<br>イ <u>定員数</u> 351人 (前年度見込 315人) ※1か所あたり定員 6人から9人<br>ウ 主な助成内容<br>基本運営費、児童保育費、時間外保育費、開設準備費など   |                 |                 |   |
| <b>3 認可外保育施設指導監督・助成事業</b> <b>20,747千円</b><br>認可外保育施設に対し、保育内容や施設の安全管理等について指導監督を実施し、保育環境の向上を図ります。また、調理従事者の保菌検査、施設賠償責任保険の加入にかかる費用及び児童の健康診断費用の助成を実施します。   |                 |                 |   |
| <b>4 事業所内保育施設助成事業&lt;拡充&gt;</b> <b>17,813千円</b><br>事業所内の保育施設を新たに設置する事業者に対し、整備費の一部及び運営費の一部を助成し、事業所内保育施設の設置を促進します。<br>・整備費助成 <u>1か所</u> ・運営費助成 <u>4か所(前年度見込3か所)</u>   |                 |                 |   |

|          |        |                 |
|----------|--------|-----------------|
| 9        | 幼児教育事業 |                 |
| 本年度      |        | 千円<br>7,530,366 |
| 前年度      |        | 7,597,697       |
| 差引       |        | △ 67,331        |
| 本年度の財源内訳 | 国      | 1,110,384       |
|          | 県      | —               |
|          | その他    | 197             |
|          | 市費     | 6,419,785       |

### 事業内容

私立幼稚園の園児の保護者負担軽減を図る就園奨励補助や私立幼稚園預かり保育、特別支援教育費等の補助、幼児教育研修・交流等の事業を行います。

#### 1 私立幼稚園就園奨励補助事業

6,212,431 千円

私立幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担軽減を図るため、保育料の一部を補助します。(対象者 約62,000人)

| 年度     | 区分 | 市民税額       | 対象世帯数<br>分布率(%) | 補助単価 (円)         |
|--------|----|------------|-----------------|------------------|
| 平成24年度 | A  | 生保         | 0.05            | 226,200 ( 0)     |
|        | B  | 非課税        | 3.96            | 196,200 ( 0)     |
|        | C  | 所得割非課税     | 0.85            | 196,200 ( 0)     |
|        | D  | 77,100円以下  | 4.91            | 132,200 (20,000) |
|        | E  | 211,200円以下 | 47.92           | 107,200 (57,400) |
|        | F  | 211,200円超  | 42.31           | 48,000 (48,000)  |
| 平成25年度 | A  | 生保         | 0.05            | 226,200 ( 0)     |
|        | B  | 非課税        | 4.19            | 196,200 ( 0)     |
|        | C  | 所得割非課税     | 0.46            | 196,200 ( 0)     |
|        | D  | 77,100円以下  | 5.95            | 132,200 (20,000) |
|        | E  | 211,200円以下 | 44.76           | 107,200 (57,400) |
|        | F  | 211,200円超  | 44.59           | 48,000 (48,000)  |

※第1子の場合。年額。( )内は市単独分

#### 2 私立幼稚園預かり保育補助事業<拡充>

958,922 千円

保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、幼稚園の保育資源を利用した長時間保育に対し、運営費を補助します。

| 項目    | 平成24年度(見込) |        | 平成25年度 |        |
|-------|------------|--------|--------|--------|
|       | 園数         | 人数     | 園数     | 人数     |
| 通常型   | 76園        | 2,447人 | 76園    | 2,447人 |
| 平日型   | 46園        | 449人   | 60園    | 586人   |
| 実施園合計 | 122園       | 2,896人 | 136園   | 3,033人 |

※月平均の人数

※平成24年度認定済園数は128園(平成25年1月1日現在)

#### 3 私立幼稚園補助事業

127,400 千円

私立幼稚園に対し、施設・設備の整備等の経費の補助を行うことにより、幼稚園の教育条件の維持及び向上を図り、もって幼児教育の健全な発展に役立てます。

| 項目      | 平成24年度(見込) |       | 平成25年度 |       |
|---------|------------|-------|--------|-------|
|         | 園数         | 金額    | 園数     | 金額    |
| 園数、平均単価 | 271園       | 465千円 | 280園   | 450千円 |

#### 4 私立幼稚園等特別支援教育費補助事業

169,600 千円

私立幼稚園等に在園している障害児に対する教育が、障害の種別・程度などに応じて適切に行われるよう、その経費の一部を設置者に補助し、障害児の教育に役立てます。 ※補助単価 上限20万円/人(年額)

| 項目    | 平成24年度(見込) |           | 平成25年度 |           |
|-------|------------|-----------|--------|-----------|
|       | 人数         | 金額        | 人数     | 金額        |
| 人数、金額 | 845人       | 169,000千円 | 848人   | 169,600千円 |

#### 5 私立幼稚園施設整備費補助事業

30,000 千円

1件300万円以上の園舎修繕工事について補助し、既存の幼稚園の良好な教育環境を確保します。

※補助対象経費×1/3(上限150万円)

| 項目    | 平成24年度(見込) |          | 平成25年度 |          |
|-------|------------|----------|--------|----------|
|       | 園数         | 金額       | 園数     | 金額       |
| 園数、金額 | 20園        | 27,444千円 | 20園    | 30,000千円 |

#### 6 幼児教育研修・交流等事業<拡充>

32,013 千円

幼児教育の充実や、幼児・児童の健やかな成長を図るため、幼児教育及び幼保小を中心とする教育連携に関する研修・研究・交流等を実施します。(推進地区事業は、36地区(前年度 24地区)で実施)

|  |                                     |                 |   |
|--|-------------------------------------|-----------------|---|
| 10   | 放課後の居場所づくり                          |                 | <b>事業内容</b><br>増加する留守家庭児童に対応するため、「はまっ子ふれあいスクール」から「放課後キッズクラブ」への転換を行うとともに、「放課後児童クラブ」への支援を行います。<br>さらに、子ども・子育て関連3法の施行を踏まえた放課後施策について、「横浜市放課後子どもプラン推進委員会」等の意見を参考に、検討を進めます。<br>また、公園の一部を「子どもの創造力を生かした自由な遊び場」として活用する、プレイパークの活動を支援します。  |
|  | 本年度                                 | 千円<br>4,634,902 | <b>1 放課後児童育成事業 &lt;拡充&gt;</b> <b>4,601,967千円</b><br><b>(1) 放課後キッズクラブ事業</b> <b>1,249,178千円</b><br>学校施設等を活用し、すべての児童を対象にして、安全で快適な放課後の居場所を確保し、児童の健全な育成を行います。<br>ア 実施か所数 90か所 (新規 4か所、継続 86か所)<br>※新規4か所のうち1か所は新設校<br>イ 運営主体 NPO法人、社会福祉法人、学校法人等<br>ウ 対象児童 原則として、当該実施校に通学する1～6年生で、参加を希望する児童<br>エ 開設日 毎週月曜日から土曜日まで<br>(日曜、祝日、年末年始を除く)<br>オ 開設時間 平日 : 放課後～19時<br>土曜日・長期休業日等 : 8時30分～19時   |
|  | 前年度                                 | 4,465,474       |   |
|  | 差引                                  | 169,428         |   |
| 本年度の財源内訳   | 国                                   | 1,162,905       | <b>(2) はまっ子ふれあいスクール事業</b> <b>1,833,787千円</b><br>学校施設を利用して、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、児童の創造性や自主性、社会性を養い、健やかな成長を支援します。 <u>25年度は、特別支援学校はまっ子ふれあいスクールの常勤を1名増員し、児童対応の強化及び保護者や学校との連携を強め、運営の安定化を図ります。</u><br>ア 実施か所数 257か所 (放課後キッズクラブ移行分3か所を除く)<br>イ 運営主体 はまっ子ふれあいスクール運営委員会等<br>ウ 対象児童 原則として、当該実施校に通学する1～6年生で参加を希望する児童<br>エ 開設日 毎週月曜日から土曜日まで (日曜、祝日、年末年始を除く)<br>オ 開設時間 平日 : 放課後～18時【充実型】放課後～19時<br>土曜日・長期休業日等 : 9時～18時【充実型】9時～19時<br>(充実型の開始時間は運営主体の判断で8時30分から開始も可) |
|  | 県                                   | —               |   |
|  | その他                                 | 825             |   |
|  | 市費                                  | 3,471,172       |   |
| <b>(3) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)</b> <b>1,519,002千円</b><br>地域の理解と協力のもと、保護者の就労等の事情により、留守家庭となる児童の保護及び遊びを通しての健全な育成を行います。 <u>対象児童の拡大や設備運営基準などの新たな基準にスムーズに対応できるよう、現行のガイドラインを満たしていない放課後児童クラブへの分割・耐震化移転を促進します。【再掲】【4ページ参照】</u><br>ア 実施か所数 210か所 (新規 8か所、継続 202か所)<br>イ 運営主体 運営委員会、NPO法人等<br>ウ 対象児童 小学校1～3年生の留守家庭児童で、入会を希望する児童<br>※障害のある児童及び特別の事由がある児童は6年生まで<br>エ 開設日 毎週月曜日から土曜日まで (日曜、祝日、年末年始を除く)<br>オ 開設時間 平日 : 放課後～18時 (クラブによっては18時以降も開設)<br>土曜日・長期休業日等 : 9時～18時 |                                     |                 |   |
| <b>2 プレイパーク支援事業</b> ※環境創造局との共管事業 <b>32,935千円</b><br>地域主体で、公園の一部を「子どもの自由な遊びの場」として活用する、プレイパークの活動を支援します。  |                                     |                 |   |
| ア 支援対象   | 26か所 (継続 26か所)                      |                 |   |
| イ 開設日時   | 週4回～月1、2回、概ね10時～17時(実施場所及び季節により異なる) |                 |   |
| ウ 支援内容   | プレイリーダーの派遣・人材養成、コーディネーターの派遣等        |                 |   |

|   |                    |         |   |   |
|---|--------------------|---------|---|---|
| 11  | すべての子ども・若者の健全育成の推進 |         | <b>事業内容</b>   |   |
|   |                    |         | 地域の環境づくりをはじめ、団体支援や青少年関係施設の運営等により、すべての子ども・若者の健全育成の推進に取り組みます。           |   |
|   |                    |         | <b>1 青少年を育む地域の環境づくり&lt;拡充&gt; 101,170千円</b>                           |   |
|   |                    |         | 社会環境改善事業や（公財）よこはまユース補助事業、青少年の地域活動拠点事業等を通じて、青少年の健やかな成長を地域で支える環境を整備します。 |   |
| 本年度   |                    | 千円      | 643,975   | (1) 社会環境改善事業<br>有害図書類の適正な区分陳列促進対策や青少年の深夜外出防止対策などの社会環境改善事業を市民団体等との連携により実施します。<br><br>(2) （公財）よこはまユース補助事業<br>ア 地域における子ども・若者の育成、自立に関する啓発講座の実施<br>イ 青少年の居場所（公共施設等を利用した小規模な青少年の地域活動拠点）の活動支援（3区）<br>ウ 自然・社会体験活動機会の提供<br>エ 青少年の支援に関わる人材の育成等<br><br>(3) 青少年の地域活動拠点事業<br>中・高校生世代の青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、社会参加・就業体験等を行う、地域活動拠点の運営費を補助します。（6区）<br><br>※青少年の地域活動拠点 計9区 |
| 前年度   |                    | 643,617 |   |   |
| 差引  |                    | 358     |   |   |
| 本年度の財源内訳  | 国                  |         | —   |   |
|   | 県                  |         | 308   |   |
|   | その他                |         | 18,401  |   |
|   | 市費                 |         | 625,266   |   |
| (4) <u>道志村自然体験推進事業</u><br>青少年の自然体験活動の機会の充実と、道志村と横浜市との友好交流の機会を促進するため、道志村における青少年の自然体験活動の推進を図ります。<br>ア 道志青少年野外活動センター廃止に伴う代替措置として、18歳以下の横浜市民を対象に、道志村内のキャンプ場の施設使用料を助成等<br>イ 道志村の児童を対象に、1泊2日で横浜市へ受入れ<br>ウ 横浜市の児童を対象に、道志村でのキャンプ事業を実施 |                    |         |   |   |
| <b>2 青少年育成に携わる団体等の支援</b>  |                    |         | <b>4,351千円</b>  |   |
| (1) 地域において青少年育成に取り組む青少年指導員の活動支援<br>ア 委嘱人数 2,666人（平成24年4月1日現在）<br>イ 事業内容 青少年指導員大会、研修会、全市一斉統一行動パトロール、統一行動キャンペーン、社会環境実態調査、県民大会等<br>(2) 横浜市子ども会連絡協議会等の青少年関係団体や保護司会協議会への補助   |                    |         |   |   |
| <b>3 青少年関係施設の運営等</b>  |                    |         | <b>533,454千円</b>  |   |
| 青少年施設及び野外活動施設の管理運営及び改修等を行います。<br>青少年施設： 横浜市青少年交流センター、横浜市野島青少年研修センター<br>横浜市青少年育成センター、横浜こども科学館<br>野外活動施設： 横浜市青少年野外活動センター（三ツ沢公園、くろがね、こども自然公園）<br>※道志青少年野外活動センターは平成24年度末をもって廃止  |                    |         |   |   |
| <b>4 横浜市子ども・若者支援協議会の運営</b>  |                    |         | <b>5,000千円</b>  |   |
| 「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、すべての子ども・若者が、他者と交流する中で、自己肯定感を持ち成長できる社会を目指して「横浜市子ども・若者支援協議会」を運営します。25年度は、子ども・若者の課題やニーズを踏まえた青少年施策全体の体系化について検討するとともに、インターネット社会における思春期健全育成モデル事業を実施します。   |                    |         |   |   |

|  |                      |  |  |  |
|--|----------------------|--|--|--|
| 12   | 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実 |  | <b>事業内容</b><br>青少年相談センター、地域ユースプラザ及び若者サポートステーションを中心に、困難を抱える子ども・若者の自立施策の充実に取り組みます。   |  |
|  |                      |  | <b>1 青少年相談センターにおける相談・支援事業 48,351千円</b><br>青少年及びその保護者を対象に総合相談や社会参加に向けた継続支援を行います。また、若者支援を担う人材や団体の育成に取り組みます。<br>(1) 個別相談・支援（電話、来所、訪問）<br>(2) 学生などのユースサポーターの訪問によるひきこもり当事者への支援<br>(3) グループ活動や、短期宿泊訓練、社会参加体験事業等<br>(4) 関係機関等との連携促進及び若者支援者への研修等 |  |
|  |                      |  | <b>2 地域ユースプラザ事業 113,782千円</b><br>地域において不登校やひきこもり状態などにある青少年の自立を支援する「地域ユースプラザ」の運営費を補助します。<br>(1) 運営か所 4か所<br>(2) 事業内容<br>ア 地域における相談及びひきこもり状態からの回復期にある青少年の居場所の運営<br>イ 社会体験・就労体験プログラムの実施<br>ウ 地域の関係支援機関等とのネットワークづくり                          |  |
|  |                      |  | <b>3 若者サポートステーション事業&lt;拡充&gt; 45,773千円</b><br>職業的自立に向けた相談支援等を行う「若者サポートステーション」の運営費を補助します。<br>(1) 運営か所 2か所<br>(2) 事業内容<br>就労に困難を抱える若者及びその保護者を対象として<br>ア 職業的自立に向けた個別相談、セミナー、就労訓練<br>イ 経済的に支援が必要な若者に対する職業資格取得（保育士以外の資格にも拡充）支援<br><社会福祉基金を活用> |  |
| 本年度  |                      | 千円   | 339,092  |  |
| 前年度  |                      |  | 407,321  |  |
| 差引   |                      |  | △ 68,229   |  |
| 本年度の財源内訳   | 国                    |  | 71,923   |  |
|  | 県                    |  | 1,000  |  |
|  | その他                  |  | 2,129  |  |
|  | 市費                   |  | 264,040  |  |
| <b>4 若者サポートステーション機能強化事業 &lt;新規&gt; 60,798千円</b>      |                      | 若者サポートステーションの相談員を増員し、 <u>経済的困窮状態にある若者に対する職業的自立に向けた相談支援の強化を委託により実施します。</u>  |  |  |
| <b>5 よこはま型若者自立塾 24,080千円</b>                         |                      | ひきこもりや無業状態にある若者の社会・経済的自立を支援する「よこはま型若者自立塾」の運営費を補助します。<br>・事業内容 共同生活による以下の生活改善プログラムを実施<br>ア 合宿型による、地域でのボランティア活動等を通じた訓練<br>イ 専用施設における農業を通じた長期・継続型訓練 |  |  |
| <b>6 寄り添い型学習等支援事業(健康福祉局共管事業) &lt;拡充&gt; 46,308千円</b> |                      | 生活保護世帯、経済的困窮状態にあるなど、養育環境に課題があり支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対して、生活・学習支援等を委託により実施します。<br>・実施区 <u>13区(新規4区、継続9区)</u>   |  |  |

|              |                  |           |
|--------------|------------------|-----------|
| 13           | 地域療育センター<br>関係事業 |           |
| 本年度          | 千円               | 3,326,546 |
| 前年度          |                  | 2,922,640 |
| 差引           |                  | 403,906   |
| 本年度の<br>財源内訳 | 国                | —         |
|              | 県                | —         |
|              | その他              | 117       |
|              | 市費               | 3,326,429 |

### 事業内容

0歳から小学校期までの障害児の療育に関する専門機関・地域における中核機関として市内方面別に設置している地域療育センターの運営を行います。

また、発達障害のある児童への対応等に関する小学校教職員への支援や発達障害児を対象とした通所支援事業を実施します。

#### 1 地域療育センター運営事業<拡充> 2,872,452千円

心身に障害がある、又はその疑いのある児童の、地域における療育体制の充実などを目的として、方面別に設置している地域療育センターの運営を行います。

平成25年4月に8か所目のセンターとして港南区と栄区を担当する「よこはま港南地域療育センター」を開所します。

また、国制度上の位置づけである児童発達支援センターとして必須事業の「保育所等訪問支援」及び「障害児相談支援」の2事業を25年度から開始します。

(1) センター一覧及び予算内訳

(単位：千円)

| センター名            | 運営法人等                        | 本年度予算     |
|------------------|------------------------------|-----------|
| 1 南部地域療育センター     | 指定管理者：(福)青い鳥                 | 393,695   |
| 2 中部地域療育センター     |                              | 359,594   |
| 3 東部地域療育センター     |                              | 372,958   |
| 4 戸塚地域療育センター     | 指定管理者：<br>(福)横浜市リハビリテーション事業団 | 402,024   |
| 5 北部地域療育センター     |                              | 347,018   |
| 6 西部地域療育センター     |                              | 357,324   |
| 7 地域療育センターあおば    | 民設民営：(福)十愛療育会                | 295,435   |
| 8 よこはま港南地域療育センター | 民設民営：(福)横浜市リハビリテーション事業団      | 344,404   |
| 計                |                              | 2,872,452 |

※総合リハビリテーションセンターでも同様のサービスを提供しています。

#### (2) サービス内容

- ・相談・地域サービス部門：福祉保健センターが行う療育相談へのスタッフ派遣、関係機関への巡回訪問による技術支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援等
- ・診療部門：診断、検査、評価、訓練指導等
- ・通園部門：福祉型児童発達支援センター(知的障害児)、医療型児童発達支援センター(肢体不自由児)、児童発達支援事業所(発達障害児)

#### 2 地域療育センター学校支援事業<拡充> 138,649千円

地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターの専門スタッフが小学校を訪問し、主として自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害等の発達障害のある児童への学校内での対応に関する研修や教職員への支援を行います。

・実施か所 9か所(前年度8か所)

##### (1) 小学校教職員を対象とした研修

一般学級・個別支援学級担任教諭、特別支援教育コーディネーター等への障害に関する研修の実施、学校が企画した研修等への協力

##### (2) 小学校教職員への技術的支援

児童とのコミュニケーションのとり方、掲示物などの表示方法や教室内の環境設定、教材の活用方法等に関する助言など

#### 3 地域療育センター発達障害児通所支援事業<拡充> 315,445千円

地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターが運営する児童発達支援事業所において、主として知的障害のない発達障害児を対象に集団療育を行います。

・実施か所 9か所(前年度8か所)



| 14  |           | 学 齡 障 害 児 へ の 援 支 |                           | <b>事業内容</b><br>就学後の児童を対象とした支援として、障害児が放課後等に安心して過ごすことのできる居場所づくりを推進するとともに、主に中学・高校生年代の発達障害児を対象に診療、相談、関係機関調整等の支援を実施します。  |  |  |  |    |              |     |                |     |       |   |        |     |            |   |        |     |           |   |       |      |          |   |       |       |  |   |            |
|---|-----------|-------------------|---------------------------|---|--|--|--|----|--------------|-----|----------------|-----|-------|---|--------|-----|------------|---|--------|-----|-----------|---|-------|------|----------|---|-------|-------|--|---|------------|
| 本 年 度   |           | 千円<br>278,161     |                           | <b>1 障害児居場所づくり事業</b> <span style="float:right">175,887千円</span><br>主に学齢期の障害児が、放課後や夏休み等にのびのびと過ごすことのできる居場所を確保することで、障害児の豊かな人間性を育むとともに、家族の安定した生活と社会参加が実現できる環境を整えます。<br>また、医療的ケアの必要な肢体不自由児や重症心身障害児等の受入を行うため、引き続き3か所において看護師の配置による加算を実施します。<br>(将来にわたるあんしん施策に含む。)  |  |  |  |    |              |     |                |     |       |   |        |     |            |   |        |     |           |   |       |      |          |   |       |       |  |   |            |
| 前 年 度   |           | 327,990           |                           | 児童福祉法の改正に伴い創設された、同趣旨の国事業(放課後等デイサービス)への移行を引き続き進めます。  |  |  |  |    |              |     |                |     |       |   |        |     |            |   |        |     |           |   |       |      |          |   |       |       |  |   |            |
| 差 引   |           | △ 49,829          |                           | <b>【実施か所数】</b> 15か所 (前年度見込17か所) (単位:千円)   |  |  |  |    |              |     |                |     |       |   |        |     |            |   |        |     |           |   |       |      |          |   |       |       |  |   |            |
| 本<br>年<br>度<br>の<br>財<br>源<br>内<br>訳  | 国         | —                 |                           | <table border="1"> <thead> <tr> <th>規模</th> <th>1日あたりの平均利用人数</th> <th>か所数</th> <th>1か所あたりの補助額(最大)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模</td> <td>13人以上</td> <td>2</td> <td>17,636</td> </tr> <tr> <td>中規模</td> <td>10人以上13人未満</td> <td>5</td> <td>14,479</td> </tr> <tr> <td>小規模</td> <td>6人以上10人未満</td> <td>7</td> <td>9,881</td> </tr> <tr> <td>特小規模</td> <td>3人以上6人未満</td> <td>1</td> <td>8,077</td> </tr> <tr> <td>看護師加算</td> <td></td> <td>3</td> <td>214 (月最大額)</td> </tr> </tbody> </table> |  |  |  | 規模 | 1日あたりの平均利用人数 | か所数 | 1か所あたりの補助額(最大) | 大規模 | 13人以上 | 2 | 17,636 | 中規模 | 10人以上13人未満 | 5 | 14,479 | 小規模 | 6人以上10人未満 | 7 | 9,881 | 特小規模 | 3人以上6人未満 | 1 | 8,077 | 看護師加算 |  | 3 | 214 (月最大額) |
|   | 規模        | 1日あたりの平均利用人数      | か所数                       | 1か所あたりの補助額(最大)  |  |  |  |    |              |     |                |     |       |   |        |     |            |   |        |     |           |   |       |      |          |   |       |       |  |   |            |
|   | 大規模       | 13人以上             | 2                         | 17,636  |  |  |  |    |              |     |                |     |       |   |        |     |            |   |        |     |           |   |       |      |          |   |       |       |  |   |            |
|   | 中規模       | 10人以上13人未満        | 5                         | 14,479  |  |  |  |    |              |     |                |     |       |   |        |     |            |   |        |     |           |   |       |      |          |   |       |       |  |   |            |
| 小規模   | 6人以上10人未満 | 7                 | 9,881                     |   |  |  |  |    |              |     |                |     |       |   |        |     |            |   |        |     |           |   |       |      |          |   |       |       |  |   |            |
| 特小規模  | 3人以上6人未満  | 1                 | 8,077                     |   |  |  |  |    |              |     |                |     |       |   |        |     |            |   |        |     |           |   |       |      |          |   |       |       |  |   |            |
| 看護師加算   |           | 3                 | 214 (月最大額)                |   |  |  |  |    |              |     |                |     |       |   |        |     |            |   |        |     |           |   |       |      |          |   |       |       |  |   |            |
| 県   | —         |                   | ※ 国事業移行見込み事業所1か所を含む(7月から) |   |  |  |  |    |              |     |                |     |       |   |        |     |            |   |        |     |           |   |       |      |          |   |       |       |  |   |            |
| その他   | —         |                   |                           |   |  |  |  |    |              |     |                |     |       |   |        |     |            |   |        |     |           |   |       |      |          |   |       |       |  |   |            |
| 市 費   | 278,161   |                   |                           |   |  |  |  |    |              |     |                |     |       |   |        |     |            |   |        |     |           |   |       |      |          |   |       |       |  |   |            |
| <b>2 学 齡 後 期 障 害 児 支 援 事 業 &lt; 拡 充 &gt;</b> <span style="float:right">102,274千円</span> |           |                   |                           | 学齢後期(中学・高校生年代)の主として発達障害のある児童又はその疑いのある児童を対象として、思春期における、障害に伴う生活上の課題の解決に向けて、診療、相談、通学先学校等関係機関との調整などを行います。<br><u>専門的な相談を希望する利用者の増加に対応するため、25年度は実施機関を2か所から3か所に拡充します。</u>  |  |  |  |    |              |     |                |     |       |   |        |     |            |   |        |     |           |   |       |      |          |   |       |       |  |   |            |
| ・実施機関   |           |                   |                           |   |  |  |  |    |              |     |                |     |       |   |        |     |            |   |        |     |           |   |       |      |          |   |       |       |  |   |            |
| 1 小児療育相談センター(所在地:神奈川県西神奈川1丁目9番1号)   |           |                   |                           |   |  |  |  |    |              |     |                |     |       |   |        |     |            |   |        |     |           |   |       |      |          |   |       |       |  |   |            |
| (1) 実施内容<br>診療(初診、再診)、相談、相談に基づく関係機関との連携・支援、家族を対象とした勉強会等                                 |           |                   |                           |   |  |  |  |    |              |     |                |     |       |   |        |     |            |   |        |     |           |   |       |      |          |   |       |       |  |   |            |
| (2) 配置スタッフ<br>医師、看護師、臨床心理士、ソーシャルワーカー  |           |                   |                           |   |  |  |  |    |              |     |                |     |       |   |        |     |            |   |        |     |           |   |       |      |          |   |       |       |  |   |            |
| 2 総合リハビリテーションセンター(所在地:港北区鳥山町1770番地)   |           |                   |                           |   |  |  |  |    |              |     |                |     |       |   |        |     |            |   |        |     |           |   |       |      |          |   |       |       |  |   |            |
| (1) 実施内容<br>診療(初診、再診)、相談等   |           |                   |                           |   |  |  |  |    |              |     |                |     |       |   |        |     |            |   |        |     |           |   |       |      |          |   |       |       |  |   |            |
| (2) 配置スタッフ<br>医師、看護師、臨床心理士、ソーシャルワーカー  |           |                   |                           |   |  |  |  |    |              |     |                |     |       |   |        |     |            |   |        |     |           |   |       |      |          |   |       |       |  |   |            |
| <b>3 新規事業所</b>  |           |                   |                           |   |  |  |  |    |              |     |                |     |       |   |        |     |            |   |        |     |           |   |       |      |          |   |       |       |  |   |            |
| (1) 実施内容<br><u>相談、相談に基づく関係機関との連携・支援、家族を対象とした勉強会の開催等</u>                                 |           |                   |                           |   |  |  |  |    |              |     |                |     |       |   |        |     |            |   |        |     |           |   |       |      |          |   |       |       |  |   |            |
| (2) 配置スタッフ<br><u>臨床心理士、ソーシャルワーカー</u>  |           |                   |                           |   |  |  |  |    |              |     |                |     |       |   |        |     |            |   |        |     |           |   |       |      |          |   |       |       |  |   |            |

|          |                   |           |   |           |
|----------|-------------------|-----------|---|-----------|
| 15       | 在宅障害児及び施設利用児童への支援 |           | <p><b>1 メディカルショートステイシステム事業&lt;拡充&gt;</b> <b>28,510千円</b></p> <p>常時医学的管理が必要な医療的ケアを要する重症心身障害児者等を在宅で介護する家族の負担軽減を目的として、介護者の事情により一時的に在宅生活が困難になった場合などに市立病院・地域中核病院の協力を得て入院による受け入れ（メディカルショートステイ）を行い、在宅生活の安定を図ります。</p> <p><u>25年度は、対象年齢を18歳未満から成人まで引き上げるなどの拡充を行うため、協力医療機関の増加を図ります。</u></p> <p>・協力医療機関9病院（前年度7病院）<br/>（将来にわたるあんしん施策に含む。）</p> <p><b>2 医療環境整備事業</b> <b>3,010千円</b></p> <p>医療的ケアを要する重症心身障害児者の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研修や在宅支援関係者によるネットワーク連絡会を開催し、医療環境の充実を図ります。</p> <p>また、重症心身障害児者のかかりつけ医と一次医療機関・二次医療機関のネットワーク構築に向けて検討を行います。</p> <p><b>3 障害児通所支援事業&lt;拡充&gt;</b> <b>1,589,903千円</b></p> <p>児童福祉法に基づく障害児通所支援事業（①未就学児に対する児童発達支援、②就学児に対する放課後等デイサービス）を利用する者に対して給付費を支出します。</p> <p>また、25年度から、この通所サービスを利用する際の利用計画書の作成とサービス事業者との連絡調整を行う「<u>障害児相談支援</u>」と、保育所や幼稚園等を訪問して集団生活への適応促進を図るため、障害児に個別療育支援等を行う「<u>保育所等訪問支援</u>」に対し、新たに給付を開始します。</p> <p>&lt;25年度見込み数：約2,350人&gt;</p> <p><b>4 障害児入所支援事業等</b> <b>978,251千円</b></p> <p>養護上の課題や、障害に伴う社会生活上の課題の解決のために、児童相談所による利用調整を経て、障害児施設への入所に伴う費用（措置費及び障害児入所給付費）を支出します。また、措置以外の入所給付を受けて入所している児童の世帯に対して、措置による入所と同等の費用負担となるように、本市独自の利用者負担助成を行います。</p> <p>&lt;25年度見込み数：224人&gt;</p> <p><b>5 民間障害児施設運営費助成事業</b> <b>469,796千円</b></p> <p>障害児入所施設に対して職員の加配等を行い施設機能を強化することにより、支援の充実を図ります。&lt;25年度見込み数：245人&gt;</p> |           |
|          | 本年度               | 千円        |   | 3,069,470 |
|          | 前年度               |           |   | 2,506,396 |
|          | 差引                |           |   | 563,074   |
| 本年度の財源内訳 | 国                 | 1,272,301 |   |           |
|          | 県                 | 395,980   |   |           |
|          | その他               | 20,979    |   |           |
|          | 市費                | 1,380,210 |   |           |

|          |         |               |
|----------|---------|---------------|
| 16       | 障害児施設の備 |               |
| 本年度      |         | 千円<br>173,715 |
| 前年度      |         | 87,934        |
| 差引       |         | 85,781        |
| 本年度の財源内訳 | 国       | 4,441         |
|          | 県       | —             |
|          | その他     | —             |
|          | 市費      | 169,274       |

### 1 重症心身障害児施設の整備 152,038千円

市内の重症心身障害児施設が不足しており、市外・県外施設にも入所せざるを得ない状況となっています。また、在宅で早期に入所が必要な方も多くいる状況です。

これらを改善するため、市内3か所目の施設を整備します。25年度は実施設計を実施し、着工します。(将来にわたるあんしん施策に含む。)

#### <整備スケジュール>

22年度：基礎調査  
23年度：法人選定  
24年度：基本設計  
25年度：実施設計、着工  
26年度：工事  
27年度：しゅん工、開所予定

#### <整備地>

港南区港南台4丁目6番地

#### <定員>

160人(長期入所 136人、短期入所 24人)

#### <設置運営法人>

社会福祉法人十愛療育会

### 2 横浜市なしの木学園の再整備 15,198千円

老朽化が進んでいる福祉型障害児入所施設「横浜市なしの木学園」について、より望ましい生活環境を確保するために、民営化及び現敷地内での再整備を行います。25年度は運営法人の選定及び基本設計を実施します。(将来にわたるあんしん施策に含む。)

#### <整備及び民営化スケジュール>

24年度：基本調査  
25年度：法人選定、基本設計  
26年度：実施設計、運営引継ぎ  
27年度：選定法人による運営開始(民営化)、新棟着工  
28年度：新棟しゅん工  
29年度：既存棟改修

#### <所在地>

泉区下飯田町330番地

#### <定員>

70人(長期入所 60人、短期入所 10人)

### 3 白根学園児童寮の再整備 6,479千円

福祉型障害児入所施設「白根学園児童寮」について、老朽化及び耐震上の問題を解消し、入所児童に適切な支援を提供できる環境を整えるため、現敷地内で再整備を行います。25年度は実施設計を実施します。

#### <整備スケジュール>

24年度：基本設計、25年度：実施設計、26年度：着工、27年度：しゅん工、既存棟解体

#### <所在地>

旭区白根7丁目10番6号

#### <定員>

34人(長期入所 30人、短期入所 4人)

#### <運営法人>

社会福祉法人白根学園

|          |                |                 |  |
|----------|----------------|-----------------|--|
| 17       | 児童虐待の防止への取組の充実 |                 | 事業内容<br>23年3月に策定した児童虐待対策プロジェクトの報告を踏まえ、児童虐待防止への取組をより充実させていきます。  |
|          | 本年度            | 千円<br>1,761,202 | <b>1 児童相談所の運営と機能強化&lt;拡充&gt; 900,259千円</b><br>(1) 児童相談所の管理運営<br>4か所の児童相談所で、相談や調査・指導、児童の一時保護等を実施します。<br>(2) 児童虐待防止対策事業<br>児童虐待の早期発見・早期対応、再発防止や深刻化防止のため、関係機関と協力して在宅支援の強化や日常生活の福祉の向上等に取り組みます。<br>・よこはま子ども虐待ホットラインの運営<br>児童虐待の通報・相談に24時間365日対応<br>・児童虐待通報等への対応<br>中央児童相談所に緊急対応の職員を配置し、夜間・休日における児童虐待通報や相談等に迅速に対応<br>・弁護士、医師等の専門家による助言等<br>支援が困難な事例に対して、専門家による法的・医学的助言等を受け、支援を強化<br>・未成年後見人等への支援<br><u>児童相談所長が選任請求し、家庭裁判所に認められた未成年後見人等に対する助成</u>   |
|          | 前年度            | 1,722,270       |  |
|          | 差引             | 38,932          |  |
| 本年度の財源内訳 |                |                 |  |
|          | 国              | 261,488         | <b>2 北部児童相談所一時保護所の整備 260,507千円</b><br>緑区上山において、25年度も引き続き建設工事を進めます。7月にしゅん工し、8月中に開所する予定です。<br>また、施設が完成するまでの間、引き続き北部児童相談所内に幼児向けのスペースを確保し一時保護を行います。<br><br><b>3 家庭訪問の充実&lt;拡充&gt; 159,734千円</b><br>(1) 育児支援家庭訪問事業（区）（再掲）【6ページ参照】<br>区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員（看護職嘱託員）や育児支援ヘルパーが、子育てに対して不安や孤立感を抱える妊婦及び養育者等の家庭を訪問し、相談や育児支援を行います。<br>(2) 養育支援家庭訪問事業（児童相談所）<br>児童虐待の再発防止等に向け、児童の養育について問題を抱える家庭に、児童相談所から養育支援家庭訪問員（社会福祉主事等）やヘルパーを派遣し、相談や家事支援を行います。25年度は引き続き、 <u>家事支援を行うヘルパーについて、派遣回数を増やします。</u><br>（養育支援家庭訪問員；8名、ヘルパー派遣予定回数；25年度、5,400回）<br><br><b>4 子ども・家庭支援相談事業の充実（区）（再掲）【6ページ参照】 65,803千円</b><br>区福祉保健センターで0歳から思春期までの子どもと養育者を対象に相談を行います。発達障害や不適切養育等の相談により専門的に対応できるよう心理嘱託員を9区に配置します。 |
|          | 県              | 107,779         |  |
|          | その他            | 30,539          |  |
|          | 市費             | 1,361,396       |  |

- 5 母子保健事業の充実(区)(再掲)【6ページ参照】** **120,055千円**  
 不適切養育につながるリスクが高い未受診者対策を強化します。
- (1) 妊婦健康診査事業  
 妊婦健診について、母子健康手帳交付時に受診勧奨するとともに、その費用を補助します。
- (2) 乳幼児健康診査事業（未受診者対策の強化）  
 乳幼児健診等の実施状況をデータベース化し、受診状況を「母子保健システム」で確認し、迅速な相談支援を行うとともに、未受診者への受診勧奨を強化します。
- 6 保育所での見守り強化(保育所)** **52,336千円**  
 児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、被虐待児を優先的に保育所に入所させ、見守りを行うとともに、円滑な園運営のために必要となるアルバイト保育士を配置します。
- 7 養育家庭支援機能の強化(再掲)＜拡充＞【23ページ参照】** **121,977千円**
- (1) 横浜型児童家庭支援センター  
 養育に課題を抱える家庭等が地域で安定した生活ができるよう、「横浜型児童家庭支援センター」を設置し、区役所や児童相談所等、地域と連携して在宅家庭を支援します。  
また、地域での相談支援機能を強化するため、利便性の高い場所でサテライト型相談支援事業等を実施します。 (6か所(前年度5か所))
- (2) 子育て短期支援事業  
 既存の児童養護施設等を活用し、ショートステイやトワイライトステイ等の短期預かりを実施することにより、在宅で生活を継続するための支援を行います。  
さらに25年度より、乳児院において2歳未満児のショートステイをモデル実施します。  
(10か所(前年度6か所))
- 8 児童虐待防止啓発地域連携事業＜拡充＞** **43,191千円**
- (1) 児童虐待防止の広報・啓発  
 児童虐待防止推進月間における「STOP・こども虐待 よこはまキャンペーン」を中心に、関係機関・団体、商店街、交通機関等と連携した広報・啓発を身近な地域で幅広く行います。
- (2) 関係機関の連携強化と人材育成  
 児童虐待防止のための「要保護児童対策地域協議会」を開催・運営し、地域の関係機関との連携強化を図るとともに、弁護士及び精神科医から助言・指導を受ける事例検討会の実施などを通じて人材育成の取組を引続きすすめます。
- (3) 養育支援台帳システムの改修  
区と児童相談所との連携強化による児童虐待の早期発見と適切な対応にむけ、養育支援台帳システムを改修します。
- 9 施設等退所後児童に対するアフターケア事業(再掲)＜拡充＞【23ページ参照】** **32,010千円**  
 施設退所後の安定した社会生活を支援するため、入所の時点から就労や進学をはじめ、生活全般の相談や情報提供を開始し継続的に行うほか、仲間づくりの機会などを提供します。  
また、確実な就職が見込める資格の取得に向けて給付金制度を創設します。＜社会福祉基金を活用＞
- 10 産後母子ケアモデル事業(再掲)＜新規＞【6ページ参照】** **5,330千円**  
産後の心身ともに不安定になりやすい時期に、産科医療機関や助産所を活用し、母子で利用できる母子デイケアやショートステイをモデル実施することをおして、育児支援を充実させ児童虐待の未然防止を図ります。

| 18                      | 児童養護施設等における家庭的支援の充実 |                 | 事業内容  |              |        |  |  |      |      |     |    |        |                         |    |       |                 |              |               |    |         |      |      |
|-------------------------|---------------------|-----------------|---|--------------|--------|--|--|------|------|-----|----|--------|-------------------------|----|-------|-----------------|--------------|---------------|----|---------|------|------|
|                         | 本年度                 | 千円<br>5,674,572 | <b>1 児童福祉施設の整備&lt;拡充&gt;</b> <b>540,599千円</b><br>民間児童福祉施設耐震対策事業として、耐震対策が必要で老朽化している母子生活支援施設「白百合パークハイム」、乳児院「白百合ベビーホーム」の現敷地での再整備の費用を助成します。<br>同じく、耐震対策が必要で老朽化した母子生活支援施設「くらき」の移設による再整備を支援するため整備費を助成します。   |              |        |  |  |      |      |     |    |        |                         |    |       |                 |              |               |    |         |      |      |
|                         | 前年度                 | 5,449,261       | <b>【施設概要】</b><br><table border="1"> <thead> <tr> <th>整備内容</th> <th>実施内容</th> <th>所在地</th> <th>定員</th> <th>しゅん工予定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白百合パークハイム及び白百合ベビーホーム再整備</td> <td>工事</td> <td>泉区中田東</td> <td>乳:40人<br/>母:20世帯</td> <td>26年度<br/>27年度</td> </tr> <tr> <td>くらき母子生活支援施設移設</td> <td>設計</td> <td>戸塚区上倉田町</td> <td>20世帯</td> <td>26年度</td> </tr> </tbody> </table> |              |        |  |  | 整備内容 | 実施内容 | 所在地 | 定員 | しゅん工予定 | 白百合パークハイム及び白百合ベビーホーム再整備 | 工事 | 泉区中田東 | 乳:40人<br>母:20世帯 | 26年度<br>27年度 | くらき母子生活支援施設移設 | 設計 | 戸塚区上倉田町 | 20世帯 | 26年度 |
|                         | 整備内容                | 実施内容            | 所在地   | 定員           | しゅん工予定 |  |  |      |      |     |    |        |                         |    |       |                 |              |               |    |         |      |      |
| 白百合パークハイム及び白百合ベビーホーム再整備 | 工事                  | 泉区中田東           | 乳:40人<br>母:20世帯   | 26年度<br>27年度 |        |  |  |      |      |     |    |        |                         |    |       |                 |              |               |    |         |      |      |
| くらき母子生活支援施設移設           | 設計                  | 戸塚区上倉田町         | 20世帯  | 26年度         |        |  |  |      |      |     |    |        |                         |    |       |                 |              |               |    |         |      |      |
| 差引                      | 225,311             |                 |   |              |        |  |  |      |      |     |    |        |                         |    |       |                 |              |               |    |         |      |      |
| 本年度の財源内訳                | 国                   | 2,329,556       | <b>2 里親推進事業&lt;拡充&gt;</b> <b>24,829千円</b><br>里親の拡充を図るため、制度説明会などの広報活動や、里親希望者への研修の実施を行います。また、里親への支援として、ヘルパー派遣に加え、新たに里親メンター事業を開始します。   |              |        |  |  |      |      |     |    |        |                         |    |       |                 |              |               |    |         |      |      |
|                         | その他                 | 34,813          | <b>3 ファミリーホーム事業&lt;拡充&gt;</b> <b>219,526千円</b> (7 児童措置費等、8 児童養護向上支援事業の内数)<br>家族と離れて暮らす児童を、地域の家庭的な環境の中で養育するファミリーホーム事業を運営するとともに、設置の推進を図ります。 (13か所(前年度9か所))  |              |        |  |  |      |      |     |    |        |                         |    |       |                 |              |               |    |         |      |      |
|                         | 市債                  | 305,000         | <b>4 自立援助ホーム事業&lt;拡充&gt;</b> <b>83,453千円</b> (7 児童措置費等、8 児童養護向上支援事業の内数)<br>義務教育終了後に児童養護施設等を退所し、自立生活を目指す児童に対して、共同生活の中で就業支援等を行い、自立と生活の安定に向けた援助を行います。 (5か所(前年度2か所))  |              |        |  |  |      |      |     |    |        |                         |    |       |                 |              |               |    |         |      |      |
|                         | 市費                  | 3,005,203       | <b>5 養育家庭支援機能の強化&lt;拡充&gt;</b> <b>121,977千円</b><br>(1) 横浜型児童家庭支援センター<br>養育に課題を抱える家庭等が地域で安定した生活ができるよう、「横浜型児童家庭支援センター」を設置し、区役所や児童相談所等、地域と連携して在宅家庭を支援します。<br>また、地域での相談支援機能を強化するため、利便性の高い場所でサテライト型相談支援事業等を実施します。 (6か所(前年度5か所))<br>(2) 子育て短期支援事業<br>既存の児童養護施設等を活用し、ショートステイやトワイライトステイ等の短期預かりを実施することにより、在宅で生活を継続するための支援を行います。<br>さらに25年度より、乳児院において2歳未満児のショートステイをモデル実施します。 (10か所(前年度6か所)) |              |        |  |  |      |      |     |    |        |                         |    |       |                 |              |               |    |         |      |      |
|                         |                     |                 | <b>6 施設等退所後児童に対するアフターケア事業&lt;拡充&gt;</b> <b>32,010千円</b><br>施設退所後の安定した社会生活を支援するため、入所の時点から就労や進学をはじめ、生活全般の相談や情報提供を開始し継続的に行うほか、仲間づくりの機会などを提供します。<br>また、確実な就職が見込める資格の取得に向けて給付金制度を創設します。 <社会福祉基金を活用>  |              |        |  |  |      |      |     |    |        |                         |    |       |                 |              |               |    |         |      |      |
|                         |                     |                 | <b>7 児童措置費等</b> <b>4,357,097千円</b><br>児童福祉法に基づく要保護児童を児童入所施設や里親等に措置した場合、また、母子家庭の母子生活支援施設への入所や妊産婦の助産施設への入所等の措置等をとった場合に、児童福祉施設最低基準を維持する費用を支弁します。<br>なお、平成24年4月に国の人員配置基準の充実による、保護単価の大幅な引上げが行われました。<br>また、「横浜市いそごハイム」の老朽化対策として、港南区内に民設民営にて移設・再整備を行ってきた母子生活支援施設が25年5月に開所します。  |              |        |  |  |      |      |     |    |        |                         |    |       |                 |              |               |    |         |      |      |
|                         |                     |                 | <b>8 児童養護向上支援事業</b> <b>598,060千円</b><br>児童入所施設や里親等において、国で定められた措置費に加え、人件費や事業費等を助成することにより、児童の処遇向上及び健全育成の充実を図ります。  |              |        |  |  |      |      |     |    |        |                         |    |       |                 |              |               |    |         |      |      |

|          |              |               |   |
|----------|--------------|---------------|---|
| 19       | ひとり親家庭等の自立支援 |               | 母子家庭、父子家庭等の自立促進を図るため、就労支援等を行います。  |
|          | 本年度          | 千円<br>312,092 | <b>1 ひとり親家庭等の自立支援 312,092 千円</b><br>(1) 自立支援教育訓練給付金<br>職業能力開発のための講座を受講した場合、受講料の一部を支給します。<br>(2) 高等技能訓練促進費<br>看護師等の資格取得のために2年以上修業する場合に、生活費を支給します。<br>(3) 就職支援セミナー・講習会事業<br>就職に役立つセミナーや講座を実施します。<br>(4) 母子家庭等就業・自立支援センター事業<br>就労支援を目的とした相談、自立支援事業を実施します。<br>(5) 在宅就業支援事業<br>IT関係の在宅就業に必要な訓練を引き続き実施し、その間の生活を支援するため訓練手当を支給します。<br>(6) 日常生活支援事業<br>疾病や就職活動等で一時的に支援が必要な人に、家庭生活支援員を派遣します。<br>(7) 自立支援計画策定事業<br>有識者・関係者で構成する自立支援計画策定連絡会を設置し、「母子及び寡婦福祉法」に基づく、「横浜市母子家庭等自立支援計画」の次期5か年計画を策定します。 |
|          | 前年度          | 323,540       |   |
|          | 差引           | △ 11,448      |   |
| 本年度の財源内訳 |              |               |   |
|          | 国            | 56,851        |   |
|          | 県            | 181,144       |   |
|          | その他          | 527           |   |
|          | 市費           | 73,570        |   |

|          |            |               |   |
|----------|------------|---------------|---|
| 20       | DV被害者等対策事業 |               | 母子生活支援施設退所後のフォロー支援<br>母子生活支援施設の主に退所後1年未満の退所者を対象に訪問・電話相談を行い、自助グループ等の育成や支援者の発掘・育成を行うフォロー支援職員を配置し、退所後の支援を行います。 <u>25年度は、実施施設を1か所増やし、退所後支援の拡充を行います。</u> (実施施設：7か所)  |
|          | 本年度        | 千円<br>121,630 | <b>1 DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実&lt;拡充&gt; 34,495 千円</b><br>(1) DV相談支援センター<br>DV被害者等を対象に、こども青少年局・区福祉保健センター・男女共同参画センターの3者が、相談・安全確保から自立までの切れ目のない支援を行います。<br>(2) シェルター等における自立に向けた支援<br>DV被害者等の地域での生活に向けて、住まい探し・就労等の課題解決に安心して臨めるように、利用期間にも配慮しながら、専門的に支援する職員の体制を強化します。<br>(実施施設：5か所)<br><u>また、周産期対応を行う民間団体に対して、支援職員の配置により体制を新たに強化します。(実施施設：1か所)</u><br>(3) 外国籍女性と子どもへの総合的自立支援事業<br>民間支援団体との協働により、様々な生活問題を抱える外国籍女性と子どもへの電話や面接による相談・支援を行います。<br>(実施施設：1か所)<br>(4) 母子生活支援施設退所後のフォロー支援 |
|          | 前年度        | 110,158       |   |
|          | 差引         | 11,472        |   |
| 本年度の財源内訳 |            |               |   |
|          | 国          | 27,202        |   |
|          | 県          | —             |   |
|          | その他        | —             |   |
|          | 市費         | 94,428        |   |

**2 母子生活支援施設緊急一時保護事業 <拡充> 70,135 千円**  
DV等により緊急の保護を要する母子を一時的に母子生活支援施設に保護し、相談・支援等を行います。また、25年度新たに実施施設を1か所増やし、受入れ体制の拡充を行います。  
(実施施設：5か所)

**3 女性緊急一時保護施設補助事業 16,000 千円**  
民間の女性緊急一時保護施設の運営費を補助し、受入れ体制を確保します。  
(実施施設：3か所)

**4 加害者更生プログラムへの運営費補助<新規> 1,000 千円**  
DV被害者支援の一環として、加害者更生プログラムを実施している民間団体に対し、その運営費の一部を補助します。  
(実施施設：1か所)

|                                      |                  |            |
|--------------------------------------|------------------|------------|
| 21                                   | 児 童 手 当          |            |
| 本 年 度                                | 千円<br>59,243,065 |            |
| 前 年 度                                | 62,033,011       |            |
| 差 引                                  | △ 2,789,946      |            |
| 本<br>年<br>度<br>の<br>財<br>源<br>内<br>訳 | 国                | 41,169,483 |
|                                      | 県                | 9,036,791  |
|                                      | その他              | 7,500      |
|                                      | 市 費              | 9,029,291  |

### 1 児童手当

59,243,065千円

児童を養育している家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長を目的として当該児童について手当を支給します。

【対 象】中学校修了までの児童の養育者

【手当額】（児童1人あたり）

|        |       |            |
|--------|-------|------------|
| 3歳未満   |       | 月額 15,000円 |
| 3歳以上   | 第1・2子 | 月額 10,000円 |
| 小学校修了前 | 第3子以降 | 月額 15,000円 |
| 中学生    |       | 月額 10,000円 |

- ・施設入所児童（出生順位にかかわらず一律）
  - 3歳未満 月額 15,000円
  - 3歳以上 月額 10,000円

- ・所得制限超過者（特例給付として支給）
  - 児童1人あたり 月額 5,000円

【支給月】6月・10月・2月に前4か月分を支給します。

【月平均児童数】489,857人

### 【手当額の変遷】

（単位：円／月額）

| 区分              | 平成23年度            | 平成23年<br>4～9月まで | 平成23年10月～<br>平成24年3月まで | 平成24年4月以降 |
|-----------------|-------------------|-----------------|------------------------|-----------|
|                 | （平成23年度法案<br>：廃案） | （つなぎ法）<br>※1    | （特措法）<br>※2            | 児童手当法     |
| 0歳以上3歳未満        | 20,000            | 13,000          | 15,000                 | 15,000    |
| 3歳以上<br>小学校修了まで | 第1、2子             |                 | 10,000                 | 10,000    |
|                 | 第3子以降             |                 | 15,000                 | 15,000    |
| 中学校修了まで         |                   |                 | 10,000                 | 10,000    |

※1 つなぎ法：国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律

※2 特措法：平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法



|          |         |                  |  |
|----------|---------|------------------|--|
| 22       | 児童扶養手当等 |                  | <b>1 児童扶養手当</b> <b>10,117,436千円</b><br>ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給します。<br><b>【対象】</b> 18歳（中度以上の障害がある場合は20歳到達まで）までの児童の養育者<br><b>【手当額】</b> 全部支給 月額 41,430円<br>一部支給 月額 9,780円～41,420円<br>第2子加算 月額 5,000円<br>第3子以降加算 月額 3,000円<br><b>【支給月】</b> 4月・8月・12月に前4か月分を支給します。<br><b>【月平均児童数】</b> 33,486人 |
|          | 本年度     | 千円<br>11,278,282 |  |
|          | 前年度     | 10,897,351       |  |
|          | 差引      | 380,931          |  |
| 本年度の財源内訳 | 国       | 3,372,478        | <b>2 特別乗車券の交付</b> <b>1,160,846千円</b><br>児童扶養手当受給世帯、母子生活支援施設入所世帯の生活支援に寄与するため、市営交通機関、民営バス及び金沢シーサイドラインに無料で乗車できる特別乗車券を交付します。<br><b>【対象】</b> 児童扶養手当受給世帯、母子生活支援施設入所世帯<br>※世帯に1枚交付<br><b>【交付見込数】</b> 18,845人  |
|          | 県       | —                |  |
|          | その他     | 20,000           |  |
|          | 市費      | 7,885,804        |  |

|          |                      |               |  |
|----------|----------------------|---------------|--|
| 23       | 母子寡婦福祉事業（母子寡婦福祉資金会計） |               | <b>1 母子寡婦福祉資金貸付事業</b> <b>680,879 千円</b><br><b>（母子寡婦福祉資金会計）</b><br>母子家庭及び寡婦の経済的自立を促し、児童の福祉を増進するための各種の資金貸付を行います。                                 |
|          | 本年度                  | 千円<br>680,879 | (1) 対象者<br>(ア) 母子家庭の母及び寡婦又はその児童等<br>(イ) 40歳以上の配偶者のない女子で現に児童を扶養していない方   |
|          | 前年度                  | 608,420       | (2) 主な資金<br>修学資金、就学支度資金等 (12資金)  |
|          | 差引                   | 72,459        | (3) 貸付利子<br>無利子又は年利1.5%  |
| 本年度の財源内訳 | 市債                   | —             | (4) 償還について<br>期間：据置（6か月又は1年）後3年～10年以内<br>滞納者に対して直接通知・訪問・電話で償還業務を行います。<br><br>(5) 貸付限度額(例：修学資金…第1学年・自宅通学)<br>私立高校：30,000円／月額<br>私立大学：54,000円／月額 |
|          | 貸付金収入                | 551,534       |  |
|          | その他                  | 99,770        |  |
|          | 市費                   | 29,575        |  |

【横浜の未来像を表す新ロゴマーク】



風車の羽をモチーフにしたマーク。ヨコハマに吹く自由で開放的な風をイメージしたものです。3つの異なる四角形は、ヨコハマの多様性を表しています。

CHILD AND YOUTH BUREAU

こどもせいしょうねん



# 子ども・子育て関連3法について

## 1 法律の概要

○幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした、次の3つの法律が平成24年8月に成立しました。

### (1) 子ども・子育て支援法

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、地域の子ども・子育て支援の充実。

※幼稚園と保育所で別々になっている利用手続や公費負担の仕組みなどを一本化。

### (2) 認定こども園法の一部改正法

幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所で別々になっている認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置付け。

### (3) 関係法律の整備法

上記2つの法律の施行に伴い、児童福祉法などの関係法律を改正。

○新制度は、消費税率の引上げ時期（27年10月に10%）を踏まえて、27年4月からの本格施行が予定されています。

※国では、27年4月からの本格施行を前提に、昨年9月に「子ども・子育て支援新制度施行準備室」（内閣府）を設置して、準備を開始。

## 2 現行制度からの主な変更点

### ○幼児期の学校教育・保育の提供を「個人への給付」に変更

3歳以上のすべての子どもへの学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育を、個人の権利として保障する観点から、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等を通じた給付制度が導入され、いずれの施設を利用した場合でも共通の仕組みで公費対象となります。

### ○放課後児童クラブについても、地域子ども・子育て支援事業として位置付け

対象児童が「おおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」へ拡大されるとともに、設備・運営基準について、省令等に基づく市町村基準条例の設置が必要となります。

### ○市町村が制度の実施主体

「幼稚園の所管は県」「保育所の所管は市」と分かれていた制度の実施主体が、市町村に一本化されます。市町村は、事業計画を策定し、計画的に幼児期の学校教育・保育、地域子育て支援を提供する責務を負います。

### ○消費税率引上げに伴う財源確保

「子ども・子育て」は、社会保障・税一体改革において社会保障分野の一つに位置付けられ、新制度の財源として、消費税率引上げに伴う増収分のうち、約7,000億円が充てられる（さらにそれ以外の財源も含め合計1兆円超の財源確保をめざす）予定です。

## 3 施行に向けて

### (1) 25年度の本市における取組

本市では、新制度への円滑な移行に向けて、準備を本格化するため、25年度は「横浜市子ども・子育て会議」の設置・運営、ニーズ調査、横浜保育室や放課後児童クラブの移行支援等に取り組むとともに、今後の国の検討状況に応じて、随時対応していきます（25年度予算：427,000千円）。

(2) 今後の主なスケジュール（予定）

|                  | 25 年度  | 26 年度                                      | 27 年度               |
|------------------|--|--|---------------------|
|                  | 準備作業   |  | 利用開始<br><27 年 4 月～> |
|                  | 利用申込開始<br><26 年 9 月頃～>   |  |                     |
| 国の動き             | 子ども・子育て会議の設置、検討<br>(基本指針、施設の認可基準・確認基準、保育の必要性の認定基準、<br>市町村事業等に関する政省令案、公定価格など)                   |  |                     |
| 市子ども・子育て<br>会議関係 | 横浜市子ども・子育て会議の設置、検討   |  |                     |
| 事業計画関係           | ニーズ調査の実施、事業計画の策定   |  |                     |
| 利用者関係            | <ul style="list-style-type: none"> <li>資格認定・利用調整のしくみ検討、確定</li> <li>給付単価・利用者負担の検討、確定</li> </ul> | 利用者への周知<br>申込受付<br>～資格認定<br>～利用調整<br>～利用契約 | 利用開始                |
| 給付・事業関係          | 経営実態調査・施設実態調査<br>基準条例案の検討<br>施設の意向確認、<br>定員調整<br>移行支援  | 条例制定準備<br>施設の認可・確認<br>給付対象施設・定員<br>の情報公表   |                     |
| 電算システム関係         | 業務分析・契約  | 利用者認定システム、<br>事業者管理システム構築<br>給付システム構築      | 運用開始<br>運用開始        |

【参考】給付・事業の全体像

| 子ども・子育て支援給付  | 地域子ども・子育て支援事業  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■施設型給付                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園</li> <li>・幼稚園</li> <li>・保育所</li> </ul> </li> <li>■地域型保育給付                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育（利用定員 6 人以上 19 人以下）</li> <li>・家庭的保育（利用定員 5 人以下）</li> <li>・居宅訪問型保育</li> <li>・事業所内保育</li> </ul> </li> <li>■児童手当</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者支援</li> <li>・地域子育て支援拠点事業</li> <li>・一時預かり</li> <li>・乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>・養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業</li> <li>・ファミリー・サポート・センター事業</li> <li>・子育て短期支援事業</li> <li>・延長保育事業</li> <li>・病児・病後児保育事業</li> <li>・放課後児童クラブ</li> <li>・妊婦健診</li> <li>・実費徴収に係る補足給付を行う事業</li> <li>・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</li> </ul> |



## 「横浜市子ども・子育て会議（仮称）」について

### 1 趣旨

子どもの教育・保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みとして、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法（※）」が公布され、その中で、子ども・子育て支援事業計画の策定等への意見を聴くための審議会その他の合議制の機関の設置が求められています。

本市においては、「横浜市子ども・子育て会議条例案」を 2 月 8 日付で市会に発送しており、同条例案が可決された場合には、附属機関として「横浜市子ども・子育て会議」（仮称）を設置します。

### 2 「横浜市子ども・子育て会議（仮称）」の概要

#### （1）設置根拠

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項

#### （2）所掌事項

- ア 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定に関する事
- イ 特定地域型保育事業（小規模保育等）の利用定員の設定に関する事
- ウ 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する事
- エ 子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関する事

#### （3）委員構成（案）

- ア 委員  
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、子育て当事者・支援者、保育・教育関係者、保健医療関係者等（20 人以内）
- イ 臨時委員  
特別な事項を専門的に調査審議する場合に、臨時委員を置く

#### （4）任期

- ア 委員  
委嘱日より 2 年
- イ 臨時委員  
当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまで

#### ※ 子ども・子育て関連 3 法

- ・「子ども・子育て支援法」
- ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」
- ・「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

（目的）

- ・質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供
- ・待機児童対策の推進
- ・地域の子育て支援の充実

参考



平成 25 年度

# 予算概要

(抜粋)

健康福祉局





## 健康福祉局予算案の考え方

少子高齢化は、本市においても急速に進展しており、単身高齢者世帯の増加や地域のつながりの希薄化という傾向が、年々深刻化するとともに、団塊の世代が後期高齢者となり、医療費など社会保障費の急増が見込まれる「2025年問題」への対応が求められています。

また、長引く景気の低迷を背景に、経済や雇用等において非常に厳しい情勢が続く中、生活困窮者の増加が大きな課題となっています。

一方で、将来に向けて、子どもから大人まで福祉・保健・医療の各分野における市民生活の安心・安全を確保するため、施策の着実な実施とともに、一層「予防・自立・備え」にも重点を置いて取り組んでいくことが必要です。

平成25年度の健康福祉局予算は、これらの視点を重視しつつ、中期4か年計画の最終年として“成果”を確実に出せるよう、市民の皆様への「今日の安心、明日の安心、そして将来の安心」の実現に向け、「限られた財源」の中で、その効果を最大限発揮するための予算としています。

その中でも特に、

- 身近な地域で医療や介護を受けることのできる体制づくり
- 健康づくり、疾病予防、介護予防対策の充実
- 生活困窮者を対象とした支援の強化など、自立支援策の充実
- 災害発生時の医療体制等の充実
- 持続可能な各種福祉保健医療制度の構築

を健康福祉局の重要課題として掲げ、こうした課題に最優先に取り組みます。

主な取組として、まず、平成25年度が計画の初年度となる「よこはま保健医療プラン2013」や「第2期健康横浜21」等を踏まえ、がん検診の普及等に取り組むとともに、在宅医療と在宅介護の連携、市民一人ひとりが健康づくりに取り組む仕組みの構築を進めます。また、医療、介護、予防、住まい、生活支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステムの実現」や介護予防事業の充実、認知症疾患医療センターの拡充、将来にわたるあんしん施策として後見的支援制度の実施区の拡大などにも取り組みます。

次に、増大する扶助費の縮減に向け、被保護者自立支援プログラムの更なる拡充、生活困窮者支援のモデル事業やハローワーク機能の区役所内設置などを進めるとともに、不正受給防止対策を含めた生活保護制度の適正運用にも取り組みます。

また、東日本大震災の教訓をもとに、災害発生時の医療体制を充実するため、休日急患診療所等の通信体制の強化、薬局等への緊急持ち出し医薬品の配備等を行います。さらに、条例に基づき要援護者の個人情報地域に提供できるようにして、発災時の支援に備えます。

一方、各種福祉保健サービスを今後も安定的に継続して必要な方に提供できるよう、必要な施策を展開するとともに、障害者の移動支援施策を再構築し、対象者を拡大します。また、国民健康保険においては、政令改正による保険料の算定方法の変更に伴う対応を行うとともに、重度障害者医療費助成では、精神障害者への対象拡大を行います。

さらに、放射線対策の実施や、福祉のまちづくり、福祉保健医療人材の確保など重要な課題への対応も着実に進めます。

平成25年度 健康福祉局予算案総括表

(単位：千円)

| (一般会計)       |             |             |            |        |  |
|--------------|-------------|-------------|------------|--------|--|
| 項目           | 本年度         | 前年度         | 増△減        | 増減率    | 備考   |
| 7 款          |             |             |            |        |  |
| 健康福祉費        | 297,548,436 | 285,687,320 | 11,861,116 | 4.2    |  |
| 1 項          |             |             |            |        |  |
| 社会福祉費        | 41,288,538  | 40,107,241  | 1,181,297  | 2.9    | 社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、国民年金費、ひとり親家庭等医療費、小児医療費                             |
| 2 項          |             |             |            |        |  |
| 障害者福祉費       | 83,117,848  | 76,789,672  | 6,328,176  | 8.2    | 障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営費、障害者手当費、重度障害者医療費、障害者福祉施設運営費、リハビリテーションセンター等運営費 |
| 3 項          |             |             |            |        |  |
| 老人福祉費        | 10,083,758  | 10,045,504  | 38,254     | 0.4    | 老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費  |
| 4 項          |             |             |            |        |  |
| 生活援護費        | 130,299,801 | 128,315,287 | 1,984,514  | 1.5    | 生活保護費、援護対策費  |
| 5 項          |             |             |            |        |  |
| 健康福祉施設整備費    | 12,170,542  | 9,789,358   | 2,381,184  | 24.3   | 健康福祉施設整備費  |
| 6 項          |             |             |            |        |  |
| 公衆衛生費        | 18,090,023  | 18,307,292  | △ 217,269  | △ 1.2  | 予防費、健康診査費、健康づくり費、医療対策費、地域保健推進費、公害・石綿健康被害対策事業費                        |
| 7 項          |             |             |            |        |  |
| 環境衛生費        | 2,497,926   | 2,332,966   | 164,960    | 7.1    | 食品衛生費、衛生研究所費、食肉衛生検査所費、環境衛生指導費、葬務費、動物保護指導費                            |
| 17 款         |             |             |            |        |  |
| 諸支出金         | 107,945,501 | 104,789,568 | 3,155,933  | 3.0    |  |
| 1 項          |             |             |            |        |  |
| 特別会計繰出金      | 107,945,501 | 104,789,568 | 3,155,933  | 3.0    | 国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、自動車事業、高速鉄道事業及び病院事業会計繰出金 |
| 一般会計計        | 405,493,937 | 390,476,888 | 15,017,049 | 3.8    |  |
| (特別会計)       |             |             |            |        |  |
| 国民健康保険事業費会計  | 370,124,361 | 359,535,112 | 10,589,249 | 2.9    |  |
| 介護保険事業費会計    | 222,055,548 | 213,391,093 | 8,664,455  | 4.1    |  |
| 後期高齢者医療事業費会計 | 62,968,847  | 63,060,771  | △ 91,924   | △ 0.1  |  |
| 公害被害者救済事業費会計 | 47,906      | 41,504      | 6,402      | 15.4   |  |
| 新墓園事業費会計     | 294,773     | 600,543     | △ 305,770  | △ 50.9 |  |
| 特別会計計        | 655,491,435 | 636,629,023 | 18,862,412 | 3.0    |  |

| 健康福祉局一般会計予算案の財源 |             |             |
|-----------------|-------------|-------------|
|                 | 本年度         | 前年度         |
| 特定財源            | (42.8)      | (43.7)      |
| 一般財源            | 173,587,973 | 170,830,687 |
| 合計              | (57.2)      | (56.3)      |
| 計               | 231,905,964 | 219,646,201 |
| 合計              | (100)       | (100)       |
| 計               | 405,493,937 | 390,476,888 |

( ) 内は構成比

# 目 次

|                                 |                        |
|---------------------------------|------------------------|
| <b>I 地域福祉保健の推進</b> .....        | 4                      |
| 1 地域福祉保健計画推進事業等                 | 4 だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業 |
| 2 権利擁護事業                        | 5 地域ケアプラザ整備・運営事業       |
| 3 福祉人材確保事業                      |                        |
| <b>II 高齢者保健福祉の推進</b> .....      | 8                      |
| ・ 介護保険制度関連事業の概要                 | 10 介護保険外サービス           |
| 6 介護保険事業                        | 11 低所得者の利用者負担助成事業      |
| 7 地域支援事業（介護予防事業）                | 12 高齢者の社会参加促進          |
| 8 地域支援事業（包括的支援事業）               | 13 地域密着型サービス推進事業       |
| 9 地域支援事業（任意事業）                  | 14 特別養護老人ホーム等整備事業      |
| <b>III 障害者施策の推進</b> .....       | 16                     |
| ・ 障害福祉主要事業の概要                   | 20 小規模通所施設補助事業         |
| ・ 将来にわたるあんしん施策                  | 21 障害者施設整備事業等          |
| 15 障害者相談支援事業等                   | 22 自殺対策事業              |
| 16 障害者居宅介護事業                    | 23 精神科医療体制の確保          |
| 17 障害者移動支援事業                    | 24 重度障害者医療費援助事業        |
| 18 障害者の地域生活支援事業                 | 25 障害者就労支援事業           |
| 19 障害者グループホーム設置運営事業             |                        |
| <b>IV 生活基盤の安定と自立の支援</b> .....   | 26                     |
| 26 生活保護事業                       | 29 後期高齢者医療事業           |
| 27 援護対策事業                       | 30 国民健康保険事業            |
| 28 小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成事業         |                        |
| <b>V 地域医療体制の確保と充実</b> .....     | 30                     |
| 31 医療政策の推進                      | 34 災害医療体制の充実           |
| 32 小児・産科・周産期医療体制の充実             | 35 救急医療体制の充実           |
| 33 地域医療体制の確保                    |                        |
| <b>VI 健康で安全・安心な暮らしの支援</b> ..... | 34                     |
| 36 予防接種事業                       | 43 動物の愛護及び保護管理事業       |
| 37 感染症・食中毒対策事業等                 | 44 健康づくりの推進            |
| 38 新型インフルエンザ対策事業                | 45 がん検診事業              |
| 39 医療安全の推進                      | 46 公害健康被害者等への支援        |
| 40 放射線対策推進事業                    | 47 斎場・墓地管理運営事業         |
| 41 食の安全確保事業                     |                        |
| 42 快適な生活環境の確保事業                 |                        |
| <b>・ 外郭団体関連予算案一覧</b> .....      | 42                     |

◇冊子中の表記の説明

**【中期】** 「横浜市中期4か年計画」で「目標達成に向けた主な事業」として掲載されている事業です。

# Ⅲ 障害者施策の推進

## ～障害福祉主要事業の概要～

### 1 将来にわたるあんしん施策

障害者やその家族が切実に求めている「親なき後の生活の安心」や「障害者の高齢化・重度化への対応」など、地域で暮らす障害者やその家族が将来にわたって安心して暮らし続けられるよう、「将来にわたるあんしん施策」を実施します。

### 2 障害者総合支援法に関する主な事業

|                      |                    |   |
|----------------------|--------------------|---|
| 介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業等 | 障害者相談支援事業          | 計画相談の対象範囲を広げるとともに、障害者地域活動ホーム等に配置された専任職員が、障害者が地域で自立して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。【予算概要15】 |
|                      | 障害者居宅介護事業          | 身体介護や家事援助、移動介護等を必要とする障害児・者が、ホームヘルプサービスやガイドヘルプサービスを利用して、在宅生活を送れるように支援します。【予算概要16,17】 |
|                      | 障害者地域活動ホーム運営事業     | 障害児・者の地域での生活を支援する拠点として「障害者地域活動ホーム」を設置するとともに、事業委託及び運営費助成を行います。【予算概要18】               |
|                      | 精神障害者生活支援センター運営事業  | 精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う施設の整備、運営を行います。【予算概要18】      |
|                      | 障害者自立生活アシスタント事業    | 知的障害者施設や地域活動ホーム、生活支援センター等に配置した専任職員が、単身等で地域で生活をする知的障害者、精神障害者等に対して、支援を行います。【予算概要18】   |
|                      | 障害者グループホーム設置運営事業   | 日々の生活の場であるグループホーム・ケアホームにおいて、4～10人の障害者が世話人（職員）から必要な支援を受けながら地域で自立した生活を送ります。【予算概要19】   |
|                      | 地域活動支援センター運営事業     | 障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センターに対して助成を行います。【予算概要20】                       |
|                      | 障害児・者短期入所事業        | 疾病等により家族が介助できない場合や疲労回復を図る場合に、障害児・者が施設等を利用することで在宅生活を支援します。                           |
|                      | 障害者支援施設等自立支援給付費    | 障害者が障害福祉サービス等を利用することで、日常生活の自立に向けた支援を受けたり、就労に向けた訓練を行います。                             |
|                      | 生活援護事業（補装具・日常生活用具） | 身体障害児・者の身体機能を補う用具、日常生活の便宜を図るための各種用具の給付等を行います。                                       |
|                      | 重度障害者入浴サービス事業      | 在宅での入浴が困難な重度障害者に、施設入浴及び訪問入浴を行うことで、入浴の機会を提供します。                                      |
|                      | 精神障害者医療費公費負担事業     | 精神障害者の適正な医療を普及するため通院医療費の一部を公費負担するほか、措置入院に要する費用を公費負担します。                             |

### 3 その他の事業

|              |   |   |
|--------------|---|---|
| その他の事業       | 発達障害者支援体制整備事業                               | 発達障害者支援法が施行されたことに伴い、市内の発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。【予算概要15】         |
|              | 小規模通所施設補助事業                                 | 障害者が、自主製品の製作等を行い、地域の中で社会的活動に参加する「地域作業所」や作業所から法定事業に移行した小規模な通所施設に対して助成を行います。【予算概要20】          |
|              | 自殺対策事業                                      | 自殺対策強化のため、地域自殺対策情報センターをこころの健康相談センターに設置し、地域連携を強化し、関係機関や庁内関係部署との連携による総合的な自殺対策に取り組みます。【予算概要22】 |
|              | 精神科救急医療対策事業等                                | 神奈川県、川崎市、相模原市との協調体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行います。【予算概要23】                                   |
|              | 重度障害者医療費援助事業                                | 重度障害者に対し、保険診療の自己負担分を援助します。【予算概要24】  |
|              | 障害者就労支援事業                                   | 障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営費の助成を行います。また、障害者の就労の場の拡大等の事業を行います。【予算概要25】                            |
|              | 心身障害者扶養共済事業                                 | 障害者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納め、保護者死亡時等に、障害者本人に終身定額の年金を支給します。                                      |
| 自立生活移行支援助成事業 | 障害者の地域生活、就労への移行等のために必要な支援をする事業所に事業経費を助成します。 |   |

|  |     |  |  |
|--|-----|--|--|
| 将来にわたる<br>あんしん施策   |     | <b>将来にわたるあんしん施策について</b><br>障害者やその家族が切実に求めている「親なき後の生活の安心」や「障害者の高齢化・重度化への対応」など地域で暮らす障害者やその家族が将来にわたって安心して暮らし続けられるよう「将来にわたるあんしん施策」を実施します。<br>本施策は、22年4月に廃止された在宅心身障害者手当の質的転換策であり、障害者施策推進協議会での協議を軸に、市民説明会等でのご意見も踏まえ具体化を図り、22年度から各施策を段階的に実施しています。 |  |
| 本年度  |     | 千円   |  |
|  |     | 2,185,778  |  |
| 前年度  |     | 2,670,368  |  |
| 差引   |     | △ 484,590  |  |
| 本年度の<br>財源内訳   | 国   | 414,970  |  |
|  | 県   | 198,206  |  |
|  | その他 | —  |  |
|  | 市費  | 1,572,602  |  |
| ※こども青少年局予算<br>(141,173千円)を含みます。  |     |  |  |
| <b>2 障害者の高齢化・重度化への対応</b><br>(1) 住まいの場の充実 <span style="float:right">59,673千円</span><br>障害者グループホームB型設置運営費補助事業（運営費・改修費補助）<br>グループホーム・ケアホームにおける、障害者の高齢化・重度化対応を検討するため、高齢化・重度化対応ホーム事業をモデル実施します。<br>また、既存のホームでも安心して地域での生活が続けられるよう、必要なバリアフリー改修に対し助成を行います。  |     |  |  |
| (2) 医療的ケア対応 <span style="float:right">3,720千円</span><br>障害者施設で働く看護師のための巡回相談等事業<br>医療的なケアが必要な障害者の地域での生活を支えるため、障害者施設等で働く看護師を対象とした専門的機関の医師等による「医師・看護師等による巡回指導事業」や「障害者施設で働く看護師のための研修事業」を実施します。   |     |  |  |
| <b>3 地域生活のためのきめ細かな対応</b><br>(1) 医療・受診環境の充実 <span style="float:right">17,667千円</span><br>ア 障害児・者の医療環境推進事業<br>主に知的障害のある障害者に対応する専門外来の設置を医療機関へ依頼し、協力医療機関に対して運営費を補助します。また、横浜市立大学医学部学生を対象とした福祉施設実習や、医療従事者向け研修会なども引き続き実施します。<br>イ 肺炎球菌ワクチン接種助成事業<br>肺炎に罹患した場合、重症化や死亡のおそれが高い重度内部障害者に対し、肺炎球菌ワクチン接種費用を助成します。 |     |  |  |

ウ 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業

重度障害児・者が入院する場合、日常の支援に関わっている事業者等が入院先に職員を派遣し、コミュニケーション支援を行います。

(2) 総合的な移動支援施策体系の再構築

305,642千円

障害者等の外出を促進するため、主要な移動支援施策体系の再構築を図ります。将来に向けて、より利用しやすく、安定して持続可能な施策体系とすることを旨とし、事業者・利用者双方にもご協力を求めながら、施策の見直しを実施します。

ア 移動情報センター運営等事業【中期】

移動支援にかかる地域の情報を収集し、支援が必要な人への情報提供、相談の窓口を設置します。(新たに3区で実施、累計9区)

また、区内の車両や運転手等を効率的に利用するための地域資源の調査を行い、エリア巡回車等の検討を行います。

イ 障害者移動支援事業等

ガイドボランティアの支援対象者や外出範囲の拡大、タクシー事業者福祉車両導入促進など、引き続き障害者の外出支援に取り組みます。

(3) その他 地域生活のきめ細かな対応

1,058,020千円

ア 障害者自立生活アシスタント事業

障害特性をふまえた日常生活上の支援を行う自立生活アシスタントを、市内のどこに住んでいても利用できるよう体制整備を引き続き進めます。

イ 福祉人材の確保・育成

ガイドヘルパー・同行援護従事者養成研修受講料助成、サービス提供責任者向け及びヘルパー現任者向けのスキルアップ研修を、引き続き実施します。

また、民間事業者等と協働した合同就職フェアを実施します。

ウ 精神障害者の家族支援事業

家族関係の悪化等により精神障害者との同居等が難しい家族に対し、必要に応じて家族の緊急滞在場所や障害について理解を深める機会を提供します。関係改善を図ることで、障害者と家族が地域での生活を継続できるよう支援します。

エ 高次脳機能障害者支援事業

高次脳機能障害支援センターによる、地域の相談拠点(鶴見区・旭区・港北区・泉区)に対する専門的な支援を継続します。また、高次脳機能障害者やその家族が安心して地域で生活できるよう、更なる相談支援拠点の整備を進めていきます。

オ 発達障害者支援体制整備事業

(ア) 発達障害者に対する有効な支援手法の開発のため、モデル事業(発達障害者就労移行支援事業)を継続実施します。

(イ) 発達障害者の生活課題に対応するため、サポートホーム(生活アセスメント付き居住支援)を実施し、地域での一人暮らしに向けた準備支援を行います。

カ 重度障害者(児)日常生活用具給付等事業

日常生活の便宜を図るための用具を給付します。新たに紙おむつの対象を重度知的障害児・者に拡大するとともに、基準額を見直します。

キ 災害時障害者支援事業

災害発生時に、障害があっても安心して避難場所で生活ができるよう、地域防災拠点である小中学校に、多目的トイレの整備を進めます。

|              |                |               |   |
|--------------|----------------|---------------|---|
| 15           | 障害者<br>相談支援事業等 |               | 事業内容<br>1 相談支援事業 433,204千円<br>障害者が地域で暮らすために、生活全般にわたる相談に対応するほか、適切なサービスの選択等を支援するため、相談事業を実施するとともに、地域での関係機関とのネットワーク化を図ります。<br>(1) 地域活動ホーム 18か所<br>(2) 障害児・者福祉施設等 5か所<br>(3) 発達障害者支援センター 1か所<br>2 計画相談支援事業 238,872千円<br>障害者が個々に抱える課題解決に向けて適切なサービスを利用できるよう、指定相談事業所がサービス利用前に利用計画案を作成し、利用開始後に定期的なモニタリングを実施することで、ケアマネジメントによるきめ細かな支援を行います。<br>3 発達障害者支援体制整備事業 <b>あんしん</b> 34,256千円<br>(18ページの3(3)オの再掲)<br>(1) 発達障害者に対する有効な支援手法の開発のため、モデル事業（発達障害者就労移行支援事業）を継続実施します。<br>(2) 発達障害者の生活課題に対応するため、サポートホーム事業（生活アセスメント付き住居支援）を実施し、一人暮らしに向けた準備支援を行います。 |
| 本年度          |                | 千円<br>706,332 |   |
| 前年度          |                | 515,570       |   |
| 差引           |                | 190,762       |   |
| 本年度の<br>財源内訳 | 国              | 183,683       |   |
|              | 県              | 72,553        |   |
|              | その他            | —             |   |
|              | 市費             | 450,096       |   |

|              |               |                 |   |
|--------------|---------------|-----------------|---|
| 16           | 障害者<br>居宅介護事業 |                 | 事業内容<br>障害児・者がホームヘルプサービス及びガイドヘルプサービスを利用して在宅生活を送れるよう支援します。<br>なお、ガイドヘルプサービスは、利用対象範囲を通学・通所にも拡大します。<br>1 障害者ホームヘルプ事業 7,979,574千円<br>(1) 対象者<br>身体介護や家事援助等を必要とする障害児・者及び移動に著しい困難を有する視覚障害・知的障害・精神障害児・者<br>(2) 総利用時間見込 2,303,731時間<br>2 障害者ガイドヘルプ事業 <b>あんしん</b> 1,987,872千円<br>(1) 対象者<br>単独で外出が困難な、知的障害児・者、精神障害児・者及び1～2級の身体障害児・者<br>(2) 総利用時間見込 668,468時間<br>(3) ガイドヘルパー確保・育成<br>(18ページの(3)イの再掲)<br>ア ガイドヘルパー等研修受講料助成<br>資格取得のための研修受講料一部助成<br>イ ガイドヘルパースキルアップ研修<br>サービス提供責任者向け及びヘルパー現任者向け研修 |
| 本年度          |               | 千円<br>9,967,446 |   |
| 前年度          |               | 7,863,518       |   |
| 差引           |               | 2,103,928       |   |
| 本年度の<br>財源内訳 | 国             | 4,900,482       |   |
|              | 県             | 2,452,140       |   |
|              | その他           | 600             |   |
|              | 市費            | 2,614,224       |   |

|  |                      |   |           |
|--|----------------------|---|-----------|
| 17   | 障 害 者<br>移 動 支 援 事 業 | <b>事業内容</b><br>障害者等の外出を促進するとともに、主要な施策体系の再構築を図ります。 |           |
| 本 年 度  |                      | 千円  | 5,535,131 |
| 前 年 度  |                      |   | 4,854,055 |
| 差 引  |                      |   | 681,076   |
| 本<br>年<br>度<br>の<br>財<br>源<br>内<br>訳   | 国                    |   | 980,756   |
|  | 県                    |   | 492,277   |
|  | その他                  |   | 60,631    |
|  | 市 費                  |   | 4,001,467 |
| <b>事業内容</b><br>障害者等の外出を促進するとともに、主要な施策体系の再構築を図ります。  |                      |   |           |
| 1 特別乗車券交付事業 <b>〈拡充〉</b> 2,660,356千円<br>市営交通機関、市内を運行する民営バス及び金沢シーサイドラインを無料で利用できる乗車券を交付します。25年10月から、新たに軽度知的障害児・者（愛の手帳B2所持者）にも対象を拡大します。<br>また、利用者負担金年額1,200円（20歳未満600円）を導入します。（市会継続審査中）  |                      |   |           |
| 2 重度障害者タクシー料金助成事業 <b>〈拡充〉</b> <b>あんしん</b> 370,707千円<br>公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付します。25年10月から、1か月7枚までの月利用制限を撤廃します。また、新たに重度精神障害児・者（精神障害者保健福祉手帳1級所持者）にも対象を拡大します。<br>（1）助成額 1枚500円<br>（2）交付枚数 年84枚（1乗車で複数枚使用可）<br>※人工透析に通う腎臓機能障害者は年168枚                                 |                      |   |           |
| 3 障害者ガイドヘルプ事業 <b>〈拡充〉</b> <b>あんしん</b> 1,987,872千円<br>〈19ページの16の2の再掲〉<br>重度の身体障害、知的障害、精神障害のある障害児・者が外出する際に、ヘルパーが付き添います。<br>（1）日常生活上必要な外出、余暇活動への外出支援<br>（2）通学・通所支援も新たに実施<br>（3）月基準時間の見直し（原則30時間）  |                      |   |           |
| 4 ガイドボランティア事業 <b>〈拡充〉</b> <b>あんしん</b> 〈18ページの(2)イの再掲〉 67,482千円<br>視覚障害や肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者が外出する際に、ボランティアがガイドを行います。<br>（1）日常生活上必要な外出、通学・通所への支援<br>（2）ガイドボランティア研修の実施<br>（3）余暇活動の外出支援、通学の見守り支援も新たに実施<br>（4）奨励金の額の見直し（1回500円、ただし交通費が生じる場合は、1,000円）<br>（5）身体障害者手帳要件を緩和し、対象を拡大 |                      |   |           |
| 5 移動情報センター運営等事業 <b>【中期】</b> <b>あんしん</b> 〈18ページの(2)アの再掲〉 58,759千円   |                      |   |           |
| 6 タクシー事業者福祉車両導入促進事業 <b>あんしん</b> 〈18ページの(2)イの再掲〉 6,360千円  |                      |   |           |
| 7 ハンディキャブ事業 64,312千円<br>車いすでの乗車が可能なハンディキャブ（リフト付小型車両）の運行サービス、車両の貸出及び運転ボランティアの紹介を行います。（運行車両6台・貸出車両2台）  |                      |   |           |
| 8 障害者施設等通所者交通費助成事業 301,787千円<br>施設等に通所する知的・身体障害者とその介助者及び精神障害者に対し、通所の交通費を助成します。   |                      |   |           |
| 9 自動車運転訓練・改造費助成事業 <b>あんしん</b> 17,496千円<br>中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害者が使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。  |                      |   |           |



|   |                  |           |   |
|---|------------------|-----------|---|
| 18  | 障害者の<br>地域生活支援事業 |           | 事業内容  |
| 本年度   | 千円<br>6,132,148  |           | 1 障害者地域活動ホーム運営事業<br>障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設である「障害者地域活動ホーム」に、事業委託及び運営費助成等を行います。<br>(1) 社会福祉法人型 3,161,915千円<br>ア 設置状況<br>18か所（前年度 18か所）<br>イ 実施事業<br>(ア) 相談支援事業 ※障害者相談支援事業で計上<br>(イ) 生活支援事業<br>(ウ) 日中活動事業（障害者総合支援法事業） |
| 前年度   | 5,401,712        |           |   |
| 差引  | 730,436          |           | (2) 機能強化型<br>(従来型予算を含む) 1,840,809千円<br>ア 設置状況<br>22か所（前年度22か所）<br>イ 実施事業<br>(ア) 生活支援事業 <b>あんしん</b><br>生活支援基本事業実施 9ホーム<br>(イ) 日中活動事業（障害者総合支援法事業）   |
| 本年度の<br>財源内訳  | 国                | 1,763,150 | (3) 従来型<br>1か所（前年度1か所）  |
|   | 県                | 845,049   |   |
|   | その他              | 61        |   |
|   | 市費               | 3,523,888 |   |
| 2 精神障害者生活支援センター運営事業 867,911千円<br>精神障害者の社会復帰、自立等を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う生活支援センターの運営費を助成します。<br>(1) 設置状況<br>ア A型（公設型）：指定管理者による管理運営（9か所）<br>A型については、「地域移行・地域定着支援事業」と「自立生活アシスタント事業」を指定管理業務として実施します。<br>イ B型（民設型）：運営団体への運営費助成（9か所） |                  |           |   |
| 3 障害者自立生活アシスタント事業 <b>あんしん</b> 261,513千円<br>〈18ページの(3)アの再掲〉<br>地域で生活する单身等の障害者に対し専任の支援職員（自立生活アシスタント）による支援を行い、地域生活の継続を図ります。<br>(1) 対象となる障害<br>知的障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害<br><br>(2) 実施か所数<br>36か所  |                  |           |   |

|          |                  |                 |   |
|----------|------------------|-----------------|---|
| 19       | 障害者グループホーム設置運営事業 |                 | 事業内容<br>「障害者グループホーム」の設置及び運営を推進することにより、障害者が地域で自立した生活を送れるよう支援します。   |
| 本年度      |                  | 千円<br>8,595,140 | 1 設置費補助 <b>〈拡充〉</b> 195,500千円<br>新設 42か所<br>(うち2か所は障害児施設の加齢児の移行先相当分)<br>移転 8か所  |
| 前年度      |                  | 8,115,861       | 2 運営費補助 8,321,010千円<br>615か所 (A型35、B型580)<br>うち新規 42か所<br>(1) 運営基本費 (国基準+加算)<br>(2) 家賃補助 (月額家賃1/2)  |
| 差引       |                  | 479,279         | 3 法定事業移行支援 19,017千円   |
| 本年度の財源内訳 | 国                | 2,861,959       | 4 高齢化・重度化対応事業 <b>あんしん</b> 59,613千円<br>(17ページの2(1)の再掲)<br>高齢化・重度化しても障害者が安心して地域で生活し続けられる場を提供するため、高齢化・重度化対応グループホーム事業をモデル実施します。<br>また、既存のホームで必要となるバリアフリー改修に対し助成を行います。 |
|          | 県                | 1,459,979       |   |
|          | その他              | —               |   |
|          | 市費               | 4,273,202       |   |

|          |             |                 |   |
|----------|-------------|-----------------|---|
| 20       | 小規模通所施設補助事業 |                 | 事業内容<br>地域作業所や法定事業に移行した小規模な通所施設等に対し、運営費、借地借家等の経費を助成します。   |
| 本年度      |             | 千円<br>4,973,478 | 1 障害者地域作業所助成事業 102,007千円<br>身体・知的 2か所<br>(1) 運営基本費 10,366千円～15,176千円/か所<br>(2) 借地借家費等   |
| 前年度      |             | 5,024,429       | 2 地域活動支援センター運営事業 <b>あんしん</b> 4,494,101千円<br>身体・知的 136か所 精神 77か所<br>(うち新規 身体・知的 5か所)<br>(1) 運営基本費 13,444千円～18,497千円/か所<br>(2) 借地借家費等 |
| 差引       |             | △ 50,951        | 3 法定事業移行支援事業 377,370千円<br>身体・知的 73か所 精神 12か所<br>(1) 借地借家費<br>(2) 移行支援補助金  |
| 本年度の財源内訳 | 国           | 1,416,431       |   |
|          | 県           | 708,215         |   |
|          | その他         | 12              |   |
|          | 市費          | 2,848,820       |   |

|              |                |                 |   |
|--------------|----------------|-----------------|---|
| 21           | 障害者施設<br>整備事業等 |                 | 事業内容<br>1 障害者施設整備事業 2,148,066千円   |
|              | 本年度            | 千円<br>2,735,099 | <p>障害者が自立した日常生活を送るために必要な支援を提供する施設を整備する法人に対し、設計費及び建設費等の助成を行います。</p> <p>耐震構造に問題があり、老朽化が著しい施設は、建替え等による整備を行うことにより、地震や火災などの諸災害から入所者等の安全を確保するとともに、安定した支援等を行うための施設環境を改善し、入所者等の地域生活への移行を推進します。</p> <p>(1) 建設 2か所<br/>多機能型拠点（都筑区）【中期】 <b>あんしん</b><br/>〈17ページの1(2)の再掲〉 (25年度開所予定)<br/>民間障害者施設耐震対策（旭区）(25年度完了予定)</p> <p>(2) 設計・建設 1か所<br/>民間障害者施設耐震対策（神奈川区）<br/>(26年度完了予定)</p> <p>(3) 設計 2か所<br/>民間障害者施設耐震対策（保土ヶ谷区、旭区）</p> <p>(4) 改修 3か所<br/>大規模修繕（磯子区、金沢区、栄区）</p> |
| 前年度          | 1,971,256      |                 |   |
| 差引           | 763,843        |                 |   |
| 本年度の<br>財源内訳 | 国              | 72,648          |   |
|              | 県              | 210,200         |   |
|              | その他            | 166             |   |
|              | 市債             | 581,000         |   |
|              | 市費             | 1,871,085       |   |

[障害者施設整備事業]

|        | 事業・施設名称                | 所在地        | 事業スケジュール(年度)        | 事業主体        |
|--------|------------------------|------------|---------------------|-------------|
| 建設     | 多機能型拠点（都筑区）            | 都筑区佐江戸町    | 設計:H22～23、施工:H24～25 | (福)キャマロード   |
|        | 民間障害者施設耐震対策（光の丘）       | 旭区白根七丁目    | 設計:H22～23、施工:H24～25 | (福)白根学園     |
| 設計及び建設 | 民間障害者施設耐震対策（ゆかり荘）      | 神奈川区三ツ沢上町  | 設計:H24～25、施工:H25～26 | (財)紫雲会      |
| 設計     | 民間障害者施設耐震対策（恵和青年寮・恵和館） | 保土ヶ谷区今井町   | 設計:H24～25、施工:H26以降  | (福)恵和       |
|        | 民間障害者施設耐震対策（借恵）        | 旭区上白根町     | 設計:H25～26、施工:H27以降  | (福)借恵園      |
| 改修     | 大規模修繕（ぼこ・あ・ぼこ）         | 磯子区新杉田町    | 施工:H25（単年度）         | (福)電機神奈川福祉会 |
|        | 大規模修繕（航わたる）            | 金沢区釜利谷南二丁目 | 施工:H25（単年度）         | (福)すみなす会    |
|        | 大規模修繕（地域活動ホーム径みち）      | 栄区桂台中      | 施工:H25（単年度）         | (福)訪問の家     |

2 障害者地域活動ホーム整備事業

587,033千円

|          |        |              |  |
|----------|--------|--------------|--|
| 22       | 自殺対策事業 |              | 事業内容<br>社会問題である自殺への対策として、関係機関や庁内関係部署との連携により総合的に推進します。【中期】  |
| 本年度      |        | 千円<br>42,032 | 1 地域連携 24,022千円<br>(1) 講演会の開催、印刷媒体等での普及啓発活動<br>(2) 人材育成研修、調査分析<br>関係機関職員や地域支援者を対象に、自殺のおそれがある人の早期発見・早期対応の中心的役割を担う人材(ゲートキーパー)養成研修等を行います。 |
| 前年度      |        | 41,921       | (3) 区局による推進<br>地域特性に合わせた区取組を強化するとともに、自殺の背景にある様々な社会的要因へ対応するため、全庁的な取組を推進します。   |
| 差引       |        | 111          | 2 地域自殺対策情報センター運営 8,167千円<br>地域における関係機関の連携推進や人材育成の拠点として、連絡調整会議や研修を開催することで自殺対策の総合的な支援体制の強化を図ります。   |
| 本年度の財源内訳 | 国      | 4,887        | 3 自死遺族支援等 9,843千円<br>電話相談や分かち合いの場(集い)の実施を通して自死遺族の支援等を行います。   |
|          | 県      | 25,900       |  |
|          | その他    | 34           |  |
|          | 市費     | 11,211       |  |

|          |            |               |   |
|----------|------------|---------------|---|
| 23       | 精神科医療体制の確保 |               | 事業内容  |
| 本年度      |            | 千円<br>268,202 | 1 精神科救急医療対策事業 264,514千円<br>県及び県内他政令市と協調体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行い、精神科救急医療を実施します。           |
| 前年度      |            | 295,503       | (1) 精神科救急医療の受入体制<br>患者家族等からの相談や、精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出に対応する体制を確保します。                             |
| 差引       |            | △ 27,301      | (2) 精神科救急医療情報窓口<br>本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日を実施します。                 |
| 本年度の財源内訳 | 国          | 26,211        | (3) 精神科身体合併症転院受入病院(全3病院14床)<br>精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。 |
|          | 県          | —             | 2 精神科救急協力病院保護室整備事業 <b>あんしん</b><br>3,688千円   |
|          | その他        | 220           | 整備費の一部を補助することにより、保護室整備を促進し、精神科救急患者の受入状況を改善します。  |
|          | 市費         | 241,771       |   |

|              |                  |                  |   |
|--------------|------------------|------------------|---|
| 24           | 重度障害者<br>医療費援助事業 |                  | 事業内容<br>1 重度障害者医療費援助事業 <b>〈拡充〉</b> 9,685,852千円<br>重度障害者に対し、保険診療の自己負担分を助成します。<br>(1) 対象者<br>次のいずれかに該当する方<br>ア 身体障害1・2級<br>イ IQ35以下<br>ウ 身体障害3級かつIQ36以上IQ50以下<br>エ 精神障害1級（入院を除く。25年10月施行）<br><br>(2) 対象者数見込<br>ア 被用者保険加入者 14,610人<br>イ 国民健康保険加入者 17,991人<br>ウ 後期高齢者医療制度加入者 22,316人<br>計 54,917人 |
| 本年度          |                  | 千円<br>14,378,853 |   |
| 前年度          |                  | 13,420,539       |   |
| 差引           |                  | 958,314          |   |
| 本年度の<br>財源内訳 | 国                | 2,345,938        | 2 更生医療給付事業 4,693,001千円<br>身体障害者が障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際の医療費の一部を公費負担します。<br>(1) 対象者<br>18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方<br>(2) 対象者数見込 1,283人   |
|              | 県                | 4,337,575        |   |
|              | その他              | 2,180,974        |   |
|              | 市費               | 5,514,366        |   |

|              |               |               |   |
|--------------|---------------|---------------|---|
| 25           | 障害者<br>就労支援事業 |               | 事業内容<br>国や県の動向を踏まえ、市民にもっとも身近な自治体として、きめ細やか、かつ先駆的な施策を求職者側・求人側双方に展開し、障害者の就労機会の拡大を図ります。                                     |
| 本年度          |               | 千円<br>317,098 | 1 基盤強化施策 297,581千円<br>障害者の就労相談・定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営や、職業能力開発プロモーターによる職場実習先の開拓・ネットワークの構築、障害者の実習等を行い、障害者の就労支援基盤の強化を図ります。 |
| 前年度          |               | 288,519       | 障害者就労支援センターの運営 <b>【中期】</b><br>9か所（うち新設 1か所（港北区））  |
| 差引           |               | 28,579        | 2 スキルアップ施策 10,504千円<br>市内の農家やふれあいショップでの就労訓練を通じた、スキルアップ支援を行います。  |
| 本年度の<br>財源内訳 | 国             | 8,796         | 3 就労の場の拡大施策 9,013千円<br>障害者雇用の優良事例の紹介や、事務分野における障害者雇用などを通じ、障害者就労への理解を深め、就労の場の拡大を図ります。                                     |
|              | 県             | —             |   |
|              | その他           | 8,717         |   |
|              | 市費            | 299,585       |   |

## IV 生活基盤の安定と自立の支援

|   |        |   |
|---|--------|---|
| 26  | 生活保護事業 | 事業内容<br>1 生活保護費（法定分） 126,184,580千円<br>生活困窮者に対し、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給します。<br>(1) 対象見込世帯 50,686世帯（前年度 50,310世帯）<br>(2) 対象見込人員 70,429人（前年度 69,253人） |
| 本年度   | 千円     | 128,409,606   |
| 前年度   |        | 126,395,989   |
| 差引  |        | 2,013,617   |
| 本年度の財源内訳  | 国      | 94,077,786  |
|   | 県      | 647,435   |
|   | その他    | 3,757,059   |
|   | 市費     | 29,927,326  |
| <p>(3) ハローワークと連携した一体的な就労支援 <b>〈拡充〉</b><br/>被保護者等を対象としたハローワークの窓口を一部の区に設置し、区とハローワークとの一体的な就労支援を実施します。<br/>・新規 5区（合計8区）</p> <p>(4) 寄り添い型学習等支援事業（こども青少年局共管事業） <b>〈拡充〉</b><br/>被保護世帯等の子どもに対し、学習活動等の支援を行い、生活改善や高校進学を促進することにより、安定した自立を実現し貧困の連鎖を断ち切る取組を進めます。<br/>・新規 4区（合計13区）</p> <p>(5) 教育支援専門員の配置<br/>教育支援専門員を各区に1人配置し、被保護世帯の子どもとその養育者に対し、高校進学等の支援を行います。</p> <p>(6) 年金相談事業<br/>各区に年金制度に関する専門知識を有する年金相談専門員を派遣し、被保護者の年金受給資格の調査・確認、年金に関する相談、手続き支援等を行い、年金制度の一層の活用を図ります。<br/>・年金相談専門員配置数 11人（前年度11人）</p> <p>3 生活困窮者支援モデル事業 <b>〈新規〉</b> 11,281千円<br/>国で検討を進めている生活困窮者支援施策のモデル事業を1区で実施し、生活困窮者の自立を支援します。<br/>・実施内容 自立に関する相談支援、就労支援及び就労準備支援、家計相談支援等</p> |        |   |

|          |        |                 |  |
|----------|--------|-----------------|--|
| 27       | 援護対策事業 |                 | <b>事業内容</b><br>生活困窮者、寿地区住民、ホームレスを対象に、福祉的援助を行います。また、中国残留邦人等に対し、生活支援給付の実施や日本語教室等の援助を行います。          |
| 本年度      |        | 千円<br>1,460,837 | 1 生活困窮者支援 16,124千円<br>地域日常生活自立支援事業【中期】<br>生活保護受給に至らない生活困窮者に対し、就労自立に向けた相談支援を行います。                 |
| 前年度      |        | 1,485,666       | 2 寿地区対策 150,771千円<br>(1) 寿町総合労働福祉センター事業<br>(2) 寿生活館運営事業<br>(3) 寿地区対策事業<br>(4) 寿福祉プラザ運営事業         |
| 差引       |        | △ 24,829        | 3 寿町総合労働福祉会館の再整備検討〈新規〉<br>基本計画の策定等 6,500千円   |
| 本年度の財源内訳 | 国      | 662,462         | 4 ホームレス自立支援事業 435,436千円<br>寿地区緊急援護対策事業は24年度に終了し、ホームレス自立支援事業に統合しました。<br>5 中国残留邦人等援護対策事業 852,006千円 |
|          | 県      | 321,315         |  |
|          | その他    | 891             |  |
|          | 市費     | 476,169         |  |

|          |                      |                 |  |
|----------|----------------------|-----------------|--|
| 28       | 小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成事業 |                 | <b>事業内容</b><br>1 小児医療費助成事業 7,594,808千円<br>小児の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。<br>対象者及び見込数（1歳以上は所得制限あり） |
| 本年度      |                      | 千円<br>9,418,452 | (1) 0歳～小学1年生（入・通院） 204,949人<br>(2) 小学2年生～中学卒業（入院） 1,373件                                       |
| 前年度      |                      | 8,280,230       | 2 ひとり親家庭等医療費助成事業 1,823,644千円<br>ひとり親家庭等の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。                               |
| 差引       |                      | 1,138,222       | (1) 対象者（所得制限あり）<br>ア ひとり親家庭等の親及び児童<br>イ 養育者家庭の養育者及び児童<br>(2) 対象者数見込 45,083人                    |
| 本年度の財源内訳 | 国                    | —               |  |
|          | 県                    | 2,824,572       |  |
|          | その他                  | 270,142         |  |
|          | 市費                   | 6,323,738       |  |

## 5 保険料

### (1) 保険料負担緩和のための市費繰入れ

(市費繰入項目：保険料対象費用額（医療分・支援分）の5.5%）

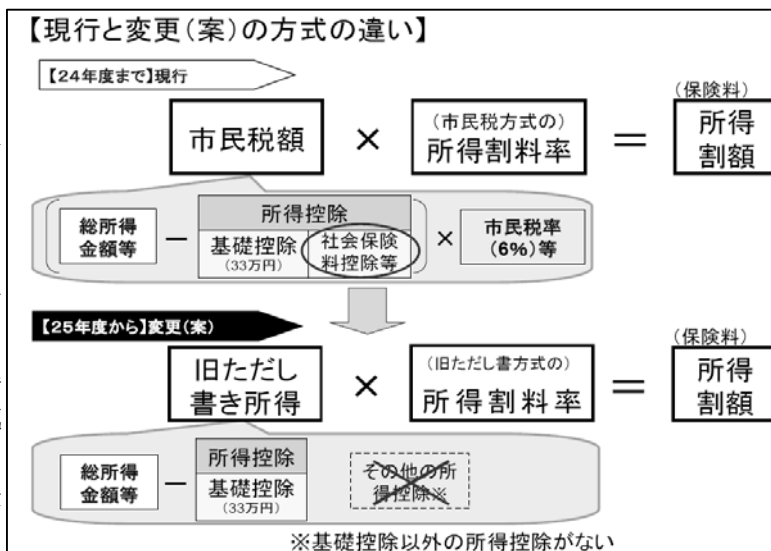
### (2) 保険料算定方式の変更（25年度から条例改正のうえ実施） **〈新規〉**

#### ア 算定方式変更の概要

国民健康保険料は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と世帯の所得状況に応じて負担する「所得割額」の合算額で構成されます。

このうち、「所得割額」の算定方式について政令改正が行われたため、旧ただし書方式に25年度から変更します。

旧ただし書方式は、総所得金額等をもとに算定する方式で、税制改正の影響を受けにくく、中間所得層の負担が緩和されます。



#### イ 算定方式変更に伴う対応

##### (ア) 賦課割合の変更

算定方式の変更により、非課税世帯でも新たに所得割額がかかるなど、低所得層に負担が移動するため、負担のバランスを全体的に調整します。

《現行》所得割額：均等割額＝50：50⇒《変更案》所得割額：均等割額＝60：40

##### (イ) 経過措置の実施

保険料が急激に増加する世帯には旧ただし書所得の一部を軽減し、所得割額を算定します。

| 対象者   | 内容   | 期間         |
|---|--|------------|
| ①新たに所得割額の負担が生じる非課税者<br>《所得33万円を超える非課税者》     | 旧ただし書所得を次の割合で軽減。<br>25年度 <b>70%</b>                  | <b>2年間</b> |
| ②旧ただし書所得が課税標準額の <b>1.8倍</b> を超える者《所得控除が多い者》 | 26年度 <b>40%</b><br>※ただし②については、1.8倍を超える所得部分について軽減を実施。 |            |

##### (ウ) 経過措置費用の一部に市費繰入れ（16.5億円）

##### (エ) 制度案内のためのコールセンター設置や、広報での制度周知を実施

#### <保険料率の比較>

|            | 賦課割合 |     | 医療分料率   |                    | 支援分料率   |                    | 介護分料率   |                    |
|------------|------|-----|---------|--------------------|---------|--------------------|---------|--------------------|
|            | 均等割  | 所得割 | 均等割     | 所得割                | 均等割     | 所得割                | 均等割     | 所得割                |
| 25年度<br>見込 | 40%  | 60% | 33,720円 | 旧ただし書所得の<br>7.76 % | 10,670円 | 旧ただし書所得の<br>2.57 % | 13,800円 | 旧ただし書所得の<br>2.87 % |
| 24年度       | 50%  | 50% | 40,870円 | 市民税額の<br>1.48 倍    | 12,550円 | 市民税額の<br>0.48 倍    | 16,420円 | 市民税額の<br>0.54 倍    |

※保険料賦課限度額（前年度と同額）：医療分 51万円、支援分 14万円、介護分 12万円

※25年度は賦課割合の変更により均等割料率が減少。

## 6 会計健全化への主な取組

### (1) 保険料収納体制の強化 **【中期】**

### (2) 保険料不納欠損分の一部に市費繰入れ

### (3) 医療費適正化



## V 地域医療体制の確保と充実

|          |         |              |  |
|----------|---------|--------------|--|
| 31       | 医療政策の推進 |              | 事業内容   |
|          |         |              | 1 医療政策の推進 8,778千円<br>(1) 医療政策有識者会議の開催等<br>横浜市の医療政策全般及び具体的な課題について、専門的な助言及び情報提供を行います。  |
|          |         |              | (2) 患者流動調査 <b>〈新規〉</b><br>市内で必要な医療機能や適正な病床配置等を把握するため、患者の転院先などの調査を実施します。  |
|          |         |              | (3) 医療政策を担う人材の育成 <b>〈拡充〉</b><br>本市の医療政策を担う人材を育成するため、職員を大学院等に派遣するとともに、外部講師による研修等を開催します。<br>また、病院に勤務する市職員等を対象に、診療情報管理士の資格取得を支援します。                             |
| 本年度      |         | 千円<br>31,785 |  |
| 前年度      |         | 7,691        |  |
| 差 引      |         | 24,094       |  |
| 本年度の財源内訳 | 国       | 22,516       |  |
|          | 県       | —            |  |
|          | その他     | —            |  |
|          | 市 費     | 9,269        | 2 在宅医療連携拠点モデル事業の実施等 <b>〈新規〉</b><br>23,007千円<br>今後の急速な高齢化に対応するため、居宅における医療の提供体制の充実を図ります。<br>25年度は在宅医療を担う医師の確保や、夜間対応等の連携体制を強化していくため「在宅医療連携拠点」をモデル事業として1か所設置します。 |

|          |                  |               |  |
|----------|------------------|---------------|--|
| 32       | 小児・産科・周産期医療体制の充実 |               | 事業内容   |
|          |                  |               | 1 小児救急医療対策 200,000千円<br>24時間365日、専門の小児科医による救急医療を行う小児救急拠点病院に、体制確保費の助成を行います。   |
|          |                  |               | 2 産科拠点病院の整備 <b>【中期】〈拡充〉</b> 53,110千円<br>「産科拠点病院」の本格運営(26年度)に向けて、準備病院における産科医師の複数当直の拡充にかかる体制確保費の助成を行います。<br>(準備病院)<br>横浜労災病院、市民病院、済生会横浜市南部病院         |
|          |                  |               | 3 産科医療対策 <b>【中期】</b> 57,227千円<br>市内で出産できる環境を充実していくため、産科病床の増床や、産科医師を増員する医療機関に対し、施設整備費や人件費の一部を助成します。   |
| 本年度      |                  | 千円<br>405,245 |  |
| 前年度      |                  | 419,130       |  |
| 差 引      |                  | △ 13,885      |  |
| 本年度の財源内訳 | 国                | —             |  |
|          | 県                | 25,457        |  |
|          | その他              | —             |  |
|          | 市 費              | 379,788       | 4 周産期救急医療対策 <b>【中期】</b> 87,858千円<br>周産期の救急患者の受入を行う周産期センター等に対し運営費を助成します。<br>5 産科あんしん電話 <b>【中期】</b> 7,050千円<br>市内全ての出産取扱施設の最新の予約状況等を、専用の電話窓口等で案内します。 |

|                                      |                 |  |  |
|--------------------------------------|-----------------|--|--|
| 33                                   | 地域医療体制の確保       | 事業内容   |  |
|                                      |                 | <p>1 医師等人材確保対策【中期】〈拡充〉 8,730千円<br/>子育て等に配慮した働きやすい職場環境を整備するため、当直医師の確保を行う医療機関に対する支援等を行います。</p> <p>2 看護人材確保対策事業 548,018千円<br/>横浜市医師会看護専門学校（菊名校・保土谷校）及び横浜市病院協会看護専門学校に対し、運営費を助成するとともに、横浜市医師会看護専門学校（菊名校）に対し、26年度全日制3年課程移行に要する改修費の一部を助成します。<br/>また、市内における看護師の養成、再就職等を推進するため、複数の医療機関が合同で実施する復職支援事業を実施します。</p> <p>3 地域医療を支える市民活動の推進【中期】<br/>18,991千円</p> <p>(1) 小児救急医療の啓発<br/>医療機関の適切な利用を推進しながら、子育て家庭の安心を目指し、地域の子育て支援団体、医療機関等との協働により、区役所、地域子育て支援拠点で小児救急のかかり方や家庭での看病に関する講座等の啓発活動を行います。</p> <p>(2) 市大医学生による医療教育活動の支援〈新規〉<br/>小学生等を対象とした適正受診等の医療教育活動に対し、支援を行います。</p> <p>(3) 医療全般に関する啓発〈新規〉<br/>疾病の重症化予防、在宅医療等、医療全般に関する啓発を行います。</p> <p>(4) 医療に関する情報発信〈新規〉<br/>外国語冊子の作成等により医療に関する情報を発信します。</p> |  |
| 本 年 度                                | 千円<br>7,614,859 |  |  |
| 前 年 度                                | 8,343,241       |  |  |
| 差 引                                  | △ 728,382       |  |  |
| 本<br>年<br>度<br>の<br>財<br>源<br>内<br>訳 | 国               | —  |  |
|                                      | 県               | —  |  |
|                                      | その他             | 50,000   |  |
|                                      | 市 費             | 7,564,859  |  |
| 4                                    | 地域中核病院支援事業      | 367,892千円  | 救急医療など地域医療に貢献する地域中核病院に対し、建設時の資金等の借入れに伴う利子を補助します。         |
| 5                                    | 病院事業会計繰出金       | 6,671,228千円  | 市立病院が実施している救急医療などの政策的医療や、企業債元利償還にかかる経費等について一般会計から繰り出します。 |
|                                      | (1) 市民病院        | 1,614,366千円  |  |
|                                      | (2) 脳血管医療センター   | 2,829,093千円  |  |
|                                      | (3) みなと赤十字病院    | 2,227,769千円  |  |

|          |           |               |   |
|----------|-----------|---------------|---|
| 34       | 災害医療体制の充実 |               | 事業内容<br>東日本大震災から得られた教訓と震災対策見直し副市長プロジェクトにおける検討結果から、地域医療救護拠点制度を廃止し、市内の医療機関の有効活用や医療救護隊の効果的な派遣等によって、より実践的な応急医療提供体制を整備します。       |
| 本年度      |           | 千円<br>106,949 | 1 総合調整・指揮機能の強化 57,952千円<br>大規模地震発生時は指揮統制機能や連絡体制が分断されるリスクが高く、組織的な医療救護活動が不全に陥る危険性が極めて高いことから、情報通信体制をはじめ、平時からの災害医療体制の強化に取り組みます。 |
| 前年度      |           | 41,651        |   |
| 差引       |           | 65,298        | (1) 災害に強い情報通信体制の充実〈 <b>拡充</b> 〉<br>情報通信体制の複線化を図るため、MCA無線を設置し、医療関係のネットワークを構築します。   |
| 本年度の財源内訳 | 国         | —             | 【設置場所】<br>健康福祉局医療政策室、各区福祉保健センター、横浜市医師会、各区休日急患診療所  |
|          | 県         | —             |   |
|          | その他       | —             |   |
|          | 市費        | 106,949       |   |
|          |           |               | (2) 休日急患診療所の体制強化〈 <b>新規</b> 〉<br>休日急患診療所を災害時の医療活動拠点に位置づけ自家発電機能の強化に対する補助を実施します。  |

(参考) 災害医療体制の主な見直し強化項目

|     | 組織体制   | 通信体制                             | 施設                     |
|-----|--|----------------------------------|------------------------|
| 市   | ①市医療調整チームを新設、市災害医療アドバイザーを配置<br>②市災害医療連絡会議を新設 | (H24)衛星携帯電話を配置<br>(H25)MCA無線機を配置 | —                      |
| 区   | ①区医療調整班に、区災害医療アドバイザーを配置<br>①区災害医療連絡会議を新設     | 同上                               | —                      |
| 医師会 | 医療救護隊を編成し、地域医療救護拠点等に対して応急医療を提供               | 同上                               | 休日急患診療所の自家発電設備更新(機能強化) |

※太枠内は予算事業

- 2 災害医薬品の備蓄体制の強化〈**新規**〉 48,997千円  
地域医療救護拠点(市内146の小・中学校)への災害医薬品の備蓄を廃止し、新たに市内の薬局や休日急患診療所等に備蓄します。薬局や休日急患診療所への備蓄は、本市が確保する災害医薬品を薬局及び診療所の在庫量に上乗せして管理することで、備蓄環境の改善と使用期限切れ医薬品の発生抑制に努めます。  
25年度は、①地域医療救護拠点からの医薬品等の撤去、②薬局等の在庫量上乗せと適正管理のほか、③医療救護隊が使用する衛生材料や医療資器材の更新整備に取り組みます。

(参考) 災害医薬品の供給体制

地域の薬局に備蓄する医薬品は、当該薬局の薬剤師が、本市の指定する場所に配送します。その備蓄医薬品が不足する場合には、当該薬局店舗内の商品から供給してもらい、さらに不足が生じる場合には、医薬品卸会社5社との協定に基づき、供給を受けます。

|          |           |                 |  |
|----------|-----------|-----------------|--|
| 35       | 救急医療体制の充実 |                 | <b>事業内容</b><br>1 初期救急医療対策 613,670千円<br>(1) 初期救急医療機関への支援<br>休日・夜間等の医療機関の診療時間外に受診可能な医療機関を確保します。<br>ア 夜間急病センターの運営（北部・南西部）<br>イ 休日急患診療所の運営等（市内18か所）<br>(2) 横浜市救急医療センターの運営<br>ア 夜間急病センター（桜木町）<br>イ 救急医療情報・相談ダイヤル（#7499）<br>電話により市民が利用しやすい医療情報の提供を行います。<br>(ア) 小児救急電話相談<br>お子さんの急病時などに、看護師が適切な対応方法等をアドバイスします。<br>(イ) 救急医療情報センター<br>24時間365日、救急医療機関を案内します。<br>2 二次救急医療対策 400,422千円<br>(1) 二次救急拠点病院への支援<br>夜間・休日の二次救急（内科・外科）患者の受入体制を強化するため、24時間365日二次救急に対応する病院を「二次救急拠点病院」とし、体制確保に係る人件費、空床確保費及び救急患者受入実績に応じた助成を行います。<br>(2) 病院群輪番制参加病院への支援<br>病院群輪番制事業に参加する病院に体制確保費等を助成します（市域全体で、1～2病院体制）。<br>(3) 疾患別救急医療体制の整備・運営<br>脳血管疾患、急性心疾患、外傷（整形外科）の疾患別救急医療体制を整備し、運営します。<br><small>ワイミス</small><br>(4) 横浜市救急医療情報システム（YMIS）の運用<br>市内救急病院の救急患者受入情報や救急隊の搬送状況を、救急隊が現場で携帯電話等を使用して確認できる、本市独自のWEBシステム「YMIS」を運用します。<br>3 転院支援の強化（病病連携推進事業） 2,995千円<br>救急隊が現場で搬送先の病院選定に苦慮する事案について、救急病院の受入病床の確保を図るため、救急病院と転院先の病院との連携の構築を支援するとともに、受入実績に応じた助成を行います。<br>4 YMAT（横浜救急医療チーム）の運営 2,049千円<br>市内で発生した災害現場に駆けつけ、消防隊員と共に救命医療を行う、YMAT（医師・看護師等により編成）を運営します。 |
|          | 本年度       | 千円<br>1,019,136 |  |
|          | 前年度       | 1,058,018       |  |
|          | 差引        | △ 38,882        |  |
| 本年度の財源内訳 | 国         | —               |  |
|          | 県         | 20,289          |  |
|          | その他       | 96              |  |
|          | 市費        | 998,751         |  |

## VI 健康で安全・安心な暮らしの支援

|                                      |                 |   |  |             |      |
|--------------------------------------|-----------------|---|--|-------------|------|
| 36                                   | 予 防 接 種 事 業     | 事業内容<br>感染症の発生及びまん延を予防することなどを目的に<br>予防接種法に基づく定期予防接種を市内協力医療機関に<br>おいて実施します。  |  |             |      |
| 本 年 度                                | 千円<br>8,756,875 | 1 定期予防接種事業 7,888,049千円<br>(1) 子宮頸がん予防ワクチン等 3,585,451千円<br>これまで接種費用の助成を行ってきた、子宮頸がん<br>予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンを新た<br>に定期予防接種として実施します。 |  |             |      |
| 前 年 度                                | 9,069,070       |   |  |             |      |
| 差 引                                  | △ 312,195       |   |  |             |      |
| 本<br>年<br>度<br>の<br>財<br>源<br>内<br>訳 | 国               | —   | (2) 四種混合ワクチン等 1,779,897千円<br>従来の三種混合（ジフテリア、破傷風、百日咳）<br>に不活化ポリオを加えた四種混合ワクチン(24年11<br>月導入)等の接種を実施します。            |             |      |
|                                      | 県               | 263   |  |             |      |
|                                      | その他             | 12  |  |             |      |
|                                      | 市 費             | 8,756,600   |  |             |      |
|                                      |                 |   | ワクチン種類   | 対象者         | 接種回数 |
|                                      |                 |   | 子宮頸がん予防  | 小6～高1相当の女子  | 3回   |
|                                      |                 |   | ヒブ   | 生後2か月～5歳未満  | 1～4回 |
|                                      |                 |   | 小児用肺炎球菌  | 生後2か月～5歳未満  | 1～4回 |
|                                      |                 |   | ワクチン種類   | 対象者         | 接種回数 |
|                                      |                 |   | 四種混合   | 生後3か月～7歳半未満 | 4回   |
|                                      |                 |   | 三種混合<br>不活化ポリオ   |             |      |
|                                      |                 |   | (3) 麻しん風しん混合ワクチン等 2,522,701千円<br>麻しん風しん混合、BCG、二種混合（ジフテリア、破傷風）、日本脳炎について<br>それぞれ実施します。                           |             |      |
|                                      |                 |   | ワクチン種類   | 対象者         | 接種回数 |
|                                      |                 |   | BCG  | 1歳未満        | 1回   |
|                                      |                 |   | 二種混合   | 11歳～13歳未満   | 1回   |
|                                      |                 |   | 麻しん風しん混合   | 1期          | 2回   |
|                                      |                 |   |  | 2期          |      |
|                                      |                 |   | 日本脳炎※2   | 1期          | 4回   |
|                                      |                 |   |  | 2期          |      |
|                                      |                 |   | ※1 小学校入学1年前の4月1日～入学の年の3月31日まで  |             |      |
|                                      |                 |   | ※2 接種が完了していない方のうち、生年月日が平成7年4月2日から19年4月1日の間の方に限り、<br>20歳未満まで接種可能  |             |      |
|                                      |                 |   | 2 高齢者インフルエンザ予防接種事業 868,826千円<br>65歳以上の高齢者及び60歳以上65歳未満の方で一定の障害を有する方に対して、イン<br>フルエンザ予防接種を実施し、接種費用の一部または全額を助成します。 |             |      |

|              |                  |                 |  |
|--------------|------------------|-----------------|--|
| 37           | 感染症・食中毒<br>対策事業等 |                 | <b>事業内容</b><br>感染症・食中毒などの発生を予防するとともに、発生時の被害を最小限にとどめ、安全・安心な市民生活を確保するために必要な事業を実施します。               |
| 本年度          |                  | 千円<br>2,266,522 | 1 感染症・食中毒対策事業 28,395千円<br>感染症及び食中毒に関する正しい知識の啓発等により発生を未然に防止するほか、発生時には関係者の迅速な調査等により被害の拡大防止を図ります。   |
| 前年度          |                  | 894,288         | 2 結核対策事業 235,564千円<br>結核接触者等を対象に健康診断を行い、結核の早期発見・まん延防止を図るとともに、感染症診査協議会を運営し、医療費を負担します。             |
| 差引           |                  | 1,372,234       | 3 エイズ・性感染症予防対策事業 62,078千円<br>エイズに関する相談・検査・医療体制の整備等の実施により、H I V・性感染症の感染予防、感染の早期発見、適切な医療の提供等を図ります。 |
| 本年度の<br>財源内訳 | 国                | 185,984         | 4 衛生研究所運営事業 169,299千円<br>保健衛生に関する試験検査や調査研究を行います。   |
|              | 県                | 45,275          | 5 衛生研究所再整備事業【中期】 1,668,454千円<br>老朽化した衛生研究所を金沢区富岡東に移転・再整備します。                                     |
|              | その他              | 5,440           | 25年度は、本体工事を継続します。  |
|              | 市費               | 2,029,823       |  |

|              |                   |              |  |
|--------------|-------------------|--------------|--|
| 38           | 新型インフルエンザ<br>対策事業 |              | <b>事業内容</b><br>新型インフルエンザは、ひとたび発生すれば感染が容易に拡大するため、被害を最小限に食い止めることができるよう、事前に医療体制の整備や必要な資器材の備蓄などを行っていきます。【中期】 |
| 本年度          |                   | 千円<br>66,057 | 1 医療体制の確保等 65,319千円<br>発生時に患者を重点的に受け入れる市民病院や、帰国者・接触者外来を設置する地域中核病院等に対して配付するサージカルマスク等を備蓄します。               |
| 前年度          |                   | 85,602       | さらに、24年度に地域中核病院等と締結した協定に基づき、医療用資器材の整備や抗インフルエンザ薬の備蓄を進めます。   |
| 差引           |                   | △ 19,545     | また、引き続き医療関係者連絡協議会を開催し、連携の強化を図っていきます。   |
| 本年度の<br>財源内訳 | 国                 | 725          | 2 市民啓発の推進 738千円<br>新型インフルエンザの発生に備え、正しい知識や適切な対処方法についての市民啓発や、外国語対応についての取組を進めていきます。                         |
|              | 県                 | —            |  |
|              | その他               | —            |  |
|              | 市費                | 65,332       |  |

|          |         |              |  |
|----------|---------|--------------|--|
| 39       | 医療安全の推進 |              | <b>事業内容</b><br>1 医療安全支援センター事業 10,951千円<br>(1) 医療安全相談窓口<br>医療に関する相談や苦情に中立的な立場で対応し、患者・家族と医療機関との信頼関係の構築及び医療機関における患者サービスの向上・促進を図ります。<br>(2) 医療安全研修会<br>医療安全管理体制の確保や患者サービスの向上等を目的に、医療従事者対象の研修会を開催します。また、市民向け啓発の充実を図ります。                       |
| 本 年 度    |         | 千円<br>43,815 |  |
| 前 年 度    |         | 32,204       |  |
| 差 引      |         | 11,611       |  |
| 本年度の財源内訳 | 国       | —            | 2 薬務事業〈拡充〉 11,956千円<br>薬局、医薬品販売業、毒劇物販売業などの許認可及び監視指導を行います。<br>また、医薬品の適正使用に関する啓発を引き続き実施するとともに、市民を対象とした「薬物乱用防止キャンペーン」の開催に協力するなど、薬物乱用防止啓発の一層の強化を図ります。<br><br>3 医療指導事業 20,908千円<br>医療法に基づく医療機関への立入検査（医療監視）業務や許認可業務を通じて、良質な医療の提供や医療安全の推進を図ります。 |
|          | 県       | —            |  |
|          | その他     | 29,698       |  |
|          | 市 費     | 14,117       |  |

|          |           |              |   |
|----------|-----------|--------------|---|
| 40       | 放射線対策推進事業 |              | <b>事業内容</b><br>市民生活の安全確保を図るため、乳児用食品等の流通食品や保育所・小学校給食等の核種分析検査、公共施設等のマイクロスポット測定などについて対応し、それらの検査情報などを市民へわかりやすく迅速に提供します。   |
| 本 年 度    |           | 千円<br>83,791 |   |
| 前 年 度    |           | 160,564      |   |
| 差 引      |           | △ 76,773     |   |
| 本年度の財源内訳 | 国         | —            | 1 市内流通食品等検査事業 35,471千円<br>乳児用食品を含めた流通食品、保育園給食一食まるごと累積線量調査及び市内産農畜水産物、中央卸売市場流通食品など、流通のさまざまな段階において検査を実施し、市内に流通する食品の安全性を確認します。<br><br>2 食肉市場での牛の全頭検査事業 21,111千円<br>引き続き横浜市中央卸売市場食肉市場へ出荷される牛の全頭検査を実施します。<br><br>3 市民への情報提供事業 1,323千円<br>迅速、的確な情報提供のため、ホームページ等による広報を実施します。<br><br>4 放射線対策推進費 25,886千円<br>放射線対策本部を中心に各区局と連携しながら、状況に応じた迅速かつ適切な対策を講じていきます。 |
|          | 県         | —            |   |
|          | その他       | 83,791       |   |
|          | 市 費       | —            |   |

参考



平成 25 年 度

予 算 概 要

教 育 委 員 会



# 《目 次》

|                          | 頁 |
|--------------------------|---|
| 平成25年度教育予算（案）について .....  | 1 |
| 教育予算（案）の概要 .....         | 2 |
| 市立学校の学校数等 .....          | 3 |
| 平成25年度教育委員会重点施策・事業 ..... | 4 |

## 〈教育予算の紹介〉

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 1 教育委員会及び事務局の運営 .....   | 7  |
| 2 学校の運営 .....           | 8  |
| 3 学校教育の指導振興 .....       | 12 |
| 4 教職員の育成・教育センター運営 ..... | 16 |
| 5 特別支援教育の指導振興 .....     | 17 |
| 6 教育相談 .....            | 18 |
| 7 生涯学習の推進 .....         | 19 |
| 8 文化財の保護及び施設の管理運営 ..... | 20 |
| 9 図書館の運営 .....          | 21 |
| 10 小中学校整備・高等学校整備 .....  | 22 |
| 11 学校用地の整備 .....        | 23 |
| 12 特別支援学校等の施設の整備 .....  | 23 |
| 13 学校施設の営繕 .....        | 24 |
| 14 教育施設の耐震対策 .....      | 25 |
| 15 空調設備の設置 .....        | 25 |
| 16 学校施設整備基金の積立 .....    | 26 |
| 17 教育施設の解体 .....        | 26 |

# 平成 25 年度教育予算（案）について

## 1 教育をめぐる動向

近年、すべての子どもが自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送れるよう、その基礎となる力を育てるとともに、社会を支え、発展させる人材を育成することが必要とされています。

このような要請のもとで、平成 18 年の教育基本法の改正及び「横浜教育ビジョン」の策定を踏まえ、平成 23 年 1 月には平成 26 年度までの 5 か年計画として「横浜市教育振興基本計画」を策定しました。

この計画では、**3つの基本【知】【徳】【体】と2つの横浜らしさ【公】【開】を身に付けた“横浜の子ども”**を学校・家庭・地域が連携して育むことを目指し、「5つの目標」と14の重点施策を定め、教育の質の向上に取り組んでまいります。

## 2 平成 25 年度事業執行方針と教育予算（案）

平成 25 年度は、「横浜市教育振興基本計画」5 か年のうち 4 年目にあたり、着実に施策・事業を推進するための教育予算を編成しました。

特に、**いじめ・不登校等への対策を強化し、**

- ・児童支援専任教諭の全小学校への段階的な配置
- ・関係機関と連携・調整等を行うスクールソーシャルワーカーの増員
- ・学校へのカウンセラー派遣の拡充
- ・ハートフルスペース（適応指導教室）の増設
- ・児童生徒自身がいじめを考える「横浜子ども会議」の開催

などに取り組んでまいります。

また、教員が子どもと向き合う時間を確保しつつ、**確かな学力の向上を実現**するため、

- ・学校司書の全小・中・特別支援学校への段階的な配置
- ・理科の授業をサポートする理科支援員の市費による継続配置
- ・中学校英語指導助手（AET）常駐校の拡充

などに取り組んでまいります。

さらに、**安全・安心な教育環境の整備**のため、

- ・耐震補強が必要な学校の補強工事
- ・全市立学校の普通教室等に空調設備の設置
- ・全中学校で弁当等の販売の実施

などに取り組んでまいります。

## 教育予算(案)の概要

| 科 目              | 25年度<br>(千円) | 24年度<br>(千円) | 差引<br>(千円) | 対前年比<br>(%) |
|------------------|--------------|--------------|------------|-------------|
| 15款 教 育 費        | 94,860,411   | 90,421,030   | 4,439,381  | 4.9         |
| 1項 教 育 総 務 費     | 30,406,503   | 30,251,236   | 155,267    | 0.5         |
| 2項 小 学 校 費       | 10,639,206   | 10,489,578   | 149,628    | 1.4         |
| 3項 中 学 校 費       | 5,343,757    | 5,369,231    | △ 25,474   | △ 0.5       |
| 4項 高 等 学 校 費     | 979,122      | 1,028,859    | △ 49,737   | △ 4.8       |
| 5項 特 別 支 援 学 校 費 | 1,088,153    | 1,093,698    | △ 5,545    | △ 0.5       |
| 6項 生 涯 学 習 費     | 2,661,854    | 2,676,046    | △ 14,192   | △ 0.5       |
| 7項 学 校 保 健 体 育 費 | 16,338,079   | 17,326,524   | △ 988,445  | △ 5.7       |
| 8項 教 育 施 設 整 備 費 | 27,403,737   | 22,185,858   | 5,217,879  | 23.5        |
| 歳 出 合 計          | 94,860,411   | 90,421,030   | 4,439,381  | 4.9         |

※25年度予算額は、24年度2月補正予算(25年度予算の前倒し・上乗せ補正分)を含めたもの  
【24年度2月補正額 8,709,325千円】

|                        |             |
|------------------------|-------------|
| 内訳                     |             |
| ・市立学校空調設備設置事業          | 6,312,536千円 |
| ・市立学校耐震対策事業            | 1,596,646千円 |
| ・小中学校整備事業(新築増築)        | 297,143千円   |
| ・学校特別営繕費               | 250,000千円   |
| ・学校運営振興費(小・中・高・特別支援学校) | 253,000千円   |

【参考】 25年度当初予算額

|         |            |            |             |       |
|---------|------------|------------|-------------|-------|
| 歳 出 合 計 | 86,151,086 | 90,421,030 | △ 4,269,944 | △ 4.7 |
|---------|------------|------------|-------------|-------|

## 市立学校の学校数等

| 区 分       | 25 年 度       | 24 年 度       | 差 引          | 備 考                   |
|-----------|--------------|--------------|--------------|-----------------------|
| 学 校 数     | 校<br>510     | 校<br>513     | 校<br>△ 3     |                       |
| 小 学 校     | 342          | 344          | △ 2          | その他分校1<br>(新井小学校桜坂分校) |
| 中 学 校     | 147          | 148          | △ 1          | その他分校1<br>(新井中学校桜坂分校) |
| 高 等 学 校   | 9            | 9            | -            |                       |
| 特別支援学校    | 12           | 12           | -            |                       |
| 児 童 生 徒 数 | 人<br>277,781 | 人<br>279,355 | 人<br>△ 1,574 |                       |
| 小 学 校     | 186,684      | 188,994      | △ 2,310      |                       |
| 中 学 校     | 81,072       | 80,475       | 597          |                       |
| 高 等 学 校   | 8,464        | 8,414        | 50           |                       |
| 特別支援学校    | 1,561        | 1,472        | 89           |                       |
| 学 級 数     | 学級<br>9,881  | 学級<br>9,778  | 学級<br>103    |                       |
| 小 学 校     | 6,648        | 6,586        | 62           |                       |
| 中 学 校     | 2,565        | 2,542        | 23           |                       |
| 高 等 学 校   | 220          | 219          | 1            |                       |
| 特別支援学校    | 448          | 431          | 17           |                       |

※児童生徒数、学級数は推計値

# 平成 25 年度 教育委員会 重点施策・事業

平成 25 年度は、子どもを取り巻く諸課題への対応や教育環境の充実に関する、下記の新規・拡充事業などに特に重点を置き、教育予算を編成しました。

## 主な新規・拡充事業など

### ○学校司書の配置（69 百万円）【新規】

- ・子どもの読書意欲の向上や情報活用能力の育成を目指して、司書教諭の学校図書館運営を補佐し、専ら学校図書館の運営に関する業務を担当する学校司書を、28 年度までに全小・中・特別支援学校に配置（25 年度：125 校）

### ○横浜子ども会議等事業 ～いじめ根絶に向けて～（8 百万円）【新規】

- ・児童生徒自身がいじめ等を考える「横浜子ども会議」の開催
- ・いじめ解決一斉キャンペーンの実施
- ・保護者向け啓発リーフレットの配布
- ・教職員向けマニュアルの策定

### ○児童支援体制の強化（476 百万円）【拡充】

- ・いじめや暴力行為などの諸課題に対応するため、児童支援専任教諭を全小学校に段階的に配置（210 校 ⇒ 280 校）

### ○スクールソーシャルワーカー活用事業（58 百万円）【拡充】

- ・各学校教育事務所に 3 人配置し、課題を抱える児童生徒の問題解決について、関係機関が連携して対応できるよう支援（8 人 ⇒ 12 人）

### ○学校へのカウンセラー派遣の充実（508 百万円）【拡充】

- ・子どもや保護者、教職員の心理的な支援・助言などを行うカウンセラーの小学校への派遣回数を拡充し、26 年度までに全小学校に中学校と同様週 1 回派遣できる体制を整備

### ○不登校対策事業（216 百万円）【拡充】

- ・不登校児童生徒の対人関係能力を醸成し、再登校を支援するための「ハートフルスペース（適応指導教室）」を 1 か所増設（3 か所 ⇒ 4 か所）

### ○国際理解教育の推進（125 百万円）【拡充】

- ・帰国・外国人児童生徒に対する日本語教室の運営など（集中教室 4 校・派遣指導、講師派遣 28 人）
- ・25 年度から、日本語指導の必要な児童生徒が一定数以上在籍する学校へ、非常勤講師や外国語ができる補助指導員を新たに配置

### ○9 年間一貫した英語教育の推進（1,176 百万円）【拡充】

- ・小・中・高等学校及び特別支援学校に英語指導助手（AET）を配置  
特に中学校には 26 年度までに全校に AET を常駐で配置（50 校 ⇒ 100 校）
- ・小学校全校へ外国人非常勤講師（IUI）を派遣する小学校国際理解教室の実施

### ○特色ある高校教育の推進（50 百万円）【拡充】

- ・戸塚高校音楽コース、横浜商業高校スポーツマネジメント科設置に向けた整備

### ○市立中学校昼食の実施（4 百万円）【拡充】

- ・25 年度中に全中学校で弁当等の購入ができるよう、弁当等販売未実施校において順次販売を開始
- ・引き続き、望ましい中学校昼食のあり方について検討

### ○家庭教育支援事業（7 百万円）【拡充】

- ・学齢期前及び学齢期の保護者が集える「(仮称)保護者の集いの場」づくりモデル事業の実施
- ・「はまっこ家庭教育応援 BOOK」の内容を一新して発行など

### ○市立学校空調設備設置事業（6,313 百万円）

- ・24 年度 2 月前倒し補正にて設置工事（167 校）を実施（補正予算：6,313 百万円）

さらに、「横浜市教育振興基本計画」に基づいた下記の特色ある事業を中心に、教育の質の向上に取り組んでまいります。

## 目標1 「知」「徳」「体」「公」「開」で示す“横浜の子ども”を育みます

### 重点施策1 横浜らしい教育の推進

- 横浜型小中一貫教育の推進（37 百万円）
  - ・小中一貫教育推進ブロックにおける教育の充実  
全市 142 ブロックのうち、20 ブロックの幹事校に非常勤講師を配置
  - ・小中一貫校設置対象地域を決定するための調査・検討
- 9 年間一貫した英語教育（1,176 百万円）【再掲】
- 豊かな体験を通じた学習の推進（1 百万円）
  - ・「キャリア教育実践推進校」（4 方面内のそれぞれ一つの小中一貫教育推進ブロックに設置）や「環境教育実践推進校」（12 校）を設置し、研究成果を全校に発信

### 重点施策2 確かな学力の向上

- 「横浜市子ども学力向上プログラム」に基づく学力の向上（5 百万円）
  - ・「学力向上アクションプラン」に基づき、基礎的・基本的な知識の習得や学習意欲向上のための取組を「はまっ子学習ドリル・検定システム」などにより支援
- 言語力の育成（11 百万円）
  - ・「はまっ子読書ノート」の利用を促進
  - ・読書活動活性化拠点校の設置（8 校）
- 学校司書の配置（69 百万円）【再掲】
- 理科支援員配置事業（42 百万円）
  - ・小学校 5・6 年生の「理科」授業のサポートとして、学校現場から要望の高い理科支援員を 100 校に配置
- 情報教育研修・研究事業（20 百万円）
  - ・教職員を対象にしたコンピュータ研修の実施など

### 重点施策3 豊かな心の育成

- 豊かな心の育成事業（3 百万円）
  - ・徳育実践研究協力校（8 校）を設置し、『豊かな心の育成』推進プログラムの検証や効果的な指導のあり方などを発信
- 児童支援体制の強化（476 百万円）【再掲】
- スクールソーシャルワーカー活用事業（58 百万円）【再掲】
- 学校へのカウンセラー派遣（508 百万円）【再掲】
- 不登校対策事業（216 百万円）【再掲】
- 横浜子ども会議等事業（8 百万円）【再掲】
- 保健室支援事業（46 百万円）
  - ・保健室登校や支援を必要とする児童生徒に対応するため、養護教諭有資格者を派遣（40 校、4,200 回[週 3 回]）

### 重点施策4 健やかな体の育成

- 健康・体力づくり推進事業（1 百万円）
  - ・「子どもの体力向上プログラム」に基づき、全小中学校が「体育・健康プラン」を策定し、学校の特色を生かした「体力向上 1 校 1 実践運動」を実施
  - ・「体力向上推進校」の設置（54 校）など
- 市立学校食育推進事業（9 百万円）
  - ・食育シンポジウム 2013 の開催、家庭向けの「食育だより」の発行など
  - ・中学校における昼食では、25 年度中に全中学校で弁当等の購入ができるよう、弁当等販売未実施校において順次販売を開始【再掲】
  - ・引き続き、望ましい中学校昼食のあり方を検討【再掲】

### 重点施策5 特別なニーズに対応した教育の推進

- 特別支援教育の推進（595 百万円）
  - ・スクールバスの増車（39⇒40 コース）
  - ・学校生活支援員による校内支援など
- 特別支援学校等の教育環境の改善（392 百万円）
  - ・個別支援学級の設備整備
  - ・通級指導教室の整備
  - ・中村特別支援学校の改修等
- 国際理解教育の推進（125 百万円）【再掲】

### 重点施策6 魅力ある高校教育の推進

- 横浜市立高等学校教育振興プログラムに基づく教育改革の推進（38 百万円）
  - ・横浜サイエンスフロンティア高校が牽引する教育改革推進の取組
  - ・スクールカウンセラーの配置、国際交流事業の実施など
- 中高一貫教育校推進（11 百万円）
  - ・南高校・南高校附属中学校における中高一貫教育の推進
- 特色ある高校教育の推進（50 百万円）【再掲】
- 進学指導重点校の強化（1 百万円）
  - ・県内トップレベルの進学校づくりを目指して取組を強化
- 定時制高校の取組支援（726 百万円）
  - ・横浜総合高校再整備事業：H25 年度 8 月移転予定
  - ・定時制高校生徒の就労支援、学習支援員の配置

## 目標2 誇りや使命感に満ちた信頼される教職員を確保・育成します -尊敬される教師-

### 重点施策7 優れた人材の確保

- 教員確保対策事業（17 百万円）
  - ・採用における取組（大学説明会などの積極的な広報や九州会場での一次試験を実施）
- よこはま教師塾「アイ・カレッジ」（22 百万円）
  - ・即戦力となる教員の確保・養成を図るため、小・中・高・特別支援学校の本市教員志望者に対し、必修講座及び各校種に応じた教科別指導などを実施

### 重点施策8 教師力の向上

- 教職員研修事業（21 百万円）
  - ・キャリアステージに応じた研修の実施
  - ・大学との共同研究など
- 授業改善支援センター（ハマ・アップ）の利用促進（49 百万円 ※「学校教育事務所の運営」の内数）
  - ・指導主事などによる「授業づくり講座」の充実など
- 教職員健康管理事業（71 百万円）
  - ・出張カウンセリングの実施（130 校）など

## 目標3 学校の組織力を高め、信頼される学校を目指します -信頼される学校-

### 重点施策9 学校の組織力の向上

- 児童支援体制の強化（476 百万円）【再掲】
- スクールサポート事業（307 百万円）
  - ・小中学校をサポートするための非常勤講師の配置（150 校）、アシスタントティーチャーの派遣（200 人）

### 重点施策10 適確・迅速・きめ細かな学校支援

- 学校教育事務所の運営（204 百万円）【拡充】
  - ・学校の実情に即した支援策の充実（1 事務所 50 万円×4 事務所）
  - ・学校課題解決支援チームによる学校運営の支援など
- よこはま学援隊事業（15 百万円）
  - ・学校の安全管理のためのボランティア活動の支援、助成
- 教育支援隊事業（4 百万円）
  - ・教員OBや地域人材をボランティアとして登録・派遣

## 目標4 家庭・地域・学校が連携し、子どもの成長を支えます

### 重点施策11 家庭教育への支援

- 家庭教育支援事業（7 百万円）
  - ・「(仮称) 保護者の集いの場」づくりモデル事業の実施と「はまっこ家庭教育応援 BOOK」の内容を一新して発行【再掲】
- ・家庭教育を学習する機会を提供するため、親の学びをテーマとした学習会の開催支援
- ・「おやじの会」への支援など

### 重点施策12 地域と学校との連携

- 学校運営協議会推進事業（10 百万円）
  - ・保護者や地域住民が学校運営に参加し、特色ある教育活動を推進（15 校設置）\*平成 24 年度末までに 95 校設置予定
- 地域交流室設置推進事業（13 百万円）
  - ・地域の教育力を生かした学校運営を行うため、学校と地域住民などとの連携、交流の場として設置（25 校設置）\*24 年度までに 301 校設置済
- 学校・地域連携推進事業（19 百万円）
  - ・学校と地域のパイプ役を担う学校・地域コーディネーターを養成（20 校）\*24 年度までに 132 校配置済
  - ・学校の教育活動に係わる地域ボランティア活動の支援
  - ・ボランティア活動保険に加入

## 目標5 子どもの教育環境を整備するとともに、市民の学習活動を支援します

### 重点施策13 教育環境の整備

- 市立学校の耐震対策（2,117 百万円）
  - ・耐震工事（43 棟）及び耐震診断・設計を実施（2 月補正予算：1,597 百万円）
- 小中学校整備事業（3,012 百万円）
  - ・学校の過大規模化などによる教室不足の解消、学校統合に伴う整備を実施し、教育環境の向上を図る
- 市立学校空調設備設置事業（6,313 百万円）【再掲】
- 学校給食調理業務の民間委託の推進（4,157 百万円）
  - ・25 年度 新規 8 校（24 年度までの累計 144 校）
- 災害から子どもを守る学校防災推進事業（13 百万円）
  - ・地域防災拠点に指定されている学校へ 4 年間で段階的に児童生徒用の備蓄品を配備

### 重点施策14 市民の学習活動の支援

- 交通拠点での図書サービス機能強化事業（2 百万円）
  - ・24 年度の基本計画調査を踏まえた、図書館サービス機能のモデル事業実施計画策定に向けた調査・検討
- 世界遺産登録準備事業（40 百万円）【拡充】
  - ・称名寺境内、朝夷奈切通を含む「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録に向けた環境整備、広報など

# 教育予算の紹介

( )内は前年度

## 1 教育委員会及び事務局の運営

教育課題などに関する調査・研究の実施や、市内4方面の学校教育事務所において、適確、迅速、きめ細かな学校運営の支援を行うことで、横浜の公教育の質の向上を図ります。

|     |            |
|-----|------------|
| 本年度 | 23,753,645 |
| 前年度 | 23,973,270 |
| 差引  | △219,625   |
| 増減率 | △0.9%      |

(千円)

- (1) 教育委員会費 21,684千円  
(21,700千円)  
教育委員(5人)の報酬及び費用弁償
- (2) 職員人件費 23,053,673千円  
(23,236,883千円)  
教職員及び事務局職員などの人件費  
・教育長 1人 ・一般職 1,735人  
・教育職 711人 ・再任用職員 259人
- (3) 教職員互助会助成費 27,560千円  
(36,800千円)  
教職員互助会へ助成します。
- (4) 教職員健康管理費 216,863千円  
(213,701千円)  
・教職員など健康診断及び健康相談などの実施  
・精神疾患の予防策充実のため、学校訪問による出張  
カウンセリングの実施、復職者支援のための非常勤  
講師配置
- (5) 政策調整調査費 2,432千円  
(3,000千円)  
平成18年に策定した「横浜教育ビジョン」の検証を行い、新たな横浜教育ビジョンを策定するための調査・検討を実施します。また、市立学校における教育活動の在り方や新たに対応や検討が必要な課題等に関する調査・研究を実施します。
- (6) 小中一貫校拡充検討費《新規》 2,000千円  
( - 千円)  
小中一貫教育のモデル校の設置拡充を進め、より先進的な「小中一貫教育」の研究・実践とその成果の発信、小中一貫校であることの特徴を生かした横浜の教育課題についての研究・実践とその成果の発信、各学校における小中一貫教育の充実・発展を図ります。
- (7) 災害から子どもを守る学校防災推進事業費 12,852千円  
(19,780千円)  
地域防災拠点に指定されている学校へ4年間で段階的に児童生徒用の防災備蓄を配備します。
- (8) 学校教育事務所運営費 204,337千円  
(162,760千円)  
市内4方面に設置した学校教育事務所において、学校運営の支援などを行います。  
・学校教育事務所の運営  
・授業改善支援センター(ハマ・アップ)の運営  
・学校課題解決支援チームの運用  
・方面別学校運営サポート事業の実施
- (9) 事務局運営費等 212,244千円  
(278,556千円)  
教育委員会事務局執務室借上費、法規等事務費ほか



## 2 学 校 の 運 営

※【 】のある予算額は、2月補正を含む

児童生徒の教育活動を推進するため、各学校の運営・管理を行うとともに、児童生徒の健康の保持・増進、健全育成、良質で安全な学校給食の実施を促進します。

|       |                  |
|-------|------------------|
| 本 年 度 | 34,388,317       |
|       | 【うち2月補正：253,000】 |
| 前 年 度 | 35,307,890       |
| 差 引   | △ 919,573        |
| 増 減 率 | △ 2.6%           |

(千円)

### 2-1 学 校 の 運 営 ・ 管 理

|       |                  |
|-------|------------------|
| 本 年 度 | 18,050,238       |
|       | 【うち2月補正：253,000】 |
| 前 年 度 | 17,981,366       |
| 差 引   | 68,872           |
| 増 減 率 | 0.4%             |

(千円)

「いきいき学校づくり予算」により、学校長の裁量のもと、自主的・主体的に、それぞれの学校の特色や学校事情・地域事情に応じた予算計画を作成し、執行します。

- (1) 学校運営振興費 【6,301,259千円】  
(6,142,596千円)
- 学校の教育課程を推進するために、必要な教材や環境の整備を行い、教育内容の充実を図ります。
- ・文具器材、学用器具(理科教材等)
  - ・教材教具修繕費
  - ・学校図書費
  - ・教師用指導書
  - ・学校行事用消耗品など、学校に配当される経費
- 【24年度2月補正:253,000千円】
- ・理科教材の整備  
(対象:全小・中・高等学校、特別支援学校6校)
- (2) 教育用コンピュータ整備事業費 738,214千円  
(751,192千円)
- 学校のコンピュータ教室及び普通教室用のPCなどを引き続き賃借するとともに、賃借期間が満了を迎えたものなどを更新します。また、教育用・校務用PC及びネットワークなどの各種障害に対処するため、学校サポートデスクを運営します。
- (3) 校務システム運用事業費 149,284千円  
(138,539千円)
- 小・中学校において子どもと向き合う時間を確保するため、児童生徒の出欠管理や成績管理などを行う校務システムを運用し、校務処理の効率化を図ります。
- (4) 学校管理費等 10,861,481千円  
(10,949,039千円)
- ・光熱水費
  - ・学校施設維持管理費
  - ・対外競技及び各種大会活動奨励金
  - ・用務員・管理員嘱託員等賃金
  - ・学校医等に対する報酬 ほか

## 2-2 学校保健

|     |          |
|-----|----------|
| 本年度 | 730,102  |
| 前年度 | 750,990  |
| 差引  | △ 20,888 |
| 増減率 | △ 2.8%   |

(千円)

児童生徒等の健康の保持・増進のため、各種健康診断を実施します。また、学校での事故により児童生徒が負傷した場合に必要な給付を行うため、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入するとともに、学校事故見舞金を給付します。

- (1) 児童・生徒等健康診断費 288,689千円  
(290,006千円)  
定期健康診断、結核健診、心臓検診、就学時健康診断などを実施します。
- (2) 日本スポーツ振興センター費 265,197千円  
(266,630千円)  
学校での災害に対する給付を行うため、災害共済制度に加入します。
- (3) 学校事故見舞金 8,500千円  
(9,030千円)  
学校での児童生徒の事故等による災害について、見舞金を支給します。
- (4) 保健室支援事業費 45,582千円  
(45,444千円)  
保健室登校の児童生徒や支援を必要とする児童生徒が在籍する学校へ養護教諭有資格者を追加で派遣し、きめ細かい対応を実施します。  
・派遣校数:40校  
・派遣回数:4,200回
- (5) 環境衛生検査費 7,300千円  
(8,299千円)  
学校の環境衛生の維持を図るため、高架水槽水等の検査を実施します。
- (6) AED維持管理費 15,260千円  
(14,121千円)  
市立学校全校に設置しているAED(自動体外式除細動器)の適切な維持管理に努めます。
- (7) むし歯予防事業費等 99,574千円  
(117,460千円)  
・むし歯予防事業費  
・要保護及び準要保護児童生徒援助費ほか

## 2-3 学校体育

|     |         |
|-----|---------|
| 本年度 | 266,612 |
| 前年度 | 226,400 |
| 差引  | 40,212  |
| 増減率 | 17.8%   |

(千円)

全校で新体力テストを実施し、児童生徒の体力向上のための取り組みを推進します。また、指導者を派遣し、部活動の活性化を図ります。宿泊体験学習や自然教室に参加した就学援助対象児童生徒に援助費を支給します。

### (1) 子どもの体力向上推進事業費

32,251千円

(31,911千円)

#### ・健康・体力づくり推進事業費

新体力テストを全校実施し、調査結果を反映させた体力づくりの取り組みを推進します。

また、「子どもの体力向上プログラム」に基づく体力向上推進校を設置します。

#### ・中学校部活動支援事業費

中学校部活動へ指導者を派遣し、部活動の活性化を図ります。

また、より良い部活動支援のあり方について調査・検討を行います。

### (2) 学校体育振興事業費

53,471千円

(19,790千円)

小学校の体育、水泳、球技各大会及び中学校・高等学校総合体育大会などを開催するとともに、中学校の武道必修化に伴い、武道安全対策を行います。

### (3) 体験学習等援助費支給事業費

35,964千円

(30,068千円)

小学校宿泊体験学習及び中学校自然教室に参加した準要保護児童生徒に援助費の支給を行います。

### (4) 少年自然の家運営費

144,926千円

(144,631千円)

南伊豆、赤城の少年自然の家の運営管理委託及び当該施設のある市町村との交流事業を実施します。

## 2-4 学校給食

|     |             |
|-----|-------------|
| 本年度 | 15,341,365  |
| 前年度 | 16,349,134  |
| 差引  | △ 1,007,769 |
| 増減率 | △ 6.2%      |

(千円)

良質で安全な学校給食の実施のため、必要な給食備品などを整備するとともに、学校給食費の管理を行い、食材の円滑な確保に努めます。

また、給食調理業務の民間委託を進め、委託対象校を拡大します。

- |   |   |
|---|---|
| <p>(1) 学校給食物資購入費<br/>学校給食に使用する食材を購入します。</p>   | <p><u>8,931,530千円</u><br/>(8,954,275千円)</p> |
| <p>(2) 学校給食費調整基金積立金<br/>給食物資の安定的な調達を目的に、基金へ運用益等を積立てます。</p>  | <p><u>31,955千円</u><br/>(1,200,000千円)</p>    |
| <p>(3) 学校給食物資購入委託事業費<br/>給食物資の購入業務を事業者へ委託します。また、学校給食用食材の放射線測定を実施します。</p>  | <p><u>243,988千円</u><br/>(210,530千円)</p>     |
| <p>(4) 準要保護児童学校給食費<br/>準要保護児童に対する学校給食費を援助します。<br/>対象児童数:26,130人(24年度:25,695人)</p>   | <p><u>1,155,352千円</u><br/>(1,138,280千円)</p> |
| <p>(5) 学校給食調理業務民間委託事業費<br/>学校給食調理業務の民間委託を152校で実施します。<br/>25年度新規委託校:8校</p>   | <p><u>4,156,876千円</u><br/>(3,968,626千円)</p> |
| <p>(6) 学校給食運営費<br/>学校給食を円滑に運営するため、給食指導・各種研修や<br/>嘱託・アルバイト調理員の雇用及び衛生管理を行います。</p>   | <p><u>526,714千円</u><br/>(585,082千円)</p>     |
| <p>(7) 市立学校食育推進事業費<br/>食育のシンポジウム開催や食育に関する家庭向け冊子の発行(年3回)、中学校などにおける食育の支援を行います。<br/>また、中学校における昼食では、25年度中に全中学校で弁当等の購入ができるよう、弁当等販売未実施校において順次販売を開始し、引き続き望ましい中学校昼食のあり方について検討します。</p> | <p><u>9,354千円</u><br/>(10,550千円)</p>        |
| <p>(8) 学校栄養職員未配置校対策費<br/>学校栄養職員の配置対象とならない学校に対し、アルバイト栄養士を配置し、教職員などの業務負担の軽減を図ります。<br/>また、アレルギー対応など専門的知識のニーズに応えます。<br/>25年度:48校</p>  | <p><u>34,476千円</u><br/>(34,509千円)</p>       |
| <p>(9) 学校給食費管理事業費等<br/>・学校給食費管理事業費<br/>・給食備品整備費<br/>・定時制高校給食費ほか</p>   | <p><u>251,120千円</u><br/>(247,282千円)</p>     |

### 3 学校教育の指導振興

|     |           |
|-----|-----------|
| 本年度 | 5,007,906 |
| 前年度 | 4,595,308 |
| 差引  | 412,598   |
| 増減率 | 9.0%      |

(千円)

基礎・基本の定着を図るとともに、それまでに学んだことを活用して課題を解決する力や自ら進んで学習に取り組む態度を育み、確かな学力の向上を図ります。

また、環境教育、キャリア教育などを『横浜の時間』を中心に体験的・問題解決的な学習を行います。さらに、いじめや学級崩壊といった課題に対応するための児童支援体制を強化します。

#### (1) 9年間一貫した英語教育

1,175,622千円

(1,168,651千円)

##### ・外国語教育推進事業費

小・中・高等学校全校、及び特別支援学校に英語指導助手(AET)を配置するとともに、地域人材等を活用した指導を推進します。

特に中学校には、26年度までに全校に英語指導助手を常駐で配置します。(25年度:100校)

##### ・小学校国際理解教室

小学校全校へ外国人非常勤講師(IUI)を派遣し、小学校段階にふさわしい体験的な英語活動を取り入れ、児童の国際性を養います。

#### (2) 国際理解教育費

125,466千円

(91,545千円)

日本語教室の設置や国際教室担当教員配置校の運営により、帰国・外国人児童生徒への適切な教育的支援を実施します。日本語指導の必要な児童生徒が一定数以上在籍する学校へ非常勤講師や、外国語ができる補助指導員を新たに配置します。

また、「よこはま子どもピースメッセンジャー」をニューヨークに派遣するなど、様々な活動を行うことにより国際性豊かな児童生徒を育成し、国際理解を推進します。

#### (3) 言語力育成事業費

11,404千円

(16,617千円)

「言語活動サポートブック」や「はまっ子読書ノート」の普及、活用啓発を図り、言語力の育成を推進します。

また、「読書活動活性化拠点校」を8校(前年同)設置し、「読書活動の推進」の成果を検証して小中学校に発信します。さらに、学校図書館の蔵書システムの構築として電算化を推進します。

#### (4) 学校司書配置事業費《新規》

68,685千円

( - 千円)

28年度までに、全小・中・特別支援学校に司書教諭の学校図書館運営を補佐し、専ら学校図書館に関する業務を担当する「学校司書」を配置します。学校司書の配置は、学校図書館の充実を図り、子どもの読書意欲の向上や情報活用能力の育成に寄与することを目的とします。(25年度:125校)

- (5) 横浜市学力・学習状況調査事業費 78,622千円  
(77,622千円)  
市立小中学校の児童生徒の学習状況を把握することで、教科指導の充実や教育施策に生かし、確かな学力の向上に資するため、「横浜市学力・学習状況調査」を実施します。
- (6) 児童・生徒指導推進費 23,033千円  
(21,558千円)  
児童生徒の問題行動を防止し健全育成を図るため、関係機関と連携して協議会の開催や研修を実施します。
- (7) 児童支援体制強化事業費 469,628千円  
(351,906千円)  
小学校におけるいじめ、暴力行為など、諸課題への対応の中心的な役割を担う「児童支援専任教諭」を小学校280校(前年210校)に配置します。  
26年度までに全小学校に配置します。
- (8) スクールサポート事業費 306,751千円  
(307,339千円)  
学級運営が困難な学級への支援として非常勤講師などを配置します。  
・小学校・中学校へのサポート:150校(前年同)  
・アシスタントティーチャーの派遣:200人(前年同)
- (9) 横浜子ども会議等事業費《新規》 7,700千円  
( - 千円)  
いじめ問題根絶に向け、児童生徒自身による主体的な行動を促すとともに、社会全体での取り組みを推進します。  
・児童生徒自身がいじめ等を考える「横浜子ども会議」の開催  
・いじめ解決一斉キャンペーンの実施  
・保護者向け啓発リーフレットの配布  
・教職員向けマニュアルの策定
- (10) 人権教育推進事業費 12,573千円  
(13,938千円)  
同和教育、在日外国人教育など、人権教育事業を企画及び運営するとともに、市立学校における人権教育を推進します。
- (11) キャリア教育実践プロジェクト事業費 600千円  
(600千円)  
9年間を通じたキャリア教育の推進を図るため、「キャリア教育実践推進校」を4方面内のそれぞれ一つの小中一貫教育推進ブロックに設置し、その成果を小中学校に発信します。

(12) 環境教育推進事業費 850千円  
教職員・児童・生徒の環境保全に関わる意識向上のため、「こどもエコフォーラム」を開催します。また、「環境教育実践推進校」を12校(前年同)指定し、その成果を小中学校に発信します。  
(850千円)

(13) 学校運営協議会推進事業費 10,090千円  
学校運営協議会を110校(24年度末までに95校予定)に設置し、保護者や地域住民のニーズを学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育の実現に取り組みます。  
(9,580千円)

(14) 豊かな心の育成事業費 3,240千円  
公共心や規範意識、礼儀を大切にする態度などを育てるため、本市で作成した「中学生のための礼儀・作法読本」を生徒に配付します。  
また、「徳育実践研究協力校」を8校設置し、「『豊かな心の育成』推進プログラム」の検証や効果的な指導のあり方などを小中学校に発信します。  
(3,900千円)

(15) よこはまの子ども学力向上事業費 4,990千円  
「横浜市学力・学習状況調査」を基にした経年変化が見られる「分析チャート」を作成・配付し、各学校の学力向上への取組の活性化を図ります。  
また、インターネット上で展開している「はまっ子学習ドリル・検定システム」の活用充実を図るほか、授業力向上推進校を32校設置し、指導法・指導体制などの研究を行い、その取組を小中学校に発信します。  
(7,770千円)

(16) 理科支援員配置事業費 41,560千円  
小学校5・6年生の「理科」の観察・実験などの体験的な学習の時間に「理科支援員」を100校に配置し、授業の充実や教員の指導力向上を図ります。  
(41,560千円)

(17) 奨学費 73,676千円  
高等学校奨学金の支給、定時制高等学校教科書の給付などを行います。  
高等学校奨学金は23年度の採用者から支給額を減額する一方、順次支給対象人員を拡大しています。  
(75,085千円)

|  |   |
|--|---|
| <p>(18) 高校教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校教育費<br/>           スクールカウンセラーの配置、定時制高校生徒の就労支援のための産業カウンセラーの派遣(新規)、国際交流の実施、横浜サイエンスフロンティア高校での理科教育研究などを行います。</li> <li>・高校教育振興プログラム事業費<br/>           平成26年度、専門コース・学科を設置に向けた諸準備を進めるとともに、進学指導重点校取組の充実などを図ります。</li> <li>・中高一貫教育推進事業費<br/>           中高一貫教育を推進するほか、適性検査の円滑な実施を図ります。</li> </ul> | <p><u>47,309千円</u><br/>(50,777千円)</p>       |
| <p>(19) 情報教育推進事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報教育研修・研究事業費<br/>           教職員のICT活用指導力の向上を図るため、コンピュータ研修を行うとともに、効率的で安全な校務の情報化の方法やICTを活用した効果的な授業手法などを研究・提供し、教育の情報化を推進します。</li> <li>・教育情報ネットワーク事業費など<br/>           教育委員会と全市立学校を結ぶ横浜市教育情報ネットワーク(Y・Y NET)の運用などを行います。</li> </ul>  | <p><u>231,668千円</u><br/>(203,255千円)</p>     |
| <p>(20) 就学奨励費</p> <p>経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して援助を行います。<br/>         &lt;就学援助 認定者数&gt;<br/>         24年度見込:40,447人→25年度見込:40,851人(1.0%増)</p>  | <p><u>1,928,940千円</u><br/>(1,817,153千円)</p> |
| <p>(21) 私立学校等補助金</p> <p>私立学校及び外国人学校に対する、施設・設備の整備費助成及び、私学団体が行う教職員の研究・研修事業などに対して助成を行います。</p>   | <p><u>87,944千円</u><br/>(87,944千円)</p>       |
| <p>(22) 防災教育推進事業費《新規》</p> <p>東日本大震災の教訓から、安全教育(特に防災教育)の重要性が高まる中で、教師用の防災教育指導資料を作成・配付し、防災教育の充実を図ります。</p>  | <p><u>970千円</u><br/>( - 千円)</p>             |
| <p>(23) 国際学生会館管理運営委託事業費等</p> <p>国際学生会館管理運営委託事業費、副読本配付事業費、横浜市立学校総合文化祭事業費ほか</p>  | <p><u>296,585千円</u><br/>(247,658千円)</p>     |



#### 4 教職員の育成・ 教育センター運営

|     |          |
|-----|----------|
| 本年度 | 441,675  |
| 前年度 | 576,069  |
| 差引  | △134,394 |
| 増減率 | △23.3%   |

(千円)

教育公務員としての使命感・責任感を持ち、資質能力の向上に努める教職員への支援を行い、尊敬される教職員を育成します。また、小中一貫カリキュラムや『横浜の時間』などを盛り込んだ「横浜版学習指導要領」を推進し、横浜らしい教育を目指します。

- (1) 教職員研究研修事業費 62,760千円  
(73,866千円)
- ・横浜型初任者育成研修や、10年次教員研修などの経験年数に応じた研修、校長・副校長を対象とした管理職研修など、キャリアステージに応じた研修の実施
  - ・人材育成における現状などを分析し、育成に求められる支援のあり方などについて大学との共同研究を実施
  - ・初任教員の支援を行うサポートボランティアの派遣
- (2) 横浜版学習指導要領・教育課程推進事業費 6,038千円  
(6,719千円)
- 年間を通じた教育課程研究委員会などの開催により、授業改善ガイドを作成・配付するなど授業の改善・充実に努め、横浜型小中一貫カリキュラムや『横浜の時間』など横浜らしい教育内容・方法を明示した「横浜版学習指導要領」を推進します。
- (3) 小中一貫教育推進事業費 34,895千円  
(35,550千円)
- 横浜型小中一貫教育を推進するため、全市142ブロックのうち20ブロックに非常勤講師を配置し、小中一貫教育推進ブロックによる小中学校間の連携の強化、学力向上と児童生徒指導の充実を図ります。
- (4) 教師力向上事業費 21,696千円  
(27,039千円)
- 即戦力となる教員の確保・養成を図るため、本市教員志望者を対象としたよこはま教師塾「アイ・カレッジ」(150人程度)を運営します。
- (5) 初任研非常勤講師配置事業費 287,828千円  
(287,828千円)
- 初任者研修の実施に伴い、授業を代替する非常勤講師を配置します。
- (6) 教員確保対策事業費 16,713千円  
(16,815千円)
- 教員採用試験を実施し、教育に情熱を持つ優れた人材を確保します。
- ・大学説明会などの積極的な広報の実施
  - ・九州会場での一次試験の実施
- (7) 教育文化センター施設管理事業費 11,745千円  
(128,252千円)
- 教育文化センター解体までの保守管理を行います。

## 5 特別支援教育の指導振興

|     |         |
|-----|---------|
| 本年度 | 812,792 |
| 前年度 | 795,910 |
| 差引  | 16,882  |
| 増減率 | 2.1%    |

(千円)

特別な支援を必要とする児童生徒に対する校内の支援体制を充実するため、支援員を配置するとともに、小中学校におけるLD(学習障害)などの児童生徒への教育的支援、専門的な就学・教育相談などを実施します。また、特別支援学校に在籍する生徒の就労支援を行い、社会的自立を促進します。

- (1) 学習支援実践推進校事業費 997千円  
(2,000千円)  
学習支援実践推進校として指定した小学校20校において、学習支援員(24年度に養成講座を修了した者)を配置し、マニュアルや実践を通して、より効果的な支援を行います。また、養成講座も引き続き実施します。
- (2) 特別支援教育学校生活支援事業費 33,766千円  
(31,033千円)  
小中学校に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対する校内の支援体制などの充実を図ります。
- (3) 特別支援学校就労支援事業費 18,421千円  
(15,584千円)  
高等特別支援学校及び高等部に在籍する生徒が企業就労を通して自立・社会参加を図れるよう、実習職場の開拓や就労定着のための職場訪問などを行います。
- (4) 特別支援学校医療的ケア体制整備事業費 48,586千円  
(48,472千円)  
特別支援学校(肢体)5校に看護師を配置するとともに、医師などで構成する運営協議会を設置し、医療的ケア実施体制の整備を図ります。
- (5) 特別支援教育相談指導事業費 81,835千円  
(75,935千円)  
児童生徒一人ひとりのニーズに応じて、特別支援教育にかかわる就学・教育相談を行います。
- (6) スクールバス運行費 561,319千円  
(563,336千円)  
特別支援学校に在籍する児童生徒に対し、登下校支援を行うため、スクールバスを運行します。  
児童生徒の安全確保や身体的負担の軽減を図るため、スクールバスを1台増車し、全40コースで運行を実施します。
- (7) 企画総務費等 67,868千円  
(59,550千円)  
企画総務費、特別支援教育行事費、センター総務費、臨床指導医等派遣事業費ほか

## 6 教育相談

|     |         |
|-----|---------|
| 本年度 | 951,804 |
| 前年度 | 874,015 |
| 差引  | 77,789  |
| 増減率 | 8.9%    |

(千円)

いじめ・不登校・学級崩壊など児童生徒に関する諸課題への対応を推進します。

児童生徒や保護者、教職員からのさまざまな教育に関する相談を、多様な窓口で相互に連携しながら対応します。

また、不登校児童生徒の状況に応じて、再登校や社会的自立に向けた相談・指導を実施します。

### (1) 教育相談事業費

#### ・教育相談事業費

不登校・友人関係・進路など教育に関する相談のほか、心理・医療などの専門相談を実施します。また、様々な問題に悩む教員などを対象に、スクールスーパーバイザーを派遣し、支援を行います。

63,759千円

(63,156千円)

#### ・区教育相談事業費

各区の福祉保健センターにおいて、教育相談を実施するほか、教育相談員及び学校カウンセラーによる学校訪問相談を行います。

小学校へのカウンセラー派遣を拡充し、26年度までに全小学校へ週1回派遣します。

314,342千円

(285,879千円)

#### ・いじめ110番事業費

「いじめ」などに関する電話相談を24時間体制で実施します。

39,014千円

(38,174千円)

### (2) スクールカウンセラー活用事業費

いじめ、不登校などの複雑・多様化する課題解決に資するため、市立中学校全校へスクールカウンセラーを配置するとともに、学校カウンセラーが訪問していない一部小学校へ派遣します。

260,719千円

(256,599千円)

### (3) スクールソーシャルワーカー活用事業費

学校生活などにおける課題を抱える児童生徒の問題解決について、教育と福祉の視点から、校内対応体制づくりの支援や関係機関との連携・調整を行うスクールソーシャルワーカーを4名増員し、12名体制とします。

57,812千円

(38,502千円)

### (4) 不登校対策事業費

#### ・ハートフルフレンド家庭訪問事業費

ひきこもりがちな児童生徒の家庭にハートフルフレンド(大学生・大学院生)を派遣し、状態の緩和と保護者の不安の解消を図ります。

6,587千円

(6,587千円)

#### ・不登校予防対策推進事業費

不登校の予防・対応策を示した教職員向けのハンドブックを作成します。

また、「不登校児童生徒理解研修」「保護者の集い」を開催し、教職員と保護者を支援します。

305千円

(305千円)

#### ・横浜教育支援センター運営事業費

対人関係能力の醸成を目的としたハートフルスペース(適応指導教室)と、日々の生活習慣を身につける目的のハートフルルーム(相談指導学級)を運営し、不登校児童生徒の再登校を支援します。

ハートフルスペースは、西部方面へ新設し市内4方面に各1か所の運営体制とします。

209,266千円

(184,813千円)

## 7 生涯学習の推進

生涯学習の振興を図るため、市民への学習機会の提供、学習活動への支援を進めます。学校と地域の連携を図り、地域の教育力を学校運営に生かしていきます。

|     |         |
|-----|---------|
| 本年度 | 235,964 |
| 前年度 | 248,350 |
| 差引  | △12,386 |
| 増減率 | △5.0%   |

(千円)

- |  |                                       |
|--|---------------------------------------|
| <p>(1) 生涯学習総合支援事業費<br/>         ・生涯学習支援事業の実施、関連部局への支援<br/>         ・生涯学習普及啓発の実施</p>  | <p><u>4,448千円</u><br/>(7,040千円)</p>   |
| <p>(2) 学校開放事業費<br/>         生涯学習の振興を図るため、学校施設を地域の文化・スポーツ活動の場として学校教育に支障のない範囲で開放します。<br/>         ・学校開放(校庭・体育館、市民図書室、音楽室など特別教室)の実施<br/>         ・学校開放予約管理システムの運用</p>   | <p><u>80,003千円</u><br/>(90,961千円)</p> |
| <p>(3) 学校・地域連携推進事業費<br/>         ・学校と地域のパイプ役を担う学校・地域コーディネーターを養成<br/>         (24年度末 132校配置済)<br/>         ・学校の教育活動に係わる地域ボランティア活動の支援</p>  | <p><u>19,030千円</u><br/>(17,019千円)</p> |
| <p>(4) 「成人の日」を祝うつどい開催費<br/>         「成人の日」を迎えた市民を祝い、大人になることの自覚を促すための記念行事を実施します。</p>  | <p><u>24,758千円</u><br/>(24,758千円)</p> |
| <p>(5) PTA振興費<br/>         PTA組織の活性化を図るため、表彰・助成を行います。</p>  | <p><u>882千円</u><br/>(987千円)</p>       |
| <p>(6) 社会教育コーナー管理運営費<br/>         市民の生涯学習を支援する場である社会教育コーナーを指定管理者制度により管理運営します。</p>  | <p><u>11,230千円</u><br/>(11,088千円)</p> |
| <p>(7) 家庭教育支援事業費<br/>         子どもの健全育成を目指し、保護者が家庭教育の意義・役割を学習する機会や情報を提供します。<br/>         ・親の学びをテーマにした学習会に対する補助<br/>         ・おやじの会親子ふれあい事業に対する補助<br/>         ・「はまっこ家庭教育応援BOOK」の内容を一新して発行<br/>         ・「(仮称)保護者の集いの場」づくりモデル事業の実施</p> | <p><u>7,450千円</u><br/>(7,150千円)</p>   |
| <p>(8) よこはま学援隊事業費<br/>         保護者や地域住民と協働して児童生徒の登下校時における見守りなど安全対策の推進を図ります。</p>  | <p><u>15,160千円</u><br/>(16,850千円)</p> |
| <p>(9) 教育支援隊事業費<br/>         教員OBや地域人材の情報を収集・整理して、学校のニーズに合わせてコーディネート・派遣します。</p>  | <p><u>4,358千円</u><br/>(3,510千円)</p>   |
| <p>(10) 社会教育推進事業費等<br/>         ・社会教育推進事業費<br/>         ・区学校支援・連携担当事務費</p>   | <p><u>68,645千円</u><br/>(68,987千円)</p> |

## 8 文化財の保護及び 施設の管理運営

|     |           |
|-----|-----------|
| 本年度 | 1,002,407 |
| 前年度 | 972,630   |
| 差引  | 29,777    |
| 増減率 | 3.1%      |

(千円)

「横浜市文化財保護条例」(昭和62年制定)に基づき、市内に遺る貴重な文化財の保護育成・普及に努めます。

また、指定管理者制度により、横浜市歴史博物館他4館の管理運営を行います。

- (1) 文化財保護育成修理事業費 5,972千円  
(11,620千円)  
市が指定・登録した文化財や国指定重要文化財などを保護するための維持・管理や必要な修理などを行います。
- (2) 文化財調査研究事業費 923千円  
(1,145千円)  
市内に存在する文化財の専門・学術的な調査を行い、文化財保護施策の基礎資料とします。
- (3) 埋蔵文化財センター・史跡等管理事業費 95,076千円  
(95,076千円)  
埋蔵文化財の調査、研究、整理や普及啓発事業及び史跡などの管理運営を委託により行います。
- (4) 博物館等指定管理事業費 837,446千円  
(806,888千円)  
横浜市歴史博物館、横浜開港資料館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館及び横浜市三殿台考古館の管理運営を指定管理者である(公財)横浜市ふるさと歴史財団に委託します。
- (5) 世界遺産登録準備事業費 39,830千円  
(9,719千円)  
市内の国指定史跡「称名寺境内」及び「朝夷奈切通」を含む「武家の古都・鎌倉」世界遺産登録について、神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市の4県市が共同推進し、登録実現を目指して必要な準備作業を進めます。
- (6) 三殿台考古館耐震対策事業費《新規》 3,000千円  
( - 千円)  
老朽化している管理棟等について、耐震・基本調査を実施します。
- (7) 文化財保護審議会費等 20,160千円  
(48,182千円)  
金沢八景文化財保護活用事業費、文化財保護審議会その他事務費、金沢八景地区急傾斜地崩壊対策工事費、旧川合玉堂別邸保護活用事業費ほか

## 9 図書館の運営

市立図書館18館の効率的な運営に努めるとともに、市民の課題解決や暮らしに役立つ情報の提供など、図書館サービスの充実を図ります。

|     |           |
|-----|-----------|
| 本年度 | 1,823,483 |
| 前年度 | 1,471,066 |
| 差引  | 352,417   |
| 増減率 | 24.0%     |

(千円)

- (1) 図書館運営費 857,623千円  
(872,379千円)  
 ・中央図書館及び地域図書館の施設管理・運営、広報、研修など  
 ・図書館情報システムの運用
- (2) 調査資料事業費 228,361千円  
(236,976千円)  
 ・図書館資料の収集・整理  
 ・図書館資料を管理するための書誌データの作成など  
 ・図書館利用者の調査研究活動の支援
- (3) 中央図書館利用者サービス事業費 92,543千円  
(100,247千円)  
 ・中央図書館における資料の貸出・閲覧などのサービスの提供  
 ・障害者に対する情報、資料などのサービスの提供  
 ・移動図書館による資料の貸出等のサービスの提供
- (4) 山内図書館指定管理事業費 171,611千円  
(171,611千円)  
 22年4月1日に山内図書館へ指定管理者制度を導入したことにより、27年3月31日まで山内図書館の管理運営を指定管理者に委任します。
- (5) 地域図書館司書補助業務委託事業費 65,500千円  
(65,500千円)  
 都筑図書館及び戸塚図書館などの貸出・返却業務、及び図書物流処理について業務委託します。
- (6) 交通拠点での図書サービス機能強化事業費 2,000千円  
(1,000千円)  
 図書館サービスポイント整備の実施計画作成に向けた調査・検討を行います。
- (7) 地域とともにある図書館事業費 990千円  
(1,000千円)  
 地域の情報拠点、また生涯学習の場として図書館をPRするため、郷土資料の展示や、地域連携の推進を目的とした講演会を行います。
- (8) 地域図書館耐震補強・再整備事業費 400,000千円  
(16,000千円)  
 港北図書館(地区センターとの複合施設)の耐震補強、老朽設備の更新、バリアフリー工事を行います。
- (9) 学校連携・地域連携事業費等 4,855千円  
(6,353千円)  
 ・学校連携・地域連携事業費  
 ・図書取次サービス事業費  
 ・市立図書館のあり方検討事業費

## 10 小中学校整備・ 高等学校整備

※【 】のある予算額は、2月補正を含む

住宅開発等に伴う児童生徒の増加に対応するため、小・中学校における校舎の増築等対策を進めます。

|       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 本 年 度 | 4,535,010<br>【うち2月補正:297,143千円】 |
| 前 年   | 5,159,128                       |
| 差     | △624,118                        |
| 増 減   | △12.1%                          |

(千円)

- (1) 小・中学校整備費 【2,792,906千円】  
(2,281,268千円)  
 本町小学校、日吉南小学校の増築等を行います。  
 学校統合を検討している学校について、内部改修を行います。  
 また、小・中学校の不足教室に対応するため、教室改造、仮設校舎賃貸借を行います。  
 【24年度2月補正:297,143千円】  
 新治小学校の改修等を行います。
- (2) 設計委託費 208,187千円  
(206,308千円)  
 小・中学校増築等に伴う調査・設計を委託します。
- (3) 中高一貫教育校整備推進事業費 2,821千円  
(164,803千円)  
 横浜市立南高等学校附属中学校の生徒数の増に伴う教室改修等を行います。
- (4) 横浜総合高等学校再整備事業費 725,000千円  
(1,739,793千円)  
 耐震性の低い横浜総合高等学校を、旧県立大岡高等学校跡地へ移転させ、改修・再整備を行います。  
 (H25年度 8月移転予定)
- (5) 横浜サイエンスフロンティア高校PFI事業費 745,778千円  
(749,660千円)  
 PFI事業契約に基づく、設計・建設、維持管理などのサービス対価の支払いを行います。
- (6) 市立高等学校専門コース・学科整備事業費 49,700千円  
(6,300千円)  
 平成26年度の戸塚高校音楽コース(合奏室等)、横浜商業高校スポーツマネジメント科(トレーニングルーム等)の開設に向け、施設整備を行います。
- (7) 学校計画事業費等 10,618千円  
(10,996千円)  
 ・学校計画事業費  
 ・通学区域特認校事業費  
 ・学校統合に伴う通学安全事業費  
 ・基本方針推進事業費

## 11 学校用地の整備

|     |         |
|-----|---------|
| 本年度 | 910,382 |
| 前年度 | 905,285 |
| 差引  | 5,097   |
| 増減率 | 0.6%    |

(千円)

学校用地の整備を行うほか、維持補修及び屋外環境整備を行い、学校教育における活動の場の向上を図ります。

また、校庭等の施設の改修を行います。

- (1) 学校用地購入費 183,076千円  
学校用地を取得します。 (3,845千円)
- (2) 校地整備費 410,006千円  
既設学校用地の整備・維持補修や、屋外環境整備を実施します。 (548,885千円)
- (3) 校地管理費 317,300千円  
学校用地の緑地管理及び校庭芝生維持管理等の業務を、委託により行います。 (352,555千円)

## 12 特別支援学校等の施設の整備

|     |         |
|-----|---------|
| 本年度 | 391,739 |
| 前年度 | 101,117 |
| 差引  | 290,622 |
| 増減率 | 287.4%  |

(千円)

中村特別支援学校改修工事を行い、過大規模化の解消を図ります。

また、通級指導教室を整備するとともに、個別支援学級の整備を進め、障害のある児童生徒の状態に応じて効果的な指導が行えるようにします。

- (1) 個別支援学級設備費 24,000千円  
25年度に開設予定の1校について、改修等の整備を行います。 (23,000千円)  
また、26年度に開設予定の1校について、設計を行います。
- (2) 通級指導教室整備事業費 56,600千円  
通級指導教室が開級する3校について、改修等の整備を行います。 (11,000千円)
- (3) 中村特別支援学校改修事業費等 311,139千円  
・中村特別支援学校の改修 (67,117千円)  
・中村特別支援学校仮設教室の賃貸借料



### 13 学校施設の営繕

※【 】のある予算額は、2月補正を含む

学校施設の安全性・耐久性を確保し、良好な教育環境の維持を図るため、計画的かつ効果的な施設・設備の保全に取り組みます。

|       |                  |
|-------|------------------|
| 本 年 度 | 12,355,180       |
|       | 【うち2月補正:250,000】 |
| 前 年 度 | 12,105,180       |
| 差 引   | 250,000          |
| 増 減 率 | 2.1%             |

(千円)

- (1) 非構造部材耐震対策事業費《新規》 3,772,113千円  
 ( ー 千円)  
 地震等による天井材等落下の危険から児童・生徒等を守るため、非構造部材に対する安全対策を行います。
- (2) 屋内運動場改修事業費 1,218,000千円  
 (991,600千円)  
 昭和30～40年代にかけて建設された老朽化が著しい屋内運動場について、教育環境改善のため、全面的な改修工事を実施します。  
 25年度: 9校 (24年度: 7校)
- (3) トイレ改修費 1,182,000千円  
 (919,000千円)  
 教育環境改善のため、トイレの洋式化・ドライ化工事を実施します。  
 25年度: 31校 (24年度: 27校)
- (4) 給食室整備費 992,400千円  
 (1,202,500千円)  
 衛生的な給食調理および調理士の健康上の問題を解消するため、給食室の改修を実施します。  
 ドライ化 25年度: 5校 (24年度: 6校)
- (5) エレベータ設置費 589,400千円  
 (164,400千円)  
 車椅子使用児童生徒が安全に学校生活をおくるために、在籍する学校等を優先的にエレベータを設置します。  
 25年度: 7校 (24年度: 2校)
- (6) 地域交流室設置推進事業費 12,500千円  
 (12,500千円)  
 地域とともに進める学校づくりを推進するために、余裕教室等を活用し、「地域交流室」を設置します。  
 25年度: 25校 (24年度: 25校)  
 ・24年度末 301校設置済
- (7) 学校施設老朽箇所改修費等 【4,588,767千円】  
 (8,815,180千円)  
 老朽化した屋上の防水工事等の施設改修や、ガスパイプ・給水管等の設備の改修を図ります。  
 【24年度2月補正:250,000千円】  
 経済・市民生活対策として、学校施設の老朽化対策を実施します。

## 14 教育施設の耐震対策

※【 】のある予算額は、2月補正を含む

地震発生時における児童生徒、市民の安全を確保するため、教育施設の耐震補強工事を実施します。

また、耐震性の低い高等学校を移転させるため、移転先である廃校の改修・再整備を行います。

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 本 年 度 | 3,242,170          |
|       | 【うち2月補正:1,596,646】 |
| 前 年 度 | 2,830,267          |
| 差 引   | 411,903            |
| 増 減 率 | 14.6%              |

(千円)

- (1) 市立学校耐震対策事業費 【2,117,170千円】  
 ・26年度の耐震補強工事実施に向けた耐震診断 (133棟)等を実施します。 (1,074,473千円)

【24年度2月補正:1,596,646千円】

・耐震補強工事  
 (小学校16校23棟・中学校13校20棟)

◎学校の耐震対策は、27年度までに完了予定。

- (2) 横浜総合高等学校再整備事業費【再掲】 725,000千円  
 耐震性の低い横浜総合高等学校を、旧県立大岡高等学校跡地へ移転させ、改修・再整備を行います。 (1,739,793千円)  
 (H25 8月移転予定)

- (3) 地域図書館耐震補強・再整備事業費【再掲】 400,000千円  
 港北図書館(地区センターとの複合施設)の耐震補強、老朽設備の更新、バリアフリー工事を行います。 (16,000千円)

## 15 空調設備の設置

※【 】のある予算額は、2月補正を含む

学校教育環境の改善のために、市立学校の普通教室等への空調設備の設置を行います。

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 本 年 度 | 6,312,536          |
|       | 【うち2月補正:6,312,536】 |
| 前 年 度 | 394,000            |
| 差 引   | 5,918,536          |
| 増 減 率 | 1,502.2%           |

(千円)

- (1) 市立学校空調設備設置事業費 【6,312,536千円】  
 【24年度2月補正:6,312,536千円】 (394,000千円)  
 25年度までの空調設備設置完了に向けた工事(167校)を行います。

◎空調設備設置計画

(実施校数)

| 整備年度 | H23年度   |        | H24年度   |         | H25年度   | 合計  |
|------|---------|--------|---------|---------|---------|-----|
|      | H22補正予算 | H23執行分 | H23補正予算 | H24執行予定 | H24補正予算 |     |
| 設計   | 58      | 220    | 20      | 192     | 0       | 490 |
| 工事   | 58      |        | 265     |         | 167     | 490 |

## 16 学校施設整備基金の積立

学校施設の計画的な保全・建替え・増築及び用途廃止施設の解体等に必要な経費に充てるため基金に積立を行います。

|       |        |
|-------|--------|
| 本 年 度 | 21,754 |
| 前 年 度 | 24,822 |
| 差 引   | △3,068 |
| 増 減 率 | △12.4% |

(千円)

- (1) 学校施設整備基金積立金 21,754千円  
 用途廃止となった学校跡地・施設の貸付益の1/2等を基金に積立てます。 (24,822千円)

- ・旧霧が丘第三小学校(建物)の貸付益の1/2
- ・旧若葉台西小学校(土地)の貸付益の1/2

## 17 教育施設の解体

用途廃止となった学校施設や、閉館となった教育施設の跡地の有効利用を図るため、既存の建物を解体します。

|       |         |
|-------|---------|
| 本 年 度 | 359,966 |
| 前 年 度 | 37,400  |
| 差 引   | 322,566 |
| 増 減 率 | 862.5%  |

(千円)

- (1) 学校施設解体費 339,966千円  
 用途廃止となった学校施設を解体するため、解体工事をを行います。 (37,400千円)

- ・鶴見工業高等学校(東側敷地)

- (2) 教育文化センター解体費《新規》 20,000千円  
 閉館する教育文化センターの解体調査設計を実施します。 ( - 千円)